FM

Japan Finance Organization for Municipalities



地域の未来を 拓く使命に 邁進します。

























CONTENTS

| 理事長挨拶 | 02 | 3章 業務運営体制 | |
|-------------------------------------|-----------|------------------------|-----|
| JFMの価値創造ストーリー | 04 | 機構の基本的な仕組み | |
| 1章 事業概況 | | 1 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ | 54 |
| 1早 争未似仇 | | 2 出資金 | 55 |
| 令和6年度事業実績 | | ガバナンス | |
| 1 貸付けの実績 | <i>08</i> | 1 ガバナンス体制 | 56 |
| 2 資金調達の実績 | 10 | 2 財務報告に係る内部統制の評価 | 60 |
| 3 地方支援業務の実績 | 14 | 3 内部監査 | 61 |
| 4 決算の概況 | 16 | 一般勘定と管理勘定 | 62 |
| 令和7年度の事業実施方針 | | リスク管理 | |
| 1 貸付業務 | 18 | 1 リスク管理全般 | 64 |
| 2 資金調達業務 | 19 | 2 個別リスク管理 | 65 |
| 3 地方支援業務 | 21 | コンプライアンス(法令等遵守) | |
| 4 リスク管理及び内部統制 | 21 | 1 基本的な考え方 | 71 |
| 5 国庫納付 | 21 | 2 コンプライアンス体制 | 71 |
| サステナビリティ | | 3 行動指針 | 72 |
| 機構のサステナビリティ戦略 | 22 | 人的資本 | |
| 貸付事業を通じたサステナブルなまちづくりへの支援 | | 1 基本方針 | 73 |
| 地方支援業務 -活用事例- | 25 | 2 多様な人材の確保と育成 | 73 |
| グリーンボンドの発行 | 26 | 3 安全で健康的な職場環境 | 73 |
| 2章 業務の紹介 | | 4 人的資本の状況 | 73 |
| EAST E. L. MIG. 7944 | | ディスクロージャー | _, |
| 貸付業務 | | 1 情報開示に関する基本姿勢 | 74 |
| 1 概要 | 30 | 2 情報開示資料 | 74 |
| 2 貸付利率 | 32 | 4章 わが国の地方財政制度における機構の役割 | 75 |
| 3 貸付けの審査体制 | 34 25 | | |
| 4 貸付実績・貸付残高 | <i>35</i> | 5章 機構の財務状況 | |
| 5 貸付対象事業の紹介 資金調達業務 | 37 | □ | -00 |
| 日機構債券の種類 | 45 | 財務諸表 | 82 |
| 1 候件頃分の性短 2 資金調達の基本スタンス | 46 | 参考情報 | 110 |
| 3 機構債券の特徴 | 40 47 | 6章 参考資料・機構データ | |
| 4 資金調達実績の推移 | 47 48 | | 11/ |
| 地方支援業務 | 40 | 参考資料 機構データ | 116 |
| 基本姿勢 | 49 | 沿革 | 139 |
| 本 本 大 材 育成・ 実務 支援 | 50 | 石里 組織図 | 140 |
| 調査研究 | 51 | 組織概要 | 140 |
| 情報発信 | 51 | 州红柳 女 | 141 |
| 17 가시나니 | 0, | | |

- 1 いたみ総合保健センター (公共施設等適正管理推進事業)
- 2 岩手県宮古市田老総合事務所庁舎 (合併特例事業)
- 3 北海道室蘭市公設地方卸売市場 (市場事業)
- 4 山形県東根市東の杜 (地域活性化事業)

- 5 千葉県木更津市金田配水場 (水道事業)
- 6 大分県中津市三光地区農業集落排水施設処理場 (下水道事業)
- 7 徳島県鳴門市避難施設トリーデなると (緊急防災・減災事業)
- 8 滋賀県彦根市プロシードアリーナHIKONE (地域活性化事業)
- 9 秋田県市立秋田総合病院 (病院事業)
- 10 宮崎県延岡城・内藤記念博物館 (地域活性化事業)
- 11 愛知県常滑市役所 (緊急防災・減災事業)
- 12 埼玉県深谷テラスパーク (合併特例事業)

Message 2025

理事長挨拶

健全な地方財政と持続可能な地域社会の実現に向け、 全力を尽くす。

安定的な資金調達、地方支援業務の充実により 地方公共団体の健全な財政運営を支える。

地方公共団体金融機構は、法律に基づき、地方公共団体の資金需要に的確に応え、長期かつ低利の資金を融通することを主たる 任務として、全ての地方公共団体の出資により設立された地方共同の資金調達機関です。強固な財務基盤の下で、貸付け・資金 調達・地方支援の3つの業務を通じて、地方公共団体の健全な財政運営を支え、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目指し ています。

最近の機構を取り巻く金融市場環境についてみると、国内では日本銀行の利上げにより「金利のある世界」が到来した一方、国外で は欧米の中央銀行等が金融引締めから緩和へと金融政策を転換し、新たな局面を迎えています。さらには、米国の関税政策の影響、 各国の政治情勢の不安定化や地政学リスクの顕在化など不確実性の高い環境の下、金利や為替の動向など先行きの不透明な状況に あります。当機構としては、このような環境の中でも、求められる役割を引き続き的確に果たしてまいります。

まず、貸付けについては、2024年度末時点の貸付残高は22.7兆円となっており、国の地方債計画に基づき、「緊急防災・減災事業」、 「過疎対策事業」及び「こども・子育て支援事業」といった地方公共団体にとって優先度が高い事業のほか、住民生活に密接に関連した 「上下水道事業」、「病院事業」などの事業に貸付けを行っています。引き続き、公営競技(競馬・競輪・オートレース・ボートレース)の施行 団体から納付いただいた収益金を活用して、貸付利率の引き下げを行い、低利な資金を地方公共団体に融資していきます。

こうした貸付けの資金の調達のために、主に金融市場で地方金融機構債券を発行しており、2024年度末時点の債券等発行残高 は19.2兆円となっています。これまで、市場からの確固たる信認を得、投資家の需要を的確に捉え、債券を発行してまいりました。 これからも金融市場環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、有利な資金調達を実現してまいります。

そして、地方支援については、地方公共団体の財政運営における良き相談相手となることを目指し、「調査研究」、「人材育成・実務 支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させながら各種事業を実施しています。特に、地方公共団体の要請に応えてアドバイ ザー派遣をしている地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業については、新たに広域連携や税務行政のDX、地方創生2.0 の取組を支援分野に追加するとともに、派遣数を大幅に増やしてまいります。さらには、少子化・人口減少対策、子育て環境の充実と いった地方の政策ニーズの高い調査研究や情報発信などを積極的かつきめ細かに行い、地方公共団体の財政の健全性の確保・ 向上に貢献してまいります。

このほか、サステナビリティに関する取組みとして、引き続きグリーンボンドを 国内外で発行するとともに、貸付け、資金調達及び地方支援の全ての事業活動に ESGの観点を盛り込み、持続可能な地域社会の実現に一層貢献してまいります。

役職員一同、当機構の使命である「金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く」 の実現に向け、安定的な資金調達で地方公共団体の資金需要に的確に応える こと、地方支援業務をより一層充実させることを通じ、地方公共団体の健全な 財政運営、そして持続可能な地域社会の実現へ貢献するため、引き続き業務の 遂行に全力を尽くしてまいりますので、関係各位の御協力・御支援をよろしく お願い申し上げます。

> 地方公共団体金融機構 理事長 令和7年6月 内藤尚志





目的 Purpose

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完する ため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、 地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の 財政の健全な運営や住民の福祉の増進、地域社会の持続的な発展に寄与すること。

経営理念 Philosophy

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同 調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを 目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、 積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手 となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する 説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金 調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の 健全な発展に貢献します。

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

▶JFMの価値創造ストーリー

使命 Mission

金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

多様な資本を 活用して

地方公共団体の政策ニーズ等に 幅広く対応した事業活動を通じて



財務資本

▶ 地方共同法人としての 強固な財務基盤



知的資本

- ▶豊富な貸付実績
- ▶ 旧公庫時代から蓄積したノウハウ



人的資本

▶ 多種多様なバックグラウンド を有する専門人材



社会·関係資本

- ▶ 公的機関としての役割
- ▶国や地方公共団体との連携

貸付

P.30

地方公共団体向けの 長期•低利貸付

上下水道: 病院•交通事業等

資金調達

P.45

多様な手段を 活用した 安定的な調達

事業基盤

- ▶ガバナンス体制
 ▶リスク管理
- ▶コンプライアンス ▶人材育成/ダイバーシティ

地方公共団体の健全な財政運営の制度的担保

(地方財政制度(地方交付税、地方債等))(財政健全化法制)

経営理念

地方の政策ニーズへの積極的な対応

資本市場における確固たる信認の強化

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地域社会において様々な価値を創造

地方支援

P.49

地方公共団体の 良き相談相手

地方公共団体の 政策ニーズに応じた きめ細かな支援

地方公共団体の安定的な財政運営や 地域社会の持続的な発展に貢献

- ▶ 地方公共団体の事業資金の確保 ▶ 資本市場の健全な発展
 - ●住民の暮らしの向上
 - 社会インフラの維持
 - ●災害に強いまちづくり
 - ●環境に優しいまちづくり
- ▶地方公共団体の 課題解決力の向上
- ▶働きやすい職場環境の実現















13 気候変動に 具体的な対策を











05

1章 事業概況





令和6年度事業実績

| 1 貸付けの実績 | 08 |
|-------------|----|
| 2 資金調達の実績 | 10 |
| 3 地方支援業務の実績 | 14 |
| 4 決算の概況 | 16 |

令和7年度の事業実施方針

| 1 貸付業務 | 18 |
|---------------|----|
| 2 資金調達業務 | 19 |
| 3 地方支援業務 | 21 |
| 4 リスク管理及び内部統制 | 21 |
| 5 国庫納付 | 21 |

サステナビリティ

| 1 機構のサステナビリティ戦略 | 22 |
|--------------------------------|----|
| 2 貸付事業を通じた サステナブルなまちづくりへの支援 | 24 |
| 3 地方支援業務 一活用事例一 | 25 |
| 4 グリーンボンドの発行 | 26 |



▶ 貸付けの実績

令和6年度は、貸付計画額を331億円下回り、1兆4,368億円の貸付けを行いました。これは、令和6年度 貸付計画において下水道事業分として3,299億円を計上しましたが、その実際の貸付額が3,019億円と なったこと等によるものです。

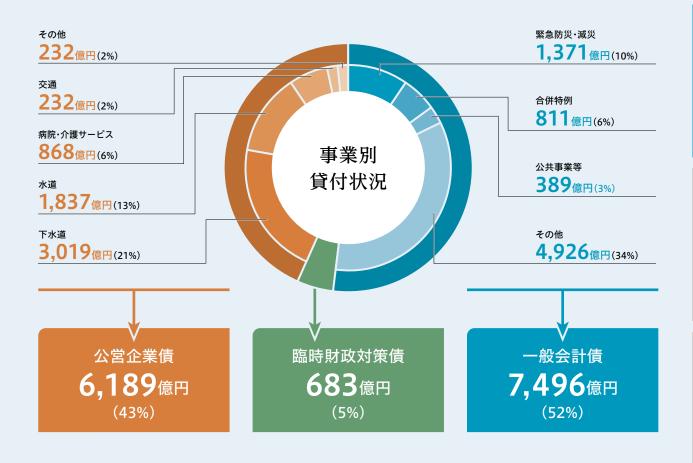
なお、貸付額の内訳は、公共施設等適正管理推進事業や緊急防災・減災事業等の一般会計債7,496億円 (全体の52%)、臨時財政対策債683億円(全体の5%)、下水道事業や水道事業等の公営企業債6,189億円 (全体の43%)となっています。

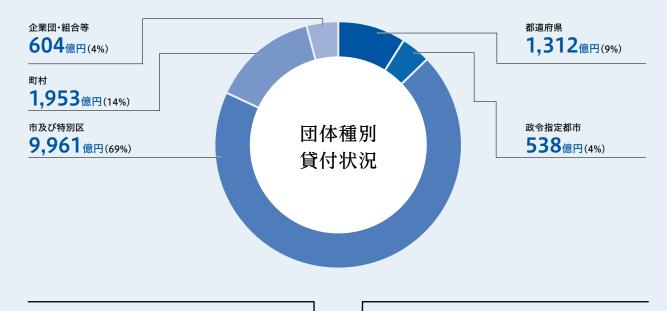
令和6年度事業別貸付状況

| 15 D | ☆ <i>什</i> / + * + + | 貸付 | 貸付額 | |
|---------------------------------------|----------------------|----------|--------|--|
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | (1) 貸付件数 (1) 貸付件数 | | 構成比 | |
| 一般会計債 | | | | |
| 公共事業等 | 605件 | 389億円 | 2.7% | |
| | 167件 | 114億円 | 0.8% | |
| 学校教育施設等整備事業 | 254件 | 247億円 | 1.7% | |
| 社会福祉施設整備事業 | 99件 | 74億円 | 0.5% | |
| 一般廃棄物処理事業 | 88件 | 152億円 | 1.1% | |
| 一般補助施設整備等事業 (*) | 3件 | 2億円 | 0.0% | |
| 一般事業 | 59件 | 65億円 | 0.5% | |
| 地域活性化事業 | 175件 | 107億円 | 0.7% | |
| | 293件 | 97億円 | 0.7% | |
| 地方道路等整備事業 | 331件 | 286億円 | 2.0% | |
| 合併特例事業 | 312件 | 811億円 | 5.6% | |
| 緊急防災・減災事業 | 1,561件 | 1,371億円 | 9.5% | |
| 公共施設等適正管理推進事業 | 922件 | 1,406億円 | 9.8% | |
| 緊急自然災害防止対策事業 | 1,467件 | 1,085億円 | 7.6% | |
| 脱炭素化推進事業 | 429件 | 170億円 | 1.2% | |
| こども・子育て支援事業 | 1件 | 0.04億円 | 0.0% | |
| 辺地対策事業 | 124件 | 38億円 | 0.3% | |
| 過疎対策事業 | 1,465件 | 1,082億円 | 7.5% | |
| | 8,355件 | 7,496億円 | 52.2% | |
| 公営企業債 | | | | |
| 水道事業 | 1,458件 | 1,837億円 | 12.8% | |
| 工業用水道事業 | 60件 | 52億円 | 0.4% | |
| 交通事業 | 46件 | 232億円 | 1.6% | |
| 電気事業・ガス事業 | 23件 | 42億円 | 0.3% | |
| 港湾整備事業 | 17件 | 21億円 | 0.1% | |
| 病院事業・介護サービス事業 | 488件 | 868億円 | 6.0% | |
| 市場事業・と畜場事業 | 33件 | 110億円 | 0.8% | |
| 下水道事業 | 2,784件 | 3,019億円 | 21.0% | |
| 観光その他事業 | 7件 | 7億円 | 0.0% | |
| | 4,916件 | 6,189億円 | 43.1% | |
| 臨時財政対策債 | 43件 | 683億円 | 4.8% | |
| 合計 | 13,314件 | 14,368億円 | 100.0% | |

⁽注)項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

^(*) 一般補助施設整備等事業債は、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行するものを対象としています。





令和6年度貸付額

1兆4,368億円

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

資金調達の実績

1. 調達額

令和6年度は1兆8,230億円の資金調達を行いました。そのうち、政府保証のない地方金融機構債の発行 による調達総額は1兆6,004億円、また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため の、既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えを行うための政府保証債の発行による調達総額は 1.400億円となりました。それに加え、長期借入による調達を826億円行いました。

地方金融機構債のうち、公募債の発行総額は、1兆609億円となっており、10年債、20年債、5年債及び30 年債といった定例債の定期的・計画的な債券発行と、FLIP債及び国外債(MTNプログラムによる外貨建債 券)といった弾力的・機動的な債券発行を組み合わせることで、安定的かつ柔軟な資金調達に努めました。

このうち、国内債については、総額7,485億円を発行しました。市場環境が大きく変動する中でフレックス 枠を活用し、10年債、20年債、5年債、30年債及びFLIP債を当初計画額から増額して発行しました。国外債 については、MTNプログラムに基づき、ベンチマーク債として、令和6年4月に米ドル建て5年債を15億米 ドル(2,310億円相当*)、令和7年1月にユーロ建て5年債(グリーンボンド)を5億ユーロ(814億円相当*) それぞれ発行しました。

このほか、地方公務員共済組合連合会等(地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、 警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会)の 引受けによる債券を5.395億円発行しました。

この結果、令和6年度末において、公営企業金融公庫から承継した債券及び政府保証債を含めた機構債券 の発行残高は18兆6,812億円、借入金の残高は5,295億円となっています。

(注1)債券発行額については、発行価額ベースの金額を億円未満四捨五入で記載しています。

(注 2)機構債券の発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額(額面金額ベース)を記載しています。

※条件決定時の為替レートにより換算、億円未満を四捨五入した金額を記載しています。

資金調達実績額 令和6年度

1. 地方金融機構債(政府保証のない債券)

(1)公募債

| 債券の種類 | 計画額(当初) | 実績額 |
|--------|----------|----------|
| 国内債 | 6,100億円 | 7,485億円 |
| 10年債 | 2,700億円 | 3,250億円 |
| 20年債 | 1,000億円 | 1,080億円 |
| 5年債 | 200億円 | 410億円 |
| 30年債 | 200億円 | 330億円 |
| スポット債 | _ | _ |
| FLIP債 | 2,000億円 | 2,415億円 |
| 国外債 | 3,000億円 | 3,124億円 |
| フレックス枠 | 1,755億円 | _ |
| 計 | 10,855億円 | 10,609億円 |

[※]フレックス枠は、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、 長期借入の増額等に活用しています。

[※]実績額には、各種債券の額にフレックス枠からの充当分を含んでい ます。

(2)地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

| 債券の種類 | 計画額(当初) | 実績額 |
|--------|---------|---------|
| 地共連引受債 | 3,000億円 | 3,000億円 |
| 10年債 | 1,500億円 | 1,500億円 |
| 20年債 | 1,500億円 | 1,500億円 |
| 地共済引受債 | 2,395億円 | 2,395億円 |
| 10年債 | 1,075億円 | 1,075億円 |
| 20年債 | 1,320億円 | 1,320億円 |
| 計 | 5,395億円 | 5,395億円 |

※地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。 地共済引受債は、地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立 学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村 職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けに よる債券。

2. 長期借入

| 計画額 | 実績額 |
|-------|-------|
| 750億円 | 826億円 |

3. 政府保証債

| 債 | 等の種類 | 計画額(当初) | 実績額 |
|---|------|---------|---------|
| | 4年債 | 2,700億円 | 1,400億円 |
| | 計 | 2,700億円 | 1,400億円 |

※計画額については、12月に見直しを行い、1,400億円に減額しています。

参考

●FLIP(Flexible Issuance Program:柔軟な起債運営)債の概要

FLIP債は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに応じ、発行額や発行年限等を柔軟かつ迅速に設定し、機動的に発行する機構独自の債券です。

平成21年度から発行を開始し、令和6年度には計50件2,415億円を発行しました。発行額は最小30億円、最大200億円となっています。

| 債券の年限 | 投資家の指定する年限。ただし、状況により対象となる発行年限を制限する場合がある。(原則、満期一括固定利付債の場合、5年、10年、20年及び30年は除く) | | |
|----------|--|-----|---------|
| 1回の発行額 | 30億円以上 | | |
| 令和6年度 | 2年~10年 | 34件 | 1,870億円 |
| 年限別 | 11年~ 20年 | 12件 | 385億円 |
| 発行実績 | 21年~40年 | 4件 | 160億円 |

●スポット債の概要

スポット債は、市場のニーズに対応し、原則、10年債、20年債、5年債及び30年債という定例債とは異なる年限で、主幹事方式により機動的に発行する債券です。

●MTNプログラムの概要

MTN (Medium Term Notes)プログラムとは、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成し、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで、海外市場において機動的な債券発行を行うことができる仕組みです。機構では、グローバル債の発行が可能なグローバル MTNプログラムを設定しています。

令和6年度は、ベンチマーク債15億米ドル及び5億 ユーロ(グリーンボンド)を発行しました。

| 設定 | 平成23年1月 | |
|-------|---------------------|--------------|
| 保証 | 非政府保証 | |
| 発行限度額 | 3兆円 | |
| 通貨 | マルチカレンシー | |
| 準拠法 | 英国法 | |
| 上場 | ルクセンブルク証券取引所(非規制市場) | |
| | 米ドル 89.04億米ドル | |
| 通貨別 | ユーロ | 48.8億ユーロ |
| 発行残高 | 豪ドル | 14.15億豪ドル |
| | ニュージーランドドル | 0億ニュージーランドドル |

2. 発行条件

機構が定例的に発行している国内公募債については、日銀によるマイナス金利の解除後、2度の政策金利引き上げを経て「金利のある世界」が到来し、金利上昇局面での発行となりました。

10年債の対国債スプレッドは、前年度からの堅調な需要が継続し、6月にかけてカーブ比6.0bpまでタイト化しましたが、日銀の早期利上げ観測や米景気後退懸念等を背景とした8月の相場急変動により需給が悪化し、9月にカーブ比10.0bpまでワイド化しました。その後は1月まで同水準が維持され、2月にカーブ比9.0bpへタイト化しています。なお、利回りについては、国債金利が上昇したことにより、機構においても上昇傾向で推移し、令和7年3月には、平成21年6月以来の1.6%台となる1.643%を記録しました。

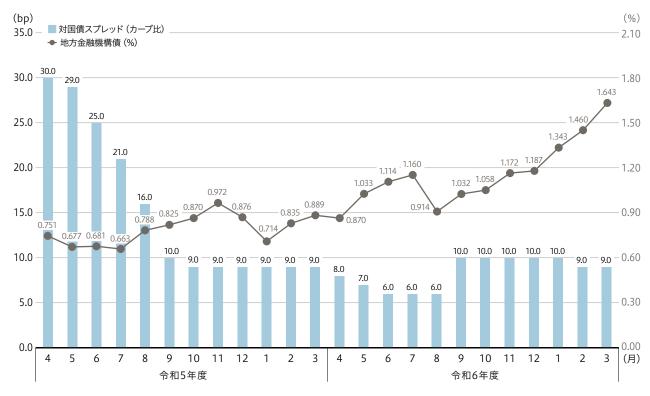
5年債については、機構初の国内グリーンボンドとして発行しました。発行に向け、投資家と積極的に対話を重ね、国内グリーンボンドを発行する意義等を丁寧に説明した結果、幅広い業態の投資家から旺盛な需要が寄せられ、地方債において確認されていた2.0bpのグリーニアムが機構においても許容されました。

20年債及び30年債についても、堅調な需要を背景に、対国債スプレッドはタイトに推移しましたが、地方債と同一条件による発行については維持されています。

国外債については、海外プライマリー市場やセカンダリー市場におけるクレジット・スプレッド水準を参考に、市場環境及び投資家需要に基づいた条件で発行しています。

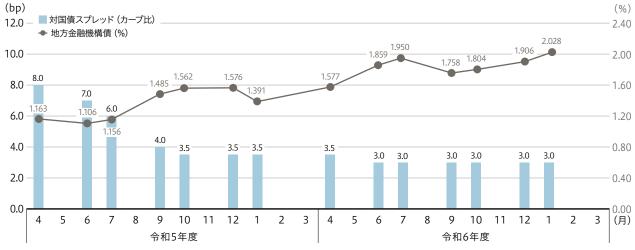
※令和6年度における各債券の発行条件については、P.135~138を参照。 ※グリーンボンドの発行については、P.26~27を参照。

①地方金融機構債(10年債)の利回り及びスプレッド推移



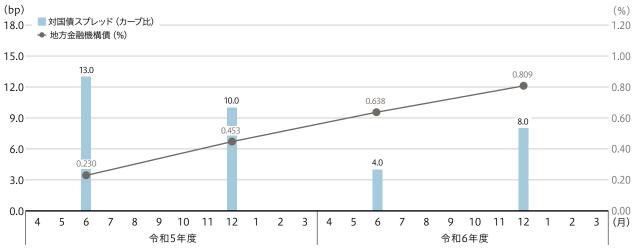
※地方金融機構債 (10年債) は、原則として10年国債入札の1週間後に条件決定を行っています。 カーブ比 (bp) は機構が独自に算出した理論値です。 対地方債スプレッド差はありません。

②地方金融機構債(20年債)の利回り及びスプレッド推移



※カーブ比 (bp) は機構が独自に算出した理論値です。 対地方債スプレッド差はありません。

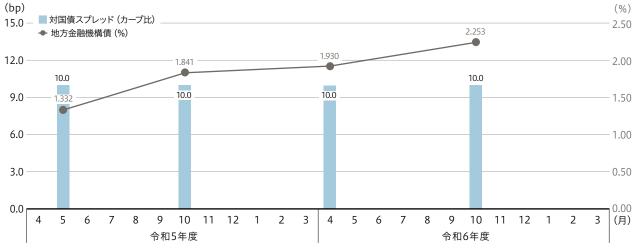
③地方金融機構債(5年債)の利回り及びスプレッド推移



※カーブ比 (bp) は機構が独自に算出した理論値です。 対地方債スプレッド差はありません。

なお、地方金融機構債(5年債)について、令和6年度はグリーンボンドとして発行しています。

④ 地方金融機構債 (30年債) の利回り及びスプレッド推移



※カーブ比 (bp) は機構が独自に算出した理論値です。 対地方債スプレッド差はありません。

3 地方支援業務の実績

1. 調査研究

■IFM・GRIPS連携プロジェクト

地方公共団体の財政運営が直面する政策課題が大きく変化する中で、国立大学法人政策研究大学院大学 (GRIPS)と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマに教育及び調査研究に 関するプロジェクトを実施しました。

<教育事業>

・GRIPSに機構の寄附講座として設置した「地方財政特論」の科目において、ゲストスピーカーによる最 新の知見・実例に基づいた実践的な講義を実施

<調査研究事業>

・「地方自治体の対人社会サービスを支える公共施設の整備・更新・維持のあり方 |をテーマに、有識者など による調査研究を実施し、研究成果をシンポジウムやフォーラムなどにより地方公共団体等に還元

■地域金融に関する調査研究

地方公共団体における銀行等引受債の発行状況に関する実態調査等を実施しました。

■地方財政等に関する研究者に対する助成事業

地方財政に関する研究の発展や公営企業の健全な経営に資すること等を目的に「若手研究者のための地 方財政研究助成事業|及び「公営企業特定課題研究助成事業|の2つの助成事業を実施しました。

■地方財政等に関する調査等

令和5年度に引き続き、総務省と連携して、「地方財政に関するシステムのあり方検討のための調査研究会 | を開催するなど、研究会等での議論を踏まえた報告書を取りまとめました。

■諸外国の地方行財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方行財政制度や運用、地方自治制度等の最新の動向について、一般財団法人自治体国際化協会 と連携し、共同で調査研究を実施しました。

2. 人材育成 · 実務支援

■地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と機構の共同 事業として、7つの支援分野について、市区町村等にアドバイザーを継続的に派遣する事業を実施しました。 団体の状況や要請に応じて、1,131件の申請を受け、3,546回の派遣を行いました。

<アドバイザーを派遣した政策テーマ>

- ③地方公会計の整備・活用 ①公営企業・第三セクター等の経営改革 ②公営企業会計の適用
- ④公共施設等総合管理計画の見直し・実行(公共施設マネジメント) ⑤地方公共団体のDX
- ⑥地方公共団体のGX ⑦首長・管理者向けトップセミナー

■JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関するテーマについて、先進的な取組を行っている団体からの報告、総務省からの制度等の解説等を織り込んだセミナーを集合形式で実施するとともに、10~3月にeラーニングにより講義を配信しました。

■行財政研修会東京セミナー

首長や地方公共団体の幹部職員等を対象としたセミナーを地方 行財政調査会及び時事通信社と共同で、集合形式で実施しました。 令和6年7月19日 テーマ「人口減少に自治体はどう向き合うか」



資金運用入門研修の様子(東京会場)

■資金調達入門研修

資金調達業務に携わる職員を対象として、資金調達に関する基本的な事項(借入交渉、金融・経済の見方等)の研修を集合形式で実施するとともに、4~3月にeラーニングにより講義を配信しました。

■資金運用入門研修

資金運用業務に携わる職員を対象として、資金運用に関する基本的な事項(資金運用のリスクと管理等)の研修を集合形式で実施するとともに、4~3月にeラーニングにより講義を配信しました。

■宿泊型研修

地方公共団体の職員が財政運営や資金調達、資金運用等を行う上で必要不可欠な財政・金融知識を習得するための研修を、研修機関と共同で実施しました。

■出前講座

自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法 (講師派遣、Web会議システム等)で実施する講義を実施しました。

主な講義内容

| 講義名 | 内容 |
|------------------|--|
| 地方債の金利の見方 | 地方債の金利の見方や、ものさしとなるさまざまな金利を解説 |
| 銀行等引受債の借入交渉 | 金融機関との借入交渉において重要となる借入期間や金利見直し方式等のポイントを解説 |
| 資金運用のリスクと管理 | 預金・債券等の金融商品のリスクと管理手法について解説するとともに、資金管理の取組事例 や運用手法等を紹介 |
| 財政分析と地方債管理 | 財政分析チャート「New Octagon」や分析ツールによる財政分析の手法を紹介するとともに、 財政運営と地方債管理のポイントについて解説 |
| 公営企業改革と公営企業決算の見方 | 公営企業改革の動きと公営企業決算書について解説 |
| 日本経済と金利の動向 | これまでの金融政策の変遷や金利動向等についてポイントを解説 |

■自治体ファイナンス・アドバイザー等による実務支援(個別相談)

自治体ファイナンス・アドバイザー等が、地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な 課題や疑問の解決に向けて、電話、メール、Web会議システム及び講師派遣等の方法により専門的なアド バイスを実施しました。

<主な相談事例>

- ・銀行等引受債の発行に係る入札方式や金融機関との交渉に関するアドバイス
- ・金利見直し方式による借入についての金融機関との交渉に関するアドバイス
- ・基金の債券による運用手法に関するアドバイス
- ・資金管理・資金運用の方針や計画に関するアドバイス
- ・金融機関との手数料交渉に関するアドバイス

3. 情報発信

市町村が自らの財政状況を分析できる財政分析チャート「New Octagon」について、ニーズを幅広く聴取 しつつ、主要財政指標の経年グラフ表示機能を追加しました。また、政策課題の解決に資するため提供して いる先進事例検索システムについて、事例を追加しました。そのほか、地方公共団体の資金調達等の実務 を行う際に役立つ経済・金融データ、金融知識等を提供するなど、ホームページ等を効果的に活用して情 報発信を強化しました。

決算の概況

1. 損益の状況

経常収益は、貸付金利息が減少したこと等により、前年度と比べて4億円減少し2,086億円となりました。 経常費用は、債券利息が増加したこと等により、前年度と比べて75億円増加し1,258億円となりました。 この結果、経常利益は前年度と比べて80億円減少し828億円となりました。

機構においては法令の規定に基づき、債券の借換えによって生じた収益は金利変動準備金等に積み立てる こととされております。これらの積み立て等を行った結果、当期純利益は前年度と同水準の362億円となり ました。

2 資産・負債・純資産の状況

資産総額は、前年度末と比べて2,702億円減少し23兆8,938億円となりました。これは、貸付金が3,738 億円減少(一般勘定2,688億円増、管理勘定6,426億円減)したこと等によるものです。

(単位:百万円)

負債総額は、前年度末と比べて2,934億円減少し23兆4,448億円となりました。これは、債券が2,716億円 減少(一般勘定2,797億円増、管理勘定5,522億円減)したこと等によるものです。

純資産総額は、前年度末と比べて231億円増加し4,490億円となりました。これは、令和6年度における 一般勘定の当期純利益362億円を一般勘定積立金として計上したこと等によるものです。

なお、近年における決算主要項目の推移は下記のとおりです。

決算主要項目の推移

1. 損益

| 취급 | 会和4 年度 | 公和 5年度 | 令和(| 5年度 |
|-------|---------------|--|---------|---------|
| 科目 | 令和4年度 | 十二十令和5年度 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二 | | 前年度増減額 |
| 経常収益 | 217,989 | 209,118 | 208,625 | △ 493 |
| 経常費用 | 116,212 | 118,277 | 125,816 | 7,539 |
| 経常利益 | 101,776 | 90,841 | 82,808 | △ 8,033 |
| 当期純利益 | 36,079 | 36,292 | 36,232 | △ 59 |

2. 資産・負債・純資産

| 2. 質月 | 2. 負産・貝債・純負産 (単位:百万円) | | | | | |
|-------|------------------------------|------------|------------|------------|-----------|--|
| | 科目 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | | |
| | 行口 | 7444皮 | で加り牛皮 | | 前年度増減額 | |
| 資産総 | 額 | 24,556,329 | 24,164,123 | 23,893,823 | △ 270,299 | |
| | 貸付金 | 23,300,200 | 23,074,004 | 22,700,180 | △ 373,824 | |
| | 有価証券 | 747,000 | 204,500 | 272,000 | 67,500 | |
| | 現金預け金 | 497,337 | 873,692 | 908,700 | 35,007 | |
| | その他上記以外 | 11,791 | 11,925 | 12,943 | 1,017 | |
| 負債総 | 額 | 24,162,382 | 23,738,231 | 23,444,803 | △ 293,428 | |
| | 債券 | 19,626,484 | 18,949,328 | 18,677,661 | △ 271,666 | |
| | 借入金 | 526,500 | 530,300 | 529,500 | △ 800 | |
| | 金融商品等受入担保金 | 171,013 | 413,091 | 370,616 | △ 42,475 | |
| | 地方公共団体健全化基金 | 923,873 | 926,499 | 931,870 | 5,371 | |
| | 特別法上の準備金等 | 2,907,523 | 2,912,073 | 2,928,649 | 16,575 | |
| | 金利変動準備金 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,200,000 | - | |
| | 公庫債権金利変動準備金 | 701,566 | 708,654 | 727,327 | 18,673 | |
| | 利差補てん積立金 | 5,957 | 3,419 | 1,321 | △ 2,097 | |
| | その他上記以外 | 6,987 | 6,939 | 6,505 | △ 433 | |
| 純資産 | 総額 | 393,946 | 425,891 | 449,020 | 23,129 | |

※単位未満切り捨てのため、計が合わないことがあります。

1 貸付業務

機構の令和7年度貸付計画額は、令和7年度の地方債計画における機構資金の計上額(通常収支対応分 1兆6,073億円、東日本大震災分4億円)を基礎として過去の執行実績等を勘案し、1兆6,000億円を計上 しました。令和6年度貸付計画額1兆4,700億から1,300億円、8.8%の増となりました。

■機構の貸付計画額

| | 令和7年度 | 令和6年度 | 増減 | 增減率 |
|-------|----------|----------|-------------|-------------|
| | (A) | (B) | (C)=(A)-(B) | (C)/(B)×100 |
| 貸付計画額 | 16,000億円 | 14,700億円 | 1,300億円 | 8.8% |

■令和7年度事業別貸付計画

(単位:億円、%)

| | 区分 | 令和7年度 | 令和6年度 | 差引 | 増減率 | 【参考】地方債 | `` 計画計上額当 | 初計画ベース |
|----------|---------------|--------|--------|-------------|-------------|---------|--------------|--------|
| 事業 | 等名 | 計画額(A) | 計画額(B) | (C)=(A)-(B) | (C)/(B)×100 | 令和7年度 | 令和6年度 | 差引 |
| | 公共事業等 | 365 | 363 | 2 | 0.6 | 308 | 306 | 2 |
| | 公営住宅事業 | 110 | 101 | 9 | 8.9 | 126 | 121 | 5 |
| | 学校教育施設等整備事業 | 301 | 273 | 28 | 10.3 | 209 | 166 | 43 |
| | 社会福祉施設整備事業 | 127 | 78 | 49 | 62.8 | 89 | 89 | 0 |
| | 一般廃棄物処理事業 | 278 | 187 | 91 | 48.7 | 176 | 138 | 38 |
| | 一般事業 | 80 | 72 | 8 | 11.1 | 84 | 84 | 0 |
| | 地域活性化事業 | 94 | 89 | 5 | 5.6 | 85 | 85 | 0 |
| 船 | 防災対策事業 | 119 | 100 | 19 | 19.0 | 136 | 136 | 0 |
| 般会計債 | 地方道路等整備事業 | 211 | 234 | △ 23 | △ 9.8 | 248 | 248 | 0 |
| 債 | 合併特例事業 | 533 | 663 | △ 130 | △ 19.6 | 332 | 504 | △ 172 |
| | 緊急防災・減災事業 | 1,489 | 1,354 | 135 | 10.0 | 2,000 | 1,678 | 322 |
| | 公共施設等適正管理推進事業 | 1,575 | 1,396 | 179 | 12.8 | 1,728 | 1,728 | 0 |
| | 緊急自然災害防止対策事業 | 985 | 1,053 | △ 68 | △ 6.5 | 1,007 | 1,007 | 0 |
| | 脱炭素化推進事業 | 305 | 183 | 122 | 66.7 | 360 | 360 | 0 |
| | こども・子育て支援事業 | 48 | 10 | 38 | 380.0 | 180 | 180 | 0 |
| | 辺地対策事業 | 63 | 30 | 33 | 110.0 | 68 | 66 | 2 |
| | 過疎対策事業 | 1,305 | 1,057 | 248 | 23.5 | 1,480 | 1,430 | 50 |
| | 計 | 7,988 | 7,243 | 745 | 10.3 | 8,616 | 8,326 | 290 |
| | 臨時財政対策債 | 183 | 764 | △ 581 | △ 76.0 | - | 600 | △ 600 |
| | (一般会計債等分計) | 8,171 | 8,007 | 164 | 2.0 | 8,616 | 8,926 | △ 310 |
| | 水道事業 (上水道) | 2,214 | 1,769 | 445 | 25.2 | 2,053 | 1,889 | 164 |
| | 水道事業 (簡易水道) | 85 | 65 | 20 | 30.8 | 80 | 70 | 10 |
| | 交通事業 (一般交通) | 18 | 17 | 1 | 5.9 | 16 | 16 | 0 |
| | 交通事業 (都市高速鉄道) | 220 | 254 | △ 34 | △ 13.4 | 201 | 249 | △ 48 |
| | 病院事業 | 1,376 | 1,051 | 325 | 30.9 | 1,553 | 1,280 | 273 |
| 公堂 | 下水道事業 | 3,576 | 3,299 | 277 | 8.4 | 3,345 | 3,515 | △ 170 |
| 公営企業債 | 工業用水道事業 | 130 | 84 | 46 | 54.8 | 81 | 81 | 0 |
| 未 | 電気事業 | 46 | 45 | 1 | 2.2 | 44 | 44 | 0 |
| | ガス事業 | 6 | 6 | 0 | 0.0 | 5 | 5 | 0 |
| | 介護サービス事業 | 28 | 26 | 2 | 7.7 | 34 | 33 | 1 |
| | 市場事業 | 98 | 48 | 50 | 104.2 | 24 | 25 | △ 1 |
| | と畜場事業 | 3 | 1 | 2 | 200.0 | 1 | 0 | 1 |
| | 駐車場事業 | 1 | 2 | △1 | △ 50.0 | 0 | 1 | △1 |

(単位:億円、%)

| | 区分 | 令和7年度 | 令和6年度 | 差引 | 増減率 | 【参考】地方債 | 計画計上額当 | 初計画ベース |
|-------|----------------------|--------|--------|-------------|-------------|---------|--------|-----------------------|
| 事業 | 等名 | 計画額(A) | 計画額(B) | (C)=(A)-(B) | (C)/(B)×100 | 令和7年度 | 令和6年度 | 差引 |
| 公堂 | 港湾整備事業 | 20 | 21 | △1 | △ 4.8 | 20 | 20 | 0 |
| 公営企業債 | 観光施設事業・ 産業廃棄物処理事業 | 8 | 5 | 3 | 60.0 | 4 | 3 | 1 |
| | 計 | 7,829 | 6,693 | 1,136 | 17.0 | 7,461 | 7,231 | 230 |
| | āl | 16,000 | 14,700 | 1,300 | 8.8 | 16,077 | 16,157 | △ 80 (対前年比:△ 0.5%) |

- (注)1 事業等名は、令和7年度地方債計画に基づき区分した。
- (注)2 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
- (注)3 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計2億円を計上した。
- (注)4上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
 - ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- (注)5 各項目の金額は各単位未満を四捨五入しているため、内訳の計は合計と一致しない場合がある。

■地方債計画における機構資金

| | 令和7年度 (A) | 令和6年度 (B) | 増減 (C)=(A)-(B) | 増減率 (C)/(B)×100 |
|---------|--------------|--------------|-------------------|--------------------|
| 機構資金 | 16,077億円 | 16,157億円 | △ 80億円 | △ 0.5% |
| (内訳) | | | | |
| 一般会計債 | 8,616億円 | 8,326億円 | 290億円 | 3.5% |
| 公営企業債 | 7,461億円 | 7,231億円 | 230億円 | 3.2% |
| 臨時財政対策債 | _ | 600億円 | △ 600億円 | △ 100.0% |

※地方債計画と貸付計画が同じ額にならないのは、地方債の発行について同意等が行われる時期と実際の貸付けを行う時期が異なるためです。

2 資金調達業務

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債(政府保証のない債券)の公募による発行を基本とし、令和7年度においては、公募債を1兆855億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を4,895億円発行するほか、長期借入を750億円行う予定です。

公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、令和7年度においては、2,900億円を発行する予定です。

なお、資金調達の基本スタンスについては、P.46をご覧ください。

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。

※発行に関する情報につきましては、ホームページ等を通じてお知らせする予定です(https://www.jfm.go.jp/)。

■資金調達計画額

1. 地方金融機構債(政府保証のない債券)

(1) 公募債

| | 債券の種類 | 令和7年度 | 令和6年度実績 |
|--------|-------|----------|----------|
| 国内債 | | 6,100億円 | 7,485億円 |
| | 10年債 | 2,700億円 | 3,250億円 |
| | 20年債 | 1,000億円 | 1,080億円 |
| | 5年債 | 200億円 | 410億円 |
| | 30年債 | 200億円 | 330億円 |
| | スポット債 | - | - |
| | FLIP債 | 2,000億円 | |
| 国外債 | | 3,000億円 | 3,124億円 |
| フレックス枠 | | 1,755億円 | - |
| | 計 | 10,855億円 | 10,609億円 |

[※]債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。

(2)地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

| | 債券の種類 | 令和7年度 | 令和6年度実績 |
|--------|-------|---------|---------|
| 地共連引受債 | | 1,500億円 | 3,000億円 |
| | 10年債 | 750億円 | 1,500億円 |
| | 20年債 | 750億円 | 1,500億円 |
| 地共済引受債 | | 3,395億円 | 2,395億円 |
| | 10年債 | 1,775億円 | 1,075億円 |
| | 20年債 | 1,620億円 | 1,320億円 |
| | 計 | 4,895億円 | 5,395億円 |

[※]地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済 組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2. 長期借入

| 令和7年度 | 令和6年度実績 |
|-------|---------|
| 750億円 | 826億円 |

[※]このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがあります。

3. 政府保証債

| 債券の種類 | 令和7年度 | 令和6年度実績 |
|-------|---------|---------|
| 4年債 | 2,900億円 | 1,400億円 |
| 計 | 2,900億円 | 1,400億円 |

4. 合計

| | 令和7年度 | 令和6年度実績 |
|---|----------|----------|
| 計 | 19,400億円 | 18,230億円 |

[※]国内債の5年債については、令和6年度に引き続きグリーンボンドとして発行することを予定しています。

[※]フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用します。

[※]令和6年度実績には、各種債券の額にフレックス枠からの充当分を含んでいます。

3 地方支援業務

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金 調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題の解決に資する ため、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本 柱を有機的に連携させ、総合的な地方支援業務を実施します。

令和7年度は、「調査研究」について、地方財政等に関する研究者への助成事業を実施するとともに、専門機関等と連携した調査研究を実施します。また、地方公共団体の先進事例の調査研究を拡充するなど、地方財政分野の調査研究を充実させ、一層の広がりを持つよう取り組みます。

「人材育成・実務支援」について、個別市区町村等へアドバイザーを派遣する、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を拡充するほか、新たに地方財政分野等における研修をJAMP・JIAM等と共同で実施し、さらにeラーニングや研修・セミナーを実施するなど、人材育成に取り組みます。

「情報発信」について、地方公共団体の地方支援業務への理解

促進のため、関係機関との連携、各種広報媒体等を活用して情報発信・PRの充実を図ります。







4 リスク管理及び内部統制

健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場における確固たる信認を強化するため、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行います。

なお、金利リスクにおける具体的な対応については、P.66~68をご覧ください。

5 国庫納付

地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、地方交付税の総額確保のため、令和7年度は2,000億円 を国庫に納付します。

なお、地方交付税の総額確保のため令和6年度に予定していた2,000億円の国庫納付については、活用時期を 見直し、地方の財源として後年度に活用することとされました。



※詳細はP.63を参照。





機構のサステナビリティ戦略

機構は、地方共同法人として、住民に密接な行政サービスを広く提供している地方公共団体に対し、長期か つ低利の資金の融通を行うほか、財政の健全性の確保等に関する支援を通じて地方公共団体の抱える課題の解 決に寄与することで、持続可能な地域社会、ひいては社会のサステナビリティの実現に貢献します。

また、環境への配慮やガバナンス体制の整備など、機構の事業活動全般にESGの観点を取り入れ、サステナ ビリティに関する取組を推進します。

サステナビリティポリシー

1.はじめに

本ポリシーは地方公共団体金融機構のサステナビリティに関する事項について 基本的な方針を定める。

2.実施体制

- 理事長を委員長とし全役員等で構成するサステナビリティ委員会を設置
- 委員会では機構のサステナビリティに関する取組全般を審議

3.基本方針

●機構の使命及び経営理念の下、貸付け、資金調達、地方支援業務といった事業全体を通じて ESGの観点を盛り込み、地域社会の持続的な発展に貢献

3.1. 環境への配慮

3.1.1. 環境改善に資する事業への貸付け

- 下水道事業や水道事業をはじめとした環境改 **善効果等のある各種事業への貸付け**
- 貸付原資としてグリーンボンドを活用

3.1.2. 事業所における取組

● 節電の励行やグリーン調達の促進など環境負 荷の低減に資する取組の推進

3.2. 社会的責任の実践

3.2.1. 地域社会の持続的な発展

●住民生活に密接に関わる幅広い行政サービス を提供する地方公共団体に対する長期・低利の 資金の融通や、抱える課題に関する調査研究、 支援を行い、持続可能な地域社会の実現に貢献

3.2.2. 資本市場への貢献

• 公共債市場における基幹的な発行体として資 本市場の健全な発展に貢献

3.2.3. 包摂的で活力ある職場環境

各種ハラスメントの禁止、仕事と生活の調和、 自主性・チャレンジ精神を尊重した人材育成

3.3. 強固なガバナンス

3.3.1. 組織体制

- 地方公共団体の代表者等からなる代表者会議 を最高意思決定機関とする自律的・主体的な 経営体制
- 各専門分野に高い見識を有する者等からなる 経営審議委員会や外部監査などによるチェッ ク機能を通じた強固なガバナンス

3.3.2. 人権尊重·法令遵守

人権の尊重、法令・倫理規範等の遵守、違反へ の迅速かつ適切な対処

4.対話とディスクロージャー

4.1. 地方公共団体との対話

● 地方公共団体との対話を通じて政策ニーズを 把握・分析し、事業へ反映

4.2. 投資家との対話

国内外の投資家との建設的な対話の実施

4.3. 適切なディスクロージャー

• 積極的な情報開示による市場からの信認の維 持・強化及び透明性の確保

サステナビリティ委員会

機構では、サステナビリティに関する取組の推進の ため、2023年4月から「サステナビリティ委員会」を設置 しています。

サステナビリティ委員会では、気候変動対応などの 「環境」に関する事項、ダイバーシティや労働環境、人権 などの「社会」に関する事項、倫理及び法令遵守など「ガバ ナンス」に関する事項などについて、審議を行います。

同委員会は理事長を委員長として、全役員、部長、審査 室長及び検査役で構成されています。

また、具体的な取組について検討、調査研究を行う ため、同委員会の下にサステナビリティ対応ワーキング グループを設置しています。

代表者会議 経営審議 委員会 <審議機関> サステナビリティ委員会 理事長 サステナビリティ対応 ワーキンググループ 副理事長 統合的リスク管理委員会 理事 ALM委員会 コンプライアンス委員会 衛生委員会 業務部門 サステナビリティ委員会における 審議内容に基づき、具体的な取組を実行

サステナビリティに関する取組

機構は、事業活動全体を通じてESGそれぞれの観点を意識し実践します。 主な取組は以下のとおりです。

貸付けを通じたサステナブルなまちづくりへの支援

機構は、地域のインフラ整備や住民への行政サービスの充実等を行う地方公共団体への貸付けを通じ、サステナブルなまちづくりや持続可能な地域社会の実現に貢献しています。 P.24(貸付事業を通じたサステナブルなまちづくりへの支援)

グリーンボンドの発行

機構は、グリーンボンド等のサステナブル・ファイナンスを活用して資金調達を行い、ESG投資の資金を地域社会の環境問題等の解決につなげます。

P.26(グリーンボンドの発行)

地方支援業務を通じた地方公共団体の課題解決力の向上

機構は、地方公共団体の良き相談相手として地方の政策ニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした地方公共団体の抱える諸課題について必要な調査、研究及び支援を行い、その課題の解決に寄与することにより、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

P.25(地方支援業務 - 活用事例 -)

事業所における環境への配慮

事業所において組織全体として環境へ配慮した取組を実施するほか、さらなる取組の検討・促進を行ってまいります。

- ▶ 不要な照明や休憩時の消灯、省電力機器の活用、超過勤務の縮減など、あらゆる場面において節電を励行します。
- ▶ グリーン購入(環境負荷の低減に資する物品・役務の調達)を促進し、環境への影響を最小限にします。
- ▶ 各種会議等におけるペーパーレス化や事務用品の再利用を促進します。

包摂的で活力ある職場環境の実現

職員の自主性を尊重した人材育成、各種ハラスメントの禁止、ワークライフバランスの確保等を通じ、多様な人材が活躍できる安全な職場環境を整備しています。

P.71(コンプライアンス体制) P.73(人的資本)

強固なガバナンスの確保

地方公共団体の代表者等からなる代表者会議や、各分野の専門家からなる経営審議委員会、外部・内部監査制度等の下、健全かつ良好な財務体質を維持します。

P.56(ガバナンス体制)

情報開示

地方公共団体や投資家と適切に対話を行うとともに、財務情報のみならず非財務情報も積極的に開示し、透明性の確保に努めます。

P.74(情報開示資料)

コラム 温室効果ガス(GHG)排出量

機構は、脱炭素社会の実現に貢献するため、国の「2050年カーボンニュートラル」の目標の下、2050年までに機構のScope1及びScope2**の温室効果ガス(GHG)排出量を実質ゼロとすることを目標としています。

機構は、燃料の使用や事業所における電気使用などを対象※2として、Scope1及びScope2のGHG排出量を算定しています。令和6年度における機構のGHG排出量は82.1tCO2でした。

| | 目標 | 指 標 |
|--------------------------|---------------|----------|
| 温室効果ガス(GHG)排出量(Scope1・2) | 2050年までにネットゼロ | 82.1tCO2 |

今後も不要な照明の消灯や省電力機器の活用等によりGHG排出量の削減に取り組んでまいります。

- ※1 Scope1:燃料の燃焼や工業プロセスなどによる事業者自らの直接排出
 - Scope2: 他社から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴う間接排出
 - (GHG排出量を算定・報告するために定められた国際的な基準「GHGプロトコル」において定義されています。)
- ※2 自家用車の燃料使用、事業所等における電気使用(その使用料が原則共益費に含まれる空調設備に係る分を除く)によるものを算定しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GALS



貸付事業を通じた サステナブルなまちづくりへの支援

地方公共団体は、人口減少社会を迎え、少子高齢化対策や地方創生事業に取り組むとともに、公共施設の更新や頻発する自然災害への対応等、さまざまな行政需要に直面しています。

機構はこれらの課題に対応するため、地域のインフラ整備や住民への行政サービスの充実等を行う地方公共団体への貸付けを通じ、地域の環境維持改善やサステナブルなまちづくりに寄与しています。

■機構の貸付事業例及びSDGsとの関連性

下水道事業















地方公共団体が経営する下水道事業、集落排水事業等 令和6年度貸付実績 765団体 3,019億円

松尾浄化管理センター(長野県飯田市)



病院事業







地方公共団体が経営する病院、診療所、 その他の医療施設による病院事業

令和6年度貸付実績 198団体 824億円

兵庫県立粒子線医療センター付属 神戸陽子線センター (兵庫県神戸市)



緊急防災・減災事業











地方公共団体が実施する災害に強いまちづくりのための事業、災害 に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化する ための施設の整備事業

令和6年度貸付実績 825団体 1,371億円

佐賀地区津波避難タワー(高知県黒潮町)



教育・福祉施設等整備事業













地方公共団体が実施する学校、幼稚園等の教育施設や、 児童福祉施設、老人福祉施設等の社会福祉施設の整備事業 令和6年度貸付実績 186団体 321億円

裾野小学校(青森県弘前市)



※SDGsとは? Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標として採択されたものです。気候変動や格差などの幅広い課題の解決を目指し、17分野のゴールと196項目の具体的なターゲットを設定しています。





地方支援業務 -活用事例-

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省との共同事業として、公営企業・第三セクター等の経営改革、公共施設マネジメント、地方公共団体のDX・GX、地方公共団体間の広域連携等の支援分野別に個別市区町村等へアドバイザーを派遣する事業を実施しています。 【令和6年度実績】申請数:1,131件 アドバイザー派遣回数:3,546回

活用事例① 長野県信濃町(公営企業の経営改善)

団体の概要

信濃町は、長野県の北端に位置する人口約8,000人(令和2年国勢調査)の町です。

下水道事業の経営戦略の改定と下水道事業のあり方についての助言を受けるため本事業を活用しました。

アドバイザーからのコメント

遠藤誠作氏(北海道大学大学院公共政策学研究センター)

信濃町は俳聖小林一茶生誕の地であり、黒姫高原や野尻湖で知られる長野県を代表する観光地です。指定湖沼である野尻湖の水質保全のため、早くから公共下水道、特別環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備を進めていました。汚水処理人口普及率は90%と高いですが、下水道事業の財政運営は厳しい状況でした。

鈴木町長とは北海道大学の卒業生というご縁があり、また長野県市町村課と町上下水道課職員の問題意識が高く、知恵を出し合って小規模下水道の再構築を検討してきました。その結果、議会に説明するきっかけもでき、改善に向けた機運が盛り上がってきています。

ナウマンゾウの発掘で有名な野尻湖の「水質保全」と「下水道財政の 健全化」の二つの課題解決が近いと感じています。



遠藤氏によるアドバイスの様子(長野県信濃町)

活用事例② 柳井地域広域水道企業団(公営企業の経営改善)

団体の概要

柳井地域広域水道企業団は、山口県柳井地域の水道事業体に対して、用水供給事業を行う一部事務組合です。令和7年4月1日に柳井地域1市4町(柳井市、周防大島町、上関町、田布施町及び平生町)の水道事業と経営統合に向けた準備を進めるため、本事業を活用しました。

アドバイザーからのコメント

佐藤裕弥氏(早稲田大学研究院准教授・商学学術院兼担)

柳井地域広域水道企業団は、柳井地域1市4町に用水供給を行う企業団として事業を行ってきていますが、 各構成市町では給水収益の低下や施設老朽化が進展するなどの問題

各構成市町では結水収益の低下や施設老朽化が進展するなどの問題 に直面しています。

その克服策として水道広域化を検討してきましたが、料金格差や施設整備水準の違いなどがあることから、経営・財務マネジメント強化事業を活用することによって、アドバイザーを中心とした利害調整等を進めてきました。

この結果、統合の時期を令和7年4月1日とする「基本協定書」の調印に至りました。



日積浄水場 (柳井地域広域水道企業団)

※事例①、②は令和5年度実施の事例となります。アドバイザーのコメントは活用当時のものです。

機構の地方支援業務についてのホームページ▶https://www.jfm.go.jp/support/index.html







グリーンボンドの発行

世界的なSDGsへの関心の高まりを受け、ESG債の発行が拡大している中、機構では、長期・低利の融資 を安定的に行うため、令和元年度に地方公共団体が行う下水道事業への貸付けを資金使途とするグリーン ボンドを国外債により初めて発行し、以後毎年度継続的に発行しています。直近では、令和7年1月に6回目 となるグリーンボンドを5億ユーロ(814億円相当)発行しました。

さらに、令和6年度からは地方公共団体が行う水道事業への貸付けを資金使途とする国内グリーンボンド を発行(第1回:6月発行/210億円、第2回:12月発行/200億円)しています。

機構のグリーンボンドの資金使途である下水道事業と水道事業は、水資源の有効利用、公衆衛生の向上、 生活環境の保全、水質の保全に貢献しており、環境・社会の両面で重要な役割を果たしています。

発行したグリーンボンドについては、地方公共団体の協力の下、資金使途や事業内容、環境改善効果等を まとめたインパクトレポートを作成・公開しており、地方公共団体のSDGsに関する取組を国内外の投資家 に幅広く発信しています。

なお、機構のグリーンボンド・フレームワークは、国際資本市場協会(ICMA)のグリーンボンド原則 2021及び環境省のグリーンボンドガイドライン2022年版に定める4つの要素(「調達資金の使途」、「プロ ジェクトの評価と選定プロセス」、「調達資金の管理」及び「レポーティング」)に適合するものとして、第三 者機関であるMoody'sからセカンド・パーティー・オピニオンを取得しています(5段階評価で上から2番 目『非常に高い』)。また、令和2年2月の初回グリーンボンドについては、キャピタル・アイAwards "BEST DEALS OF 2019"の外債部門特別賞を受賞しました。

■発行実績

国外グリーンボンド

| 発行回数 | 発行額/通貨 | 円換算額 | 年限 | 利率 | 発行日 |
|------|---------|-------|----|--------|---------|
| 第1回 | 5億ユーロ | 600億円 | 7年 | 0.050% | R2.2.12 |
| 第2回 | 5億ユーロ | 636億円 | 7年 | 0.010% | R3.2.2 |
| 第3回 | 7.5億米ドル | 858億円 | 3年 | 1.500% | R4.1.27 |
| 第4回 | 5億ユーロ | 711億円 | 5年 | 3.375% | R5.2.22 |
| 第5回 | 5億ユーロ | 797億円 | 5年 | 2.875% | R6.1.23 |
| 第6回 | 5億ユーロ | 814億円 | 5年 | 2.750% | R7.1.16 |

国内グリーンボンド

| 発行回数 | 発行額 | 年限 | 利率 | 発行日 |
|------|-------|----|--------|----------|
| 第1回 | 210億円 | 5年 | 0.638% | R6.6.19 |
| 第2回 | 200億円 | 5年 | 0.809% | R6.12.20 |

機構のグリーンボンドについてのホームページ▶https://www.jfm.go.jp/ir/greenbond.html



■グリーンボンド充当対象貸付(下水道事業)の環境改善効果等

令和6年1月に発行したグリーンボンドの充当対象である令和6年1月29日~3月28日の期間に実施した貸付けについて、貸付先の地方公共団体に対して、下水道事業の環境改善効果等に関するアンケート調査を行い、その結果をまとめたインパクトレポートを同年12月に公表しました。回答結果の概要は以下のとおりです。

環境改善効果のまとめ



603.5

供用区域人口(人)

21,314,872

処理水量*(㎡)

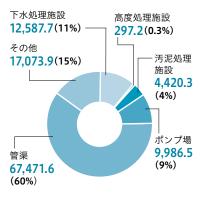
3,316,519,888

電気削減量*(kWh)

18,108,765

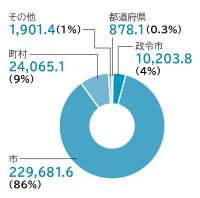
※年間合計

事業別金額の内訳(単位:百万円)



- ※令和6年1月29日~3月28日に実施した下水道 事業貸付の事業別内訳
- ※各グラフの構成比は、四捨五入等により合計が 100とならない

団体別内訳(単位:百万円)



※令和5年度に実施した下水道事業貸付の団体別 内訳

■インパクトレポートの内容

当該レポートの意義

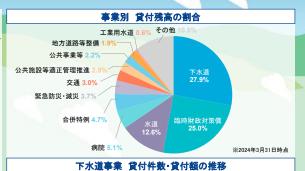
対して貸付けを行っており、2024年3月末時点の貸付残高は23兆740億円、うち下水道事業は6兆4,365億円で27.9%の割合を占める。

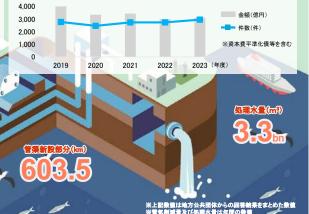
2024年1月に、地方公共団体の下水道事業を資金使途として第5回目となるグリーンボンドを発行し、発行日以降から2024年3月28日までの期間の貸付けに充当した。理事長をトップとするサステナビリティ委員会の下に設置されたサステナビリティ対応ワーキンググルーブが、貸付期間が2024年1月29日~3月28日かつ貸付金額が3億円以上等の74団体に対して

地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)は地方公共団体の事業に

調査を行ったところ、合計70団体(有効回答率95%)から有効な回答を取得した(貸付総額:約1,118億円)。

当該レポートは、この回答に基づき下水道事業の概要及び環境改善効果等について取りまとめており、投資家に対して地方公共団体のSDGsの取組や環境改善効果等について、積極的に発信していくことを目的としている。





「JFM Green Bond Impact Report 2024 (参考和訳)」 P.3より抜粋

【ESG債とは】調達資金が環境問題の解決に資するプロジェクトに充当されるグリーンボンドや社会課題の解決に資するプロジェクトに充当されるソーシャルボンド、その両方の性格を有するプロジェクトあるいは両方のプロジェクトに充当されるサステナビリティボンドなどの、環境改善や社会貢献に何らかの効果のあるプロジェクトを資金使途とする債券の総称。一般の債券と異なり、資金使途、プロジェクトの選定・評価に係るプロセス、調達資金の管理に関する事項や、インパクトレポートを投資家に対して開示することが望ましいとされている。

2章業務の紹介





貸付業務

| 概要 | 30 |
|-----------|--|
| 貸付利率 | <i>32</i> |
| 貸付けの審査体制 | 34 |
| 貸付実績·貸付残高 | 35 |
| 貸付対象事業の紹介 | 37 |
| | 概要 貸付利率 貸付けの審査体制 貸付実績・貸付残高 貸付対象事業の紹介 |

資金調達業務

| | 機構慎分の種類 | 45 |
|---|-------------|----|
| 2 | 資金調達の基本スタンス | 46 |
| 3 | 機構債券の特徴 | 47 |
| 4 | 資金調達実績の推移 | 48 |

地方支援業務

| 基本姿勢 | 49 |
|-----------|----|
| 人材育成·実務支援 | 50 |
| 調査研究 | 51 |
| 情報発信 | 51 |

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方 債につき、長期かつ低利の資金を融通しています。

概要

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に 対して貸付けを行っています。

1. 貸付対象団体

貸付先は、地方公共団体のみを対象としています。

2. 貸付対象事業

貸付対象事業は、地方公共団体の実施する次の事業です。

一般会計債

- ·公共事業等
- ·公営住宅事業
- 学校教育施設等整備事業
- ·社会福祉施設整備事業
- ·一般廃棄物処理事業
- · 一般事業
- ·地域活性化事業
- · 防災対策事業
- ・地方道路等整備事業
- ·合併特例事業
- ・緊急防災・減災事業
- ·公共施設等適正管理推進事業
- ·緊急自然災害防止対策事業
- · 脱炭素化推進事業
- ・こども・子育て支援事業
- · 辺地対策事業
- · 過疎対策事業

公営企業債

- ・水道事業
- ・工業用水道事業
- ・交通事業
- ・電気事業
- ・ガス事業
- ·港湾整備事業
- •病院事業
- ・介護サービス事業
- ・市場事業
- ・と畜場事業
- ・下水道事業
- ·観光施設事業
- ·駐車場事業
- · 産業廃棄物処理事業

臨時財政対策債

上記のほか、東日本大震災に係る一般補助施設整備等事業債を対象としています。

3. 貸付けの種類

機構の貸付けは、次の2種類です。

○長期貸付

起債の同意又は許可を得た地方公共団体に対する、償還期限が2会計年度以上にわたる資金の貸付け

○短期貸付

当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる、一時借入金の資金の貸付け

なお、これらのほか、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための「受託貸付」も行っています。

4. 償還期限

主な貸付対象事業の償還期限は、次のとおりです。

| | 貸付対象事業 | | 令和7年度同意 (許可)債 | | | |
|----------------------------|---------------------------|-------------------------|---------------|------|------|------------------|
| | | | 固定金利 | | 利率見 | 直し ^{※1} |
| | | | 償還期限 | 据置期間 | 償還期限 | 据置期間 |
| | 公 共 事 業 等*2 | | 年以内 | 年以内 | 年以内 | 年以内 |
| | | | 25 | 5 | 25 | 5 |
| | 公営住宅事業 | | 25 | 5 | 25 | 5 |
| | 教育・福祉施設等 | 学校教育施設等整備事業 | 25 | 3 | 25 | 3 |
| | 教育·佃位爬設等 整備事業 | 社会福祉施設整備事業 | 25 | 3 | 25 | 3 |
| | 登 佣争耒 | 一般廃棄物処理事業 | 30 | 5 | 30 | 5 |
| | | 一 般 事 業 ^{*2} | 30 | 5 | 30 | 5 |
| | | 地 域 活 性 化 事 業 | 30 | 5 | 30 | 5 |
| | _ | 防 災 対 策 事 業 | 30 | 5 | 30 | 5 |
| | 般 | 地方道路等整備事業 | 20 | 5 | 20 | 5 |
| | 単 | 合 併 特 例 事 業 | 30 | 5 | 30 | 5 |
| | 独 | 緊 急 防 災 ・減 災 事 業 | 30 | 5 | 30 | 5 |
| | 業 | 公共施設等適正管理推進事業 | 30 | 5 | 30 | 5 |
| | | 緊急自然災害防止対策事業 | 30 | 5 | 30 | 5 |
| | | 脱炭素化推進事業 | 30 | 5 | 30 | 5 |
| | | こども・子育て支援事業 | 25 | 3 | 25 | 3 |
| | 辺 地 対 策 事 業 ^{※2} | | 30 | 5 | 40 | 5 |
| | 過過 | 束 対 策 事 業 ^{※2} | 30 | 5 | 40 | 5 |
| rc-n+n-1-rc-1-rc-/= | 都道府県・政令指定都市 | - | - | 30 | 3 | |
| 臨時財政対策債 | | 市 町 村 | - | - | 20 | 3 |
| | | 水 道 事 業 | 30 | 5 | 40 | 5 |
| | | 交 通 事 業 ^{*2} | 30 | 5 | 40 | 5 |
| 公 営 企 業 債 * | | 病 院 事 業**2 | 30 | 5 | 30 | 5 |
| | | 下 水 道 事 業 | 30 | 5 | 40 | 5 |
| | | 工業用水道事業 | 30 | 5 | 40 | 5 |
| | | 電 気 事 業*2 | 30 | 5 | 30 | 5 |
| | | ガ ス 事 業 | 25 | 5 | 25 | 5 |
| | | 港 湾 整 備 事 業*2 | 30 | 5 | 40 | 5 |
| | | 市場事業 | 30 | 5 | 40 | 5 |
| | | と寄場事業 | 30 | 5 | 30 | 5 |

^{※1} 利率見直しは、借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後、30年後の見直し(ただし、臨時財政対策債については、借入後5年ごと、10年ごとの見直し)となります。

^{※2} 当該事業のうち、償還期限及び据置期間については、それぞれ最も長い事業について記載しています。

貸付利率

資金調達コストに見合う貸付利率を基準利率として設定し、政策課題に応じて基準利率を引き下げた貸 付利率を機構特別利率として設定しています。

1. 貸付利率

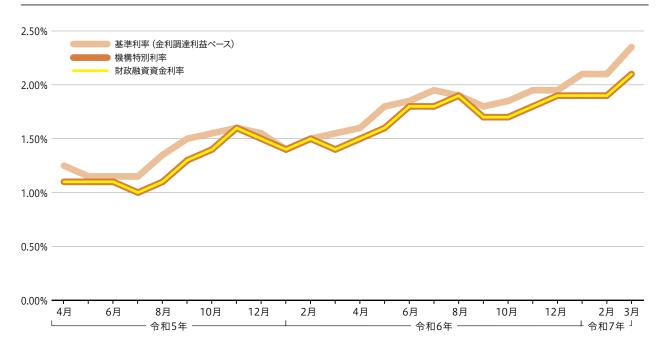
機構では、基準利率及び機構特別利率の2種類の貸付利率を設定しています。

基準利率は、収支相償の考え方に基づき、機構の資金調達コストと貸付けの利息収入とが均衡するよう に算出した利率です。具体的には、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、 機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合の キャッシュ・フローの割引現在価値が等しくなるよう定めたもので、港湾整備事業、観光施設事業、産業 廃棄物処理事業に適用されています。

機構特別利率は、地方公共団体健全化基金の運用益等及び機構自己財源を活用して、基準利率を0.35% 利下げしたもので(ただし、同一償還条件の財政融資資金の利率が下限となります)、貸付対象事業のうち、 住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されています。

なお、令和5年4月からの貸付利率の推移は次のとおりとなっています。

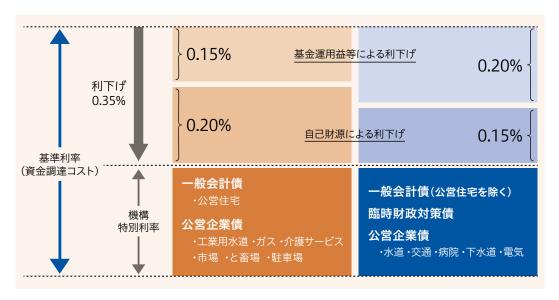
貸付利率の推移(固定金利方式、半年賦元利均等、30年償還(うち5年据置))の例



2. 公営競技納付金等による利下げ

地方公共団体が行う公営競技の収益の均てん化を目的として、地方財政法附則第32条の2の規定に基づき、公営競技(競馬、競輪、オートレース、ボートレース)を行う地方公共団体は、当該公営競技の収益の一部を地方公共団体金融機構に納付することとされています。

この公営競技納付金は、地方公共団体健全化基金に積み立てられ、その運用益等及び自己財源により機構特別利率と基準利率との利差を補てんしています。



※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

※事業ごとの基金運用益による利下げ幅は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成20年総務省令第87号)の規定に基づき、総務大臣が定めています。



船橋競馬



武雄競輪



浜松オートレース



ボートレース大村

貸付けの審査体制

機構では、地方債の同意・許可等の手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていること を前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ①貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法 律第94号) に定める健全化判断比率等を用いて、決算数値及び個別の財政状況等を確認します。また、必 要に応じ都道府県及び市区町村等の関係部署にヒアリングを行います。
- ②貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに 必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③貸付後、貸付団体を対象に、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、ヒア リング等により財政状況・経営状況を把握します。
- ①貸付予定団体・ 企業の確認
- ●財政状況・経営状況の把握
- ●ヒアリングの実施

②貸付時における確認 借入申込書類の確認

- ●同意(許可)額の把握等
- ●議決・予算措置の状況確認

貸付けの実行

③貸付後の確認 現地調査の実施

- ●貸付金・貸付事業の状況確認
- ●財政状況・経営状況の把握

4 貸付実績·貸付残高

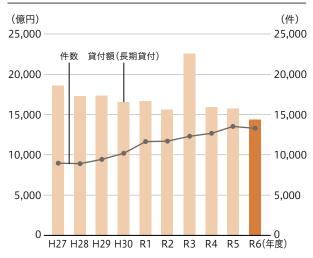
1. 全体の貸付実績・貸付残高の推移

貸付額は、東日本大震災に関連する事業への貸付ニーズの高まり等から毎年増加していましたが、平成26年度には、旧緊急防災・減災事業、東日本大震災に関連する特定被災地方公共団体借換債の制度終了等により減少に転じました。

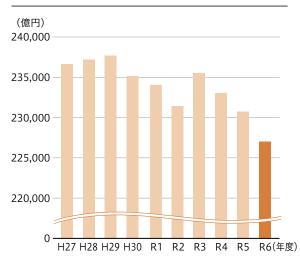
令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の大幅な減収等への対応としての減収補塡債の計上等により大きく増加しましたが、令和4年度以降は再び減少傾向となっています。

令和6年度の貸付実績は1兆4,368億円であり、令和6年度末における貸付残高は22兆7,001億円となっています。





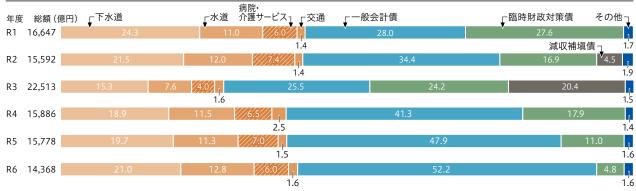
貸付残高の推移



2. 年度別・事業別貸付実績

令和6年度の事業別の貸付実績は、下水道事業が最も多く3,019億円で全体の21.0%を占め、次いで水道事業が1,837億円で12.8%、公共施設等適正管理推進事業債が1,406億円で9.8%の順になっています。

年度別事業別長期貸付額構成比(受託貸付を除く)

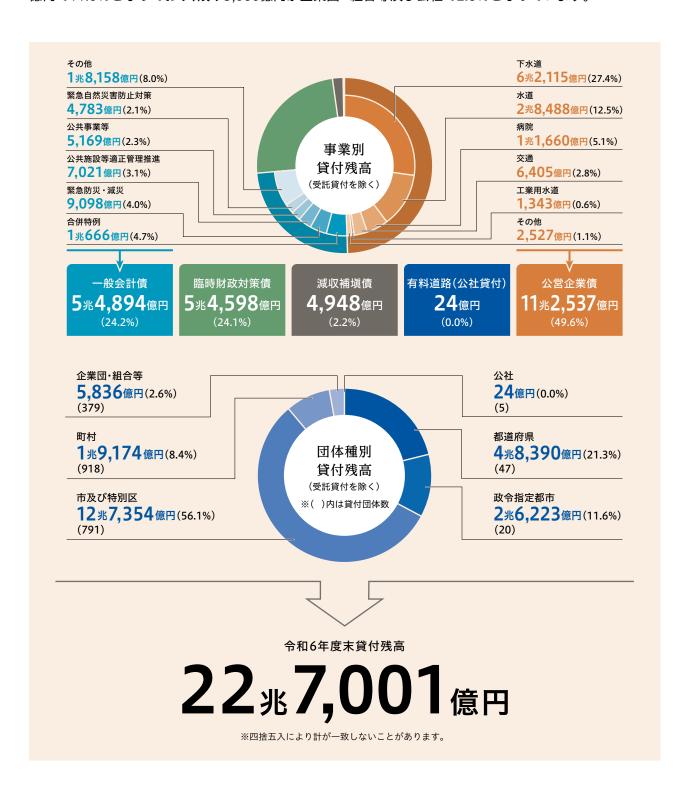


(注)項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

3. 事業別・団体種別貸付残高

令和6年度末の貸付残高は22兆7,001億円で、これを事業別にみると下水道事業が6兆2,115億円で最も 多く全体の27.4%を占め、次いで臨時財政対策債が5兆4,598億円で24.1%、水道事業が2兆8.488億円で 12.5%の順になっています。

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、令和6年度末現在では、全都道府県をはじめとして2,160団体 に及んでいます。残高ベースでの内訳は、政令指定都市を除く市町村及び特別区が14兆6,528億円で最も 多く全体の64.5%を占めています。次いで、都道府県が4兆8,390億円で21.3%、政令指定都市が2兆6,223 億円で11.6%となっており、残り5,860億円が企業団・組合等及び公社で2.6%となっています。



5 貸付対象事業の紹介

水道事業(令和6年度貸付額 1,837億円)















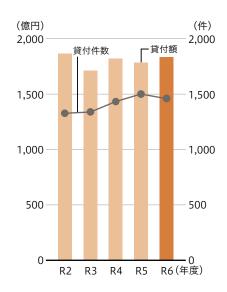


水道事業:金田配水場 (千葉県木更津市)

上水道事業は、清浄で豊富廉価な水の供給による、公衆衛生 の向上、生活環境の改善に重要な役割を果たしています。

令和5年度において地方公共団体が経営する水道事業(簡易水道事業を含む)は、1,757事業あり、年間約131億㎡の給水を行っており、令和5年度末における給水人口は約1億2,190万人となっています。

水道普及率は、令和5年度末で97.6%となっています。



※写真は融資事業の例ですので、令和5年度に貸し付けた事業とは限りません。

交通事業(令和6年度貸付額 232億円)







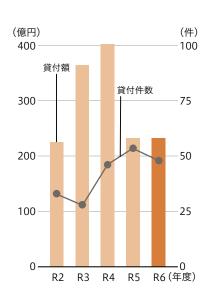




交通事業:熊本市交通局 0800系超低床車 (熊本県熊本市)

交通事業は、バス、都市高速鉄道、路面電車、モノレール、船舶等 地域における交通手段の確保に、重要な役割を果たしています。

令和5年度において地方公共団体が経営する交通事業は、バス 事業23事業、都市高速鉄道事業9事業、路面電車事業5事業、 モノレール等事業2事業、船舶事業46事業の合計85事業あり、 年間延べ約32億人(1日平均866万人)に利用されています。



病院事業(令和6年度貸付額 824億円*) ※地方独立行政法人が経営する病院事業への貸付金を含む。





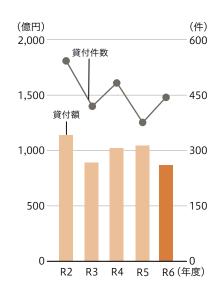




病院事業:厚木市立病院(神奈川県厚木市)

病院事業は、一般医療はもちろん、民間医療機関が提供することが困難な離島、山間地等のへき地医療、急速な体系的整備が必要とされる救急医療、高度医療及び結核、精神医療等の特殊医療の確保に重要な役割を果たしています。

令和5年度において地方公共団体が開設する病院事業及び 公営企業型地方独立行政法人が運営する病院事業は、681事業 あり、これらの事業が有する病院の数は858病院(一般病院818、 精神科病院40)となっています。



下水道事業(令和6年度貸付額 3,019億円)













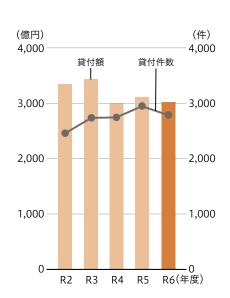




下水道事業:塩尻市浄化センター (長野県塩尻市)

下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善や雨水の排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全に重要な 役割を果たしています。

令和5年度において地方公共団体が経営する下水道事業は、3,595事業あり、年間総処理水量(流域下水道分を除く雨水処理水量と汚水処理水量の合計)は約112億㎡、令和5年度末における現在処理区域内人口は1億499万人、汚水処理人口普及率は93.3%となっています。



緊急防災・減災事業(令和6年度貸付額 1,371億円)



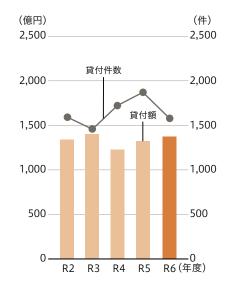








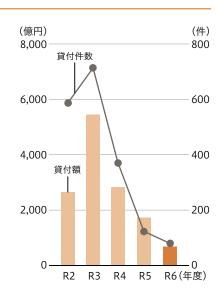
緊急防災・減災事業は、災害に強いまちづくりのための事 業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防 災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等が 貸付対象となっています。



臨時財政対策債(令和6年度貸付額 683億円)

臨時財政対策債は地方公共団体の一般財源不足を補うた め、地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定に基づき、特 別に発行を認められた地方債です。

臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわ たって支払うべき元利償還金は、後年度の地方交付税として その全額が措置されることとなっています。



41

■ 公共事業等(令和6年度貸付額 389億円)

いわゆる公共事業は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によって国が 事業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものです。そのうち地方公共団体が負担する 部分が起債対象となり、機構資金については、社会資本整備総合交付金を受けて実施する道路事業等が貸付 対象となります。

■ 公営住宅事業(令和6年度貸付額 114億円)

公営住宅は、地方公共団体により建設され、令和5年度末では約234万戸が管理されています。

■ 学校教育施設等整備事業(令和6年度貸付額 247億円)

地方公共団体が単独事業として行う高等学校(一般事業の対象となるものを除く)、幼稚園等の施設整備・ 用地取得造成や義務教育施設の大規模改造事業です。

■ 社会福祉施設整備事業(令和6年度貸付額 74億円)

老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設の整備事業です。

■ 一般廃棄物処理事業(令和6年度貸付額 152億円)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条に規定する一般廃棄物処理施設の うち、地方公共団体が行うし尿処理施設、ごみ処理施設等の整備事業を貸付対象としています。

■ 一般事業(令和6年度貸付額 65億円)

一般事業は、地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されない 全ての事業を対象とするものであり、機構資金については河川等事業(中小河川の整備)や臨時高等学校 改築等事業(建築後15年程度を経過した高等学校の改築事業等)等が貸付対象となります。

■ 地域活性化事業(令和6年度貸付額 107億円)

地域の経済循環の創造に資する事業及び活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏 構想の推進に資する事業等、地域の活性化のための基盤整備事業を対象としています。

■ 防災対策事業(令和6年度貸付額 97億円)

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。

■ 地方道路等整備事業(令和6年度貸付額 286億円)

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道の整備事業です。

■ 合併特例事業(令和6年度貸付額 811億円)

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置づけられた市町村の合併に 伴い必要となる事業です。上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費に対する一般会計か らの出資や市町村振興のための基金造成等も対象となっています。

■公共施設等適正管理推進事業/旧公共施設最適化事業(令和6年度貸付額 1.406億円)

公共施設最適化事業は、地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施する事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものを対象としています。

公共施設等適正管理推進事業は、公共施設最適化事業を拡充し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進 (立地適正化)等を貸付対象としたものです。

■ 緊急自然災害防止対策事業(令和6年度貸付額 1,085億円)

地方公共団体が緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施する事業です。

■脱炭素化推進事業(令和6年度貸付額 170億円)

公共施設及び公用施設における再生可能エネルギーの導入、ZEB化、省エネルギー改修の実施及びLED 照明の導入並びに電動車等の導入(EV、FCV、PHEV)を貸付対象としています。

■こども・子育て支援事業(令和6年度貸付額 0.04億円)

こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を目的として実施する事業です。

■ 辺地対策事業(令和6年度貸付額 38億円)

辺地とその他の地域の間における住民生活水準差の是正を目的として実施する事業です。

■ 過疎対策事業(令和6年度貸付額 1,082億円)

過疎地域の市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する事業です。

■ 工業用水道事業(令和6年度貸付額 52億円)

令和5年度において地方公共団体が経営する工業用水道事業は、150事業244施設あり、5,487箇所の工場等に年間約40億㎡を給水しています。

■ 電気事業・ガス事業(令和6年度貸付額 42億円)

令和5年度において地方公共団体が経営する電気事業は、96事業502発電所あり、発電能力は最大出力 262万kW、年間発電電力量は70億kWhに達しています。

また、令和5年度において地方公共団体が経営するガス事業は、19事業あり、57万戸の家庭に年間209億 MJのガスを供給しています。

■ 港湾整備事業 (令和6年度貸付額 21億円)

令和5年度において地方公共団体が経営する港湾整備事業は、92事業あり、埋め立て、荷役機械、上屋、 倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

■介護サービス事業(令和6年度貸付額 44億円)

介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために 必要な機械器具の整備事業を行っています。

■ 市場事業(令和6年度貸付額 107億円)

令和5年度において地方公共団体が経営する市場事業は、145事業あり、年間の取扱量は、そ菜588万 トン、果実163万トン、水産物215万トン、肉類その他58万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献 しています。

■と畜場事業(令和6年度貸付額 3億円)

令和5年度において地方公共団体が経営すると畜場事業は、42事業あり、年間処理実績は281万頭となって います。

■ 観光施設事業・産業廃棄物処理事業(令和6年度貸付額 5億円)

令和5年度において地方公共団体が経営する観光施設事業は、休養宿泊事業64事業、ロープウェイ34事業、 その他観光施設事業(温泉、城、資料館、動植物園等)119事業の合計217事業あります。

■ 駐車場事業(令和6年度貸付額 2億円)

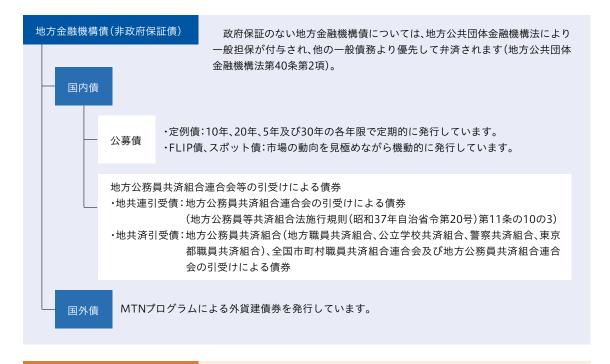
令和5年度において地方公共団体が経営する駐車場事業は、175事業553施設あり、公営駐車場の収容 能力は約10万2千台、1日平均利用台数は約13万5千台となっています。

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し長期かつ低利で安定した資金を融資するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、安定的な調達を行っています。

▶ 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債(政府保証のない債券)のうち、 公募による発行を基本としながら、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行や長期借入を 併せて行っています。

また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについては、政府保証債の発行によって行っています。



政府保証債

政府保証債は、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための、既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについて発行しています。なお、政府保証のない地方金融機構債と同様に一般担保が付与されています。

※FLIP債、スポット債、MTNプログラムについては、P11を参照。

2 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、 積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの信認を 確固たるものとしていきます。

また、国内外の金融市場や日本銀行の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を 行うにあたっては、引き続き弾力的・機動的に対応していきます。

1. 多様な資金調達手段の活用

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コ ストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、多様な手段による資金調達に努めています。

資金調達にあたっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行って います。

国内債については、定例債として10年債、20年債、5年債及び30年債を発行するとともに、FLIP債による 投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行しています。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、プライベート・プレイスメントに よる機動的な発行も行っています。

また、令和元年度から、地方公共団体が行う下水道事業への貸付けを資金使途とする国外グリーンボンド を発行しているほか、新たに令和6年度より、水道事業への貸付けを資金使途とする国内グリーンボンド を発行しています。

そのほか、銀行からの長期借入も活用しています。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、市場の動向に応じ て、機動的な資金調達に努めています。

こうした取組を通じ、国内、国外を問わず、市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよ う、多様な市場において資金調達に努めています。

2. 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適 切に実施しています。

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの信認を確固たるものと するよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施しています。また、海外市場における債券 発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施しています。

このほか、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじ め公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表しています。

国内定例債は、各四半期が始まる1ヶ月前までに、各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表してい ます。

3. 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献していきます。

3 機構債券の特徴

機構が発行する債券は、以下のような特徴から、地方公共団体が発行する地方債と同等のものと考えています。

- ○機構は、地方の共同資金調達機関であり、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された 公的な機関であること
- ○機構の貸付先は、地方公共団体に限られており、デフォルトはこれまで一度もないことから、 資産の安全性は極めて高いといえること
- ○地方公共団体金融機構法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負うとされていることから、償還確実性が担保されていること(地方公共団体金融機構法第52条)

さらに、以下のような特徴も有しており、国債と同じ格付で極めて信用力の高い債券です。

- ○金利変動による損失を補塡するための金利変動準備金や貸付利率を軽減するための地方公共団 体健全化基金など、万全の財務基盤が確保されていること
- ○地方金融機構債は一般担保が付与され、他の一般債務より優先して弁済されること

機構は、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・ジャパン(Moody's)及び格付投資情報センター(R&I)から、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付を取得しています。

また、機構のリスク・ウェイトのカテゴリーは、10% (円建債) となっています。

このほか、海外投資家(非居住者、外国法人等)が受け取る機構債券等(機構の発行する債券(公営企業金融公庫が発行し、機構が承継する債券を含む))の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※リスク・ウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、外貨建て又は海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとされています。 (令和7年3月31日現在)

| 発行体格付(依頼) | S&P:A + Moody's:A 1 R&I:A A + | (令和7年3月31日 現在) |
|--------------|---|---------------------------|
| リスク・ウェイト(円建) | 地方金融機構債:10% | (参考)国債·地方債:0% 政府保証債:0% |
| 一般担保 | 機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。 なお、この先取特権の順位は、民法(明治29年法律第89号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとされています。(地方公共団体金融機構法第40条) | |

4 資金調達実績の推移

機構では、非政府保証の地方金融機構債(公募債、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)及び 公営企業金融公庫から承継した債券の借換えのための政府保証債を発行しています。このほか、長期借入に よる資金調達も行っています。

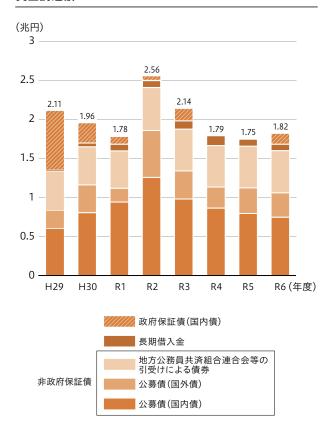
令和6年度の資金調達総額は1兆8,230億円となり、令和5年度と比較し増加しました。これは、政府保証債の発行を行ったことなどによるものです。

また、令和6年度末の債券発行残高は18兆6,812億円、借入金残高は5,295億円となっており、これらの合計は19兆2,107億円となっています。

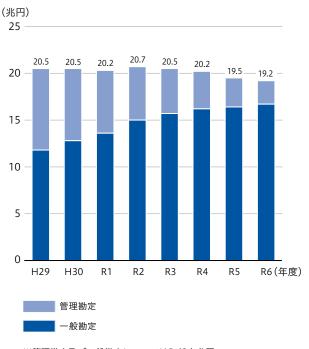
このうち、一般勘定の残高は16兆6,626億円、管理勘定の残高は2兆5,481億円となっています。平成20年度の機構の業務開始以降、一般勘定については残高が増加する一方、管理勘定については減少しており、平成28年度末から一般勘定の残高が管理勘定の残高を上回っています。

(注) 債券発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額(額面金額ベース)を記載しています。

資金調達額



債券発行及び借入金残高



※管理勘定及び一般勘定についてはP.62を参照。

※債券発行残高については、決算における償却原価法による 調整を行う前の金額(額面金額ベース)を記載。 地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の良き相談相手として、その期待に幅広く応えていきます。

基本姿勢

人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの変化等に対応し、また、 そのような変化を見据えながら、引き続き、地方公共団体の財政の健全性の確保・向上に向け、総合的な地方 支援業務を実施します。

その際、地方公共団体の財政運営の健全性の確保、向上に向けて取り組むことが、機構の信用力の維持、経 営基盤の充実につながるという観点も踏まえつつ、大局的、中長期的観点から地方支援業務を展開します。

また、様々な財政課題について、質の高い調査研究を実施し、そこで得られた知見や先進事例等の成果を 人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人 材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていきます。



財政運営向上の実効性を高めるために 人材育成・実務支援

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、団体の状況や要請に応じて個別市区町村等にアドバイザーを派遣 する事業に取り組むほか、地方公共団体の職員が、財政・金融に係る知識を習得するためのセミナーや研修等を実施 します。実施に当たっては、eラーニングやWeb会議システム等を積極的に活用します。また、自治体ファイナンス・アドバ イザー等による、財政運営や資金調達等に対する個別団体へのアドバイスを実施します。



地方公共団体の経営・ 財務マネジメント 強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を 図るため、総務省との共同事業として、10つの支援分野について、個別市区町 村等にアドバイザーを派遣する事業を実施し、個別団体の状況や要請に応じて、 丁寧できめ細かい支援を実施します。



IFMセミナー等

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜に かなったテーマを題材としたセミナーを実施します。JFM地方公営企業セミ ナーについては、全国市町村国際文化研修所との共催により、地方公営企業に 関わる基礎知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的とする宿泊型研修を 実施します。また、首長や地方公共団体の幹部職員等を対象としたセミナー を地方行財政調査会及び時事通信社と共同で開催します。



資金調達及び 資金運用に 関する各種研修会

資金調達及び資金運用業務に携わる職員を対象に、それぞれの業務に 必要な金融知識の習得を目的として、集合研修を実施します。また、市町村 職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により、基礎から 専門的知識の習得・実務遂行能力の向上を目的とする宿泊型研修を実施 します。



出前講座 (金融・財政関係)

自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として、財政運営や資金調達・ 資金運用など、団体の要望に応じたテーマ・方法(講師派遣、Web会議システ ム等)で講座を実施します。実施に当たっては、個別団体での単独開催や 近隣団体、都道府県(市町村担当課)と連携した共同開催等、効率的・効果的 に行います。



実務支援 (個別相談)

自治体ファイナンス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える財政運営や 資金調達等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、電話、メール、Web 会議システム及び講師派遣等の方法により専門的なアドバイスを実施しま す。また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、 助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行います。



eラーニングによる 研修事業等

多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め、広く研修効 果が及ぶよう、eラーニングにより機構主催の集合研修における講義等を提 供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関す る研修コンテンツを開発・提供します。また、eラーニングで提供した講義の 一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにします。



地方公共団体の業務に役立つ講義を50以上配信

- JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー
- ●自治体職員のための金融基礎講座
- ●地方財政制度・地方債制度
- 自治体職員のための簿記・公会計
- ●トップセミナー会員研修会
- 市町村職員のための財政分析

など

eラーニングについてのホームページ▶ https://www.jfm.go.jp/support/e-learning/e-learning.html



効果的な支援の基盤をつくるために 調査研究

地方公共団体の財政運営、地域金融、諸外国の地方行財政制度、地方公共団体の先進事例及び財政分析等に関する総合 的な調査研究を実施するとともに、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元します。



JFM・GRIPS連携 プロジェクト

「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマとして、国立大学法人政策研究大学院大学と連携して、教育及び調査研究事業に関するプロジェクトに中長期的に取り組みます。調査研究事業の成果は、フォーラムやシンポジウムの開催などを通じて広く地方公共団体等に還元します。



地域金融に関する 調査研究 地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施します。また、資金調達等に関する直近の状況を 把握するため、実態調査を実施します。



地方財政等に 関する調査 地方財政(税制を含む。)に関し、直面している課題について、総務省と連携 し、地方公共団体の政策課題の解決と、持続可能な地方公共団体の財政運営の 実現を図ることを目的として、共同で必要な調査研究を実施します。



諸外国の 地方行財政制度等に 関する調査研究 諸外国の地方行財政制度やその運用、地方財政制度の前提となる地方自治制度等の最新の動向等について、一般財団法人自治体国際化協会と連携し、共同で調査研究を実施します。



地方公共団体の 先進事例に関する 調査研究 地方公共団体の関心の高いテーマに関する先進事例について、先進事例 検索システムへの掲載を念頭に、専門機関と連携を図りながら調査研究を 実施します。



地方財政等に関する 研究者に対する 助成事業

地方財政に関する研究の発展や公営企業の健全な経営に資すること等を 目的に研究者に対して研究費を助成します。



財務情報を活用した財政分析・診断事業

財政分析チャート「New Octagon」における分析内容の充実を図るとともに、地方公共団体の財務情報の活用等による財政分析・財政診断の拡充に向けた検討を進めます。



地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、地方財務状況 調査の機会を利用し、調査対象団体の実務担当者等との間で直面する財政上 の課題やこれに関連した機構に対する要望等について意見交換(財政状況 ヒアリング)を実施します。

活用できる有益な情報を共有するために 情報発信

ホームページ等を効果的に活用して、地方公共団体にとって参考となる情報を積極的に発信します。



財政分析チャート 「New Octagon」 の提供

市町村の財政状況の特徴や課題を簡単に把握することができる財政分析チャート「New Octagon」について、充実を図りながら、提供しています。



学習用教材の



先進事例検索 システムの運用 財政運営や地方公営企業の経営など、地方公共団体の 課題解決に資する先進的な取組事例をデータベース化 し、キーワード検索が可能なシステムを、新たな分野の 事例を追加するなど充実を図りながら、提供しています。



経済・金融データ、 金融知識等の提供

機構の地方支援業務についてのホームページ▶ https://www.jfm.go.jp/support/index.html



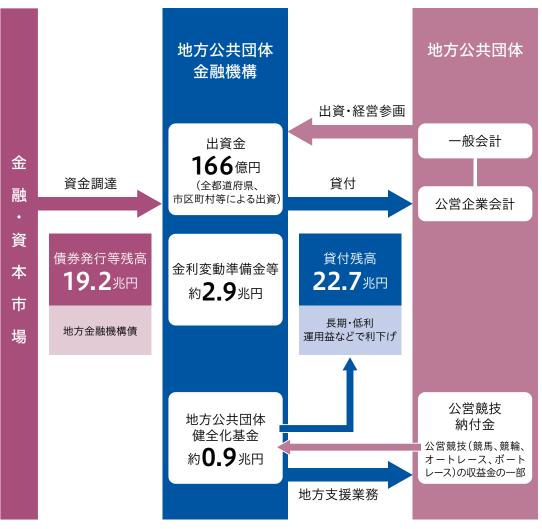
3章業務運営体制





| 機構の基本的な仕組み | |
|--|----|
| 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ | 54 |
| 2 出資金 | 55 |
| ガバナンス | |
| 1 ガバナンス体制 | 56 |
| 2 財務報告に係る内部統制の評価 | 60 |
| 3 内部監査 | 61 |
| 一般勘定と管理勘定 | 62 |
| リスク管理 | |
| 1 リスク管理全般 | 64 |
| 2 個別リスク管理 | 65 |
| コンプライアンス(法令等遵守) | |
| 1 基本的な考え方 | 71 |
| 2 コンプライアンス体制 | 71 |
| 3 行動指針 | 72 |
| 人的資本 | |
| 基本方針 | 73 |
| 2 多様な人材の確保と育成 | 73 |
| 3 安全で健康的な職場環境 | 73 |
| 4 人的資本の状況 | 73 |
| ディスクロージャー | |
| 1 情報開示に関する基本姿勢 | 74 |
| 2 情報開示資料 | 74 |
| | |

▶ 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は令和6年度末)

全ての地方公共団体の出資による地方共同法人

機構は、地方公共団体金融機構法の規定に基づき、全ての都道府県及び市区町村等の出資により設立された「地方共同法人」です。

機構は、地方公共団体のみを対象として資金の貸付けを行っています。

また、国又は都道府県が同意・許可を行った地方債を対象として貸付けを行っており、これまで貸倒れ(デフォルト)は1件も発生していません。

加えて、仮に機構が解散する場合は、地方公共団体が債務弁済義務を負う旨が法律に規定されており、債券の償還確実性が担保されています(地方公共団体金融機構法第52条第1項)。

地方債資金の共同調達機関

機構は、地方の共同資金調達機関として、個々の地方公共団体の資金調達を補完する役割を果たしています。

地方公共団体の社会資本整備については、資本費の回収に長期を要することや世代間の負担の公平を図る必要があることから、長期資金の調達が望ましい場合が多いと考えられますが、地方公共団体が行う資本市場からの資金調達は、10年以下が一般的となっています。

このため、機構において、資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給しています。

強固な財務基盤

機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆ざやとなるリスク)が生じますが、機構ではこれを地方公共団体に転嫁することなく、金利変動準備金等を設けて対応することとしており、強固な財務基盤を確立しています。

地方公共団体健全化基金を活用した利下げ

地方財政法附則第32条の2の規定に基づき、公営競技 (競馬、競輪、オートレース、ボートレース) を行う地方公共団体は、当該公営競技の収益の一部を機構に納付することとされています。

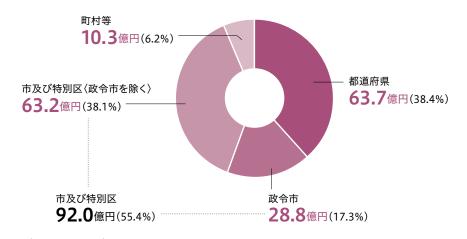
機構は、公営競技を行う地方公共団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っています。

2 出資金

機構は、地方公共団体が自ら設立し、主体的に運営する法人であることから、出資者は地方公共団体に限定されています。

令和7年3月31日現在、全ての都道府県及び市区町村等1,789団体から、合計166億210万円の出資を受けています。

地方公共団体別出資額及び割合

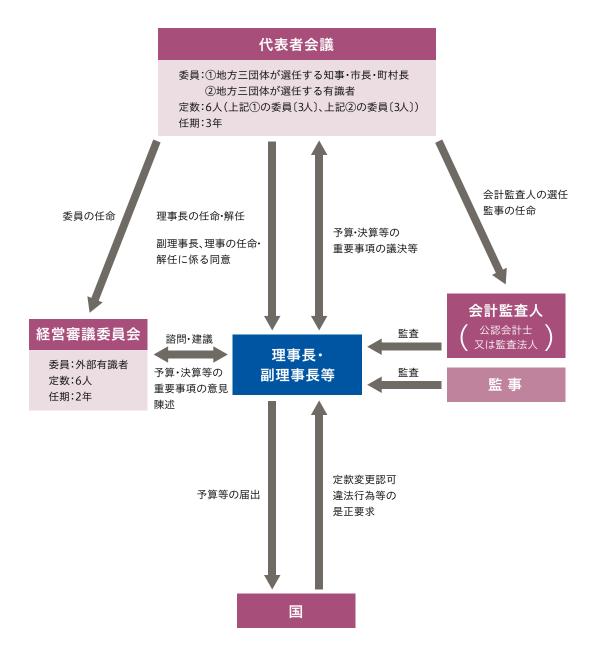


※四捨五入により計が一致しないことがあります。
※町村等には、一部事務組合が含まれます。

機構の運営については、外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や、会計監査人による監査等 により、責任あるガバナンスが確保されています。

ガバナンス体制

機構のガバナンスの仕組み



1. 代表者会議

機構は、地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられています。

また、代表者会議の委員については、都道府県知事、市長、町村長それぞれの代表者(3人)に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者が選任されています。

代表者会議は、予算・決算等、機構の運営全般に関する重要事項についての議決権限並びに理事長及び監事の任命及び解任権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び負債の状況に関し報告をさせ、役職員の違法行為等の是正のため必要な措置を講ずることを命ずる権限を有しています。

2. 経営審議委員会

経営審議委員会は、機構において、機構の出資者と資金の借り手の同一性が高いことに鑑み、機構の業務について透明性及び客観性を確保し、規律ある運営に資するよう審議を行います。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命します。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算等、機構の業務に関する重要事項について建議を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができます。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

3. 監事による監査

監事は、独立の機関として財務内容等の監査を含む機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができるとされています。

4. 会計監査人による外部監査

機構が市場から信認を得て資金調達を行うためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要となります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が 選任する会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査が義務づけられています。

代表者会議委員

議長

河野 俊嗣 全国知事会 地方税財政 常任委員会 委員長・ 宮崎県知事



議長代理

牛越 徹 全国市長会 財政委員会 委員長・ 長野県大町市長



議長代理

吉田 隆行 全国町村会 会長・ 広島県坂町長



委員

小幡 純子 日本大学大学院 法務研究科 (法科大学院) 教授



委員

神野 直彦 東京大学 名誉教授



委員

池田 晃治 株式会社ひろぎん ホールディングス 代表取締役会長



経営審議委員会委員

委員長

前田 栄治 株式会社 ちばぎん 総合研究所 取締役社長



委員長代理

林 宏昭 関西大学 経済学部 教授



委員

勢一 智子 西南学院大学 教授



委員

玉沖 仁美 株式会社紡 代表取締役



委員

上﨑 正則 元 株式会社 時事通信社 取締役



委員

遠藤 尚秀 大阪公立大学 大学院 都市経営研究科 教授



理事長、副理事長、役員等

理事長

内藤 尚志 2024年 10月1日~現在



副理事長

加藤 純一 2021年 10月1日~現在



理事

濱田 厚史 (経営企画部、 地方支援部) 2024年 7月5日~現在



理事

藤田 裕司 (管理部、融資部、 審査室) 2024年 8月1日~現在



理事

吾郷 俊樹 (資金部) 2024年 7月2日~現在



監事

秋山 公城 2024年 7月5日~現在



監事(非常勤)

山本 泰生 2024年 8月1日~現在



2 財務報告に係る内部統制の評価

機構では、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(以下「財務会計省令」という。)に基づい て、金融商品取引法上の内部統制報告制度と同様の制度を実施しており、事業年度の末日を基準日として財 務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と 併せて公表しています。

内部統制の評価においては、次のような事項を確認し、何らかの不備があった場合には、必要に応じて改 善を図ることとしています。

- ○組織全体の方針や手続が示されるとともに、適切に整備及び運用されていること
- ○重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応がなされていること
- ○重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制が適切に整備及び運用されている
- ○真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みが整備及び 運用されていること
- ○モニタリングの体制が整備され、適切に運用されていること
- ○ITに対し、適切な対応がなされていること

なお、当機構が令和7年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると評価した内部統制報告 書については、会計監査人により「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制 の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に 表示しているものと認める |との監査意見 (財務会計省令第32条第2項第1号の無限定適正意見) を得てい ます。

3 内部監査

機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、 業務を執行する各部・各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有 効性の検証及び評価を行うことにより、客観性をもって内部監査を実施しています。

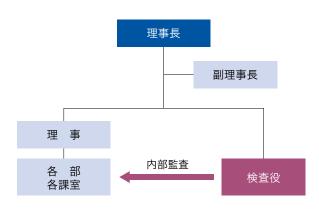
- ○内部監査の内容は次のとおりです。
 - ①事務処理の適正性及び法令遵守態勢の有効性
 - ②職務執行態勢の効率性
 - ③所管するリスク管理態勢の適切性及び有効性
 - ④職務に係る情報の管理、伝達及び共有態勢の有効性

検査役は、内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告します。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を作成し、理事長に報告します。

また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告します。

内部監査の仕組み

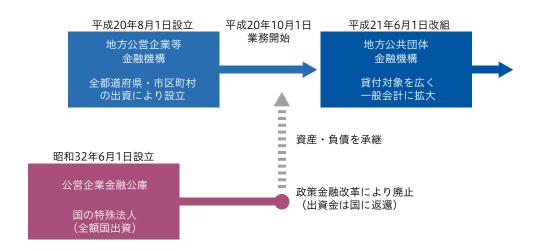


地方公営企業等金融機構は、地方債資金の共同調達機関として全都道府県・市区町村等の出資により平成 20年8月1日に設立され、同年10月1日に公営企業金融公庫の資産・負債を承継して業務を開始しました。

また、平成21年6月1日に現在の地方公共団体金融機構に改組し、地方公共団体の一般会計も広く貸付 対象となりました。

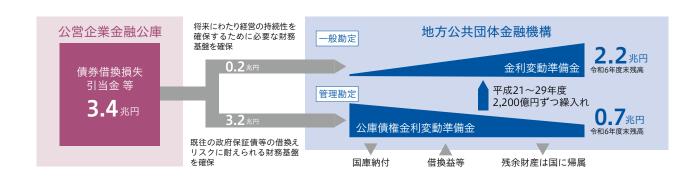
機構が承継した旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理、回収等の業務(公庫債権管理業務)に係る 経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(管理勘定)を設けて整理しなければならないとされて おり、公庫債権管理業務以外の業務に係る勘定(一般勘定)の経理と区分することとされています。

なお、管理勘定においては、既往の政府保証債の借換えに必要な債券を発行しており、これについては 政府が保証を付すことができることとされています。



機構の発足に際しては、機構の将来にわたる安定的な経営を確立するため、旧公庫から債券借換損失引当 金等約3.4兆円の全額を承継しています。

このうち、機構が将来にわたり経営の持続可能性を確保するために必要な2.2兆円については、10年分割 で一般勘定に繰り入れられました。残余については、旧公庫から承継した貸付債権や既往の債券を適切に 管理し、政府保証債等の借換えリスクに備えるため、管理勘定の財務基盤として確保することとされてい ます。



また、機構は、公庫債権管理業務を終えたときは遅滞なく、管理勘定を廃止するものとし、その際管理勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国に帰属するものとされています。

ただし、管理勘定廃止前であっても、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金等の金額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額を国に帰属させるものとされています(地方公共団体金融機構法附則第14条)。

この規定に基づき、機構では公庫債権金利変動準備金の一部を国庫に納付しており、その納付金は地方 交付税の総額確保や、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額などのために活用されて います。

国庫帰属のこれまでの沿革

| 年度 | 国庫帰属額 | 活用先 |
|---------------|--|--------------------------------|
| 平成20年度 | 3,000億円 | 地域活性化・生活対策臨時交付金 |
| 平成24年度~平成25年度 | 総額1兆円 <平成24年度> 3,500億円 <平成25年度> 6,500億円 | 地方交付税 |
| 平成27年度~平成29年度 | 総額6,000億円以内 <平成27年度> 3,000億円 <平成28年度> 2,000億円 <平成29年度> 1,000億円 | 地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費) |
| 平成29年度~令和元年度 | 総額8,000億円以内 <平成29年度> 3,000億円 <平成30年度> 4,000億円 <令和元年度> 1,000億円 | 地方交付税 (まち・ひと・しごと創生事業費を中心) |
| 平成30年度~令和5年度 | 総額15億円以内 <平成30年度> 0.6億円 <令和元年度> - <令和2年度> - <令和3年度> - <令和4年度> - <令和4年度> - <令和5年度> - | 上下水道コンセッションに係る 補償金免除繰上償還の財源 |
| 令和2年度~令和6年度 | 総額2,300億円 <令和2年度> 600億円 <令和3年度> 400億円 <令和4年度> 500億円 <令和5年度> 500億円 <令和6年度> 300億円 | 森林環境譲与税 |
| 令和7年度 | 2,000億円 (予定) | 地方交付税 |

リスク管理全般

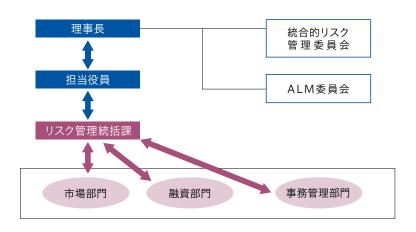
1. 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、 地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する 必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管 理を行っています。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統 合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するととも に、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしています。

機構のリスク管理体制



2. 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした 債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、 債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆ざやとなるリスク)が大きいと いう特性があります。

このため、機構においては、所要の金利変動準備金等を設けてリスクに備えているほか、ALM委員会を 設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っています。ALM委員会では、シナリオ分析、 VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行った上で、 分析結果を資金調達計画の策定等の機構の経営判断に反映し、金利リスクを軽減するよう努めています。

2 個別リスク管理

1. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

(1) 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されています。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスク・ウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっており、公営企業金融公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生していません。

参考

- ○国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- ○地方債協議制度の下、同意に当たっては、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- ○地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体 については自主的な改善努力に基づく財政健全化が行われ、財政再生基準に該当する団体につい ては地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が行われること

○貸付債権の状況

機構全体の貸付残高は令和7年3月末現在で22兆7,001億円となっていますが、そのうち財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは、全体の0.04%未満の88億円となっています。また、貸付残高のうち0.02%未満の24億円は、公営企業金融公庫が地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。機構は銀行法(昭和56年法律第59号)及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)の適用を受けませんが、独自の規程に基づき自己査定を実施しており、債権は全て非分類となっています。なお、当該規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」に準じて定めたものですが、地方道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施します。

(2) 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。 このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先 ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した 場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しています。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先 との間にISDAマスター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結してい ます。

2. 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債 の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリス クのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

(1) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利 リスク | と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク | を負っています。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした 債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債 券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っています。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについては、機構 は次頁のとおり対応することとしています。

○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動すること で利益が減少又は損失を被るリスク(パイプラインリスク)を負っています。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則として金利スワップ取引を 活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととし ています。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てています。令和7年3月31日現在、金利変動準備金(一般勘定)は2兆2,000億円、公庫債権金利変動準備金(管理勘定)は7,273億円、両勘定合計で2兆9,273億円となっています。

今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般 勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュ レーションギャップをおおむね2年以下とする令和5年度から7年度までの中期の管理指標を設定 し、金利リスクの軽減に努めています。

この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産(貸付)デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の4分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしています。

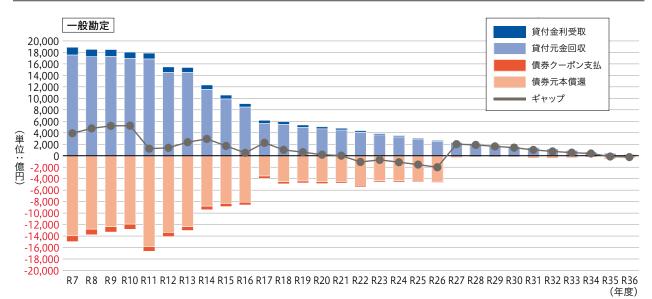
また、資金調達においては、その時々の金利環境や市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債(債券等)デュレーションの適切な管理に取り組んでいます。

なお、令和6年度末の一般勘定のデュレーションギャップは-0.08年であり、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする令和5年度から7年度までの中期の管理指標の範囲内となっています。

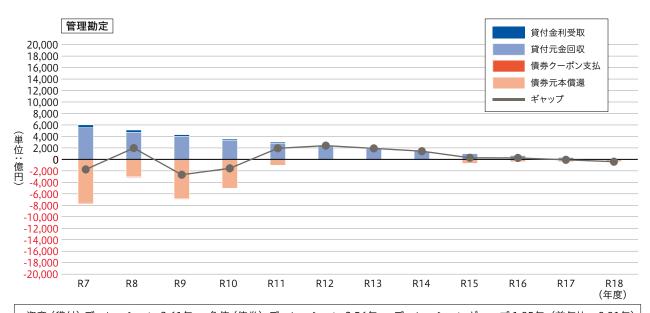
一方で、公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、 平成20年10月以降、新たな貸付けは行っていないことから、期間の経過に伴い金利リスクが縮減 していくなかで、管理勘定の公庫債権金利変動準備金は7,273億円となっています。

公庫債権金利変動準備金について、地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、地方交付税の総額確保のため、令和7年度に2,000億円を国庫に納付することとされておりますが、これらは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。これらを行っても金利リスクへの備えとしては引き続き十分な準備金を保有しており、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではありません。

<参考> 貸付金と債券等(資金調達)のマチュリティラダー図(令和7年3月末時点)



・資産(貸付)デュレーション 7.00年 ・負債(債券等)デュレーション 7.08年 ・デュレーションギャップ ▲0.08年(前年比▲0.07年)



・資産 (貸付) デュレーション 3.61年 ・負債(債券) デュレーション 2.56年 ・デュレーションギャップ 1.05年(前年比+0.01年)

機構全体

·資産(貸付)デュレーション 6.54年 ·負債 (債券等) デュレーション 6.44年 ·デュレーションギャップ 0.10年 (前年比▲0.09年)

※マチュリティラダー、デュレーション、デュレーションギャップの用語についてはP.80を参照。

(2) 為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしています。余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っています。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしています。

3. 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク (資金繰りリスク)及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(市場流動性リスク)です。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしています。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障を来さないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしています。

4. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、機構の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、機構が損失を被るリスクです。

(1) 事務リスク

事務リスクとは、機構の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、機構が損失を被るリスクです。

機構では、マニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

(2) システムリスク

システムリスクとは、機構が保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情 報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクです。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、機構業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管 理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しています。

(3) その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクについて、適切な把 握及び対応を行うこととしています。

5. 災害等への対応

機構では、地震・風水害・感染症の蔓延等により、機構施設が被害を受けた場合や出勤者が大幅に減少 した場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るため、「業務継続計画」を 策定しています。

加えて、機構のシステムは、万一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる 体制を整えています。

▶ 基本的な考え方

機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応 に万全を期すため、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程を定めています。

この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めています。

- ○役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の 信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上、法令等を遵守 し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。
- ○役職員は、機構が担う業務内容について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼 確保に努めなければならない。

このほか、機構の公共的使命にかんがみ、地方公共団体機構役職員倫理規程を定め、役職員の職務に係る 倫理の保持のため、利害関係者から贈与等を受けることを禁止すること等により、職務の執行の公正さに 対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に取り組んでいます。

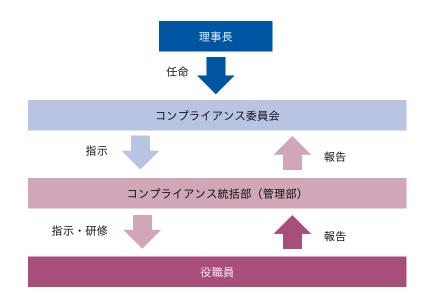
2 コンプライアンス体制

機構では、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する 規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定等、コンプライアンスに関する重要事項の審議を 行っています。

また、コンプライアンスに関する総合調整を行う部署として、コンプライアンス統括部を設置し、統括部においては、委員会からの指示のもと、コンプライアンスに関する事項の企画(体制指導・研修の実施・マニュアル整備)等を実施しています。

コンプライアンス体制





3 行動指針

1. 倫理規程と贈収賄の防止

地方公共団体機構役職員倫理規程に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持のため、利害関係者から贈与等 を受けることを禁止すること等により、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の 防止に取り組んでいます。

2. ハラスメント・差別の禁止

機構は、ハラスメントの防止等に関する規程等に基づき、役職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を 確保するため、職場におけるハラスメント行為・差別的行為を禁止し、その防止に努めるとともに、役職員は、 ふさわしい言動等について十分に認識して行動します。

役職員に対して必要な研修を実施するほか、相談体制などハラスメント等に対する組織体制を確立し、ハラ スメントなどの事案には厳正に対処します。

3. 反社会的勢力との関係の排除

機構の社会的責任と公共的使命を自覚し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固 とした態度で臨みます。入札手続き等においては、反社会的勢力を排除します。

4. 積極的な情報開示と説明責任の実践

機構は、国民の的確な理解と批判の下、公正な業務を推進するため、積極的な情報開示を行い、その事業活動 に関して説明責任を果たします。

5. 職務上の秘密の保持

役職員は、職務上知り得た秘密を保持します。

6. コンプライアンス定着のための研修の実践

機構では、毎年度、コンプライアンス委員会が、法令遵守規程に基いてコンプライアンス実行計画を策定します。 機構は、実行計画に基づき、主に以下の取組を実践します。

- 1)各役職員の職責に応じて、コンプライアンスの重要性や組織内での役割について研修を行い、組織的取組 の定着を図ります。
- 2) コンプライアンス違反事例を収集し役職員に周知することで、不祥事に備える体制を構築します。
- 3)適時にコンプライアンスマニュアルを見直し、法令改正等に適切に対応します。

7. 違反への適切な対応と内部通報制度

コンプライアンス違反事案に対しては、法令遵守規程等に基づき、速やかに対応する体制を構築し、違反に 対しては懲戒処分等の厳正な措置をとるとともに、組織全体として再発防止策を講じます。

また、法令遵守規定に基づき、組織内部における通報のほか、外部の弁護士を活用した内部通報制度を設けて います。

1 基本方針

機構は、多様化する地方公共団体のニーズや日々変動する金融市場の動向などに対応して業務を遂行しています。多様かつ高度な職務に対応するためには、他の機関等での勤務経験のある職員を含め、多様な背景を持つ職員がそれぞれの知識・経験を共有し相互に高め合うことが必要です。

機構は、社内環境整備方針や機構職員の育成方針に基づき、各職員の背景や能力に応じて適切な人材育成を 行うとともに、多様な職員が活躍できる職場環境を確保します。

2 多様な人材の確保と育成

機構は、国や地方公共団体、民間企業等での勤務経験のある職員が、それぞれの知識・経験を相互に高めることのできる職場環境を提供します。また、性別や年齢等に関わらず、それぞれが能力を十分に発揮できる場を提供します。

各職員の背景や経験年数に応じて策定した研修計画に基づき、OJT 研修や金融に関する実務研修等の必要な研修を行います。また、職員の自主性を尊重し、職員本人の能力開発に資する支援措置等を用意します。

3 安全で健康的な職場環境

機構は、職員ひとりひとりがその能力を最大限に発揮することができる環境を整えるため、各種ハラスメントや差別的行為を禁ずるほか、万が一問題事案が発生した場合には迅速な対応ができる体制を構築しています (コンプライアンス体制についてはP.71を参照)。

ワークライフバランスの確保についても、主に以下のとおり取組を一層推進します。

- 1)テレワーク環境の整備
- 2) 時間外勤務の縮減
- 3) 育児・介護休業等の整備と積極的な活用の促進
- 4) 衛生委員会の設置と心身の健康維持・向上に関する施策の実施

4 人的資本の状況

| 従業員数 | 111名 (職員:99名 非常勤:12名) (男性:69名 女性:42名) |
|----------------|---------------------------------------|
| 従業員の男女の割合 | 男性:62.2% 女性:37.8% |
| 平均年齢 | 39.8歳 |
| 年次有給休暇取得率 | 86.0% ※令和6年1月~令和6年12月実績 |
| 月平均所定外労働時間 | 18時間 ※令和6年4月~令和7年3月実績 |
| 管理職員に占める女性職員割合 | 10.0% |
| 係長級に占める女性職員割合 | 51.6% |
| 男性の育休取得率 | 該当なし ※令和6年4月~令和7年3月実績 |

※令和7年4月現在。

情報開示に関する基本姿勢

機構は、投資家保護の観点から、財務状況等の開示を行うことにより、経営の透明性を確保しています。

2 情報開示資料

1. 法令等に基づく情報開示資料

地方公共団体金融機構法第36条第3項の規定に基づく説明書類 (有価証券報告書に類する書類、内部統制報告書)

事業報告書

財務諸表

決算報告書

2. その他の情報開示資料

予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画 事業実施方針

資金調達計画

業務案内パンフレット ディスクロージャー誌 アニュアルレポート

地方公共団体向け広報誌「JFMだより」



 $Web \forall \textit{T} \, \mathsf{F} \, (\mathsf{https://www.jfm.go.jp/})$



広報誌「JFMだより」

□日本の地方自治制度

我が国の地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っています。

国が、国際社会における国家としての存立にかかわる事務等を重点的に担う一方で、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担うこととされており、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の基盤の整備等については、その多くが地方公共団体により実施されています。

日本の地方自治制度では二層制が採用されており、地方公共団体には、都道府県並びに市町村及び東京都の特別区等があります。

都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる事務や市町村に関する連絡調整 に関する事務を、市町村は住民生活に身近な事務を処理しています。

機構は、これらの地方公共団体を対象として、資金の貸付けを行っています。

日本の地方公共団体(普通地方公共団体及び特別区)の数

| 1 | 都道府県 | 47 |
|---|----------|-------|
| ī | 市町村及び特別区 | 1,741 |
| | 政令指定都市 | 20 |
| | 市 | 772 |
| | 特別区 | 23 |
| | 町 | 743 |
| 村 | | 183 |
| 計 | | 1,788 |
| | | |

※令和7年4月1日現在。



2 地方財政と地方財政計画

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等が異なっており、これに対応してさまざまな行政活動を行っていますが、このような行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合を「地方財政」と呼んでいます。地方財政は、国の財政と並ぶ車の両輪として、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っており、令和7年度の地方財政の規模は約97.0兆円となっています(地方財政計画ベース(東日本大震災分を含む))。

地方公共団体は、人口や産業の集積の度合いによる地域 間格差や景気の動向による税収の年度間格差に関わらず安 定的に行政サービスを提供していく必要があり、これを担保 するために、国は、毎年度、地方財政の規模や収支見通しを 全体として捉えた「地方財政計画」を策定しています。

地方財政計画は、毎年度の国の予算編成を受けて、地方公共団体総体としての歳入と歳出が均衡するように策定され、この計画を通じて、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方交付税や地方債等により各地方公共団体の財源が保障されています。

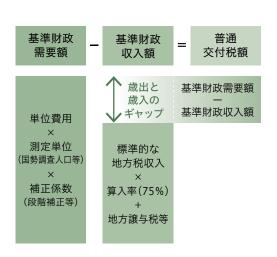
地方財政計画(令和7年度当初計画)



※東日本大震災分を含む。 ※四捨五入により計が一致しないことがある。

3 地方交付税

本来、地方公共団体の事業実施に必要な財源は自ら徴収する地方税等の自主財源をもって賄うことが望ましいといえます。しかし、現実には税源等は地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも、財源を保障するための仕組みが必要となります。このような趣旨から設けられたのが地方交付税制度です。地方交付税は国税である所得税、法人税、消費税等の一定割合とされ、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行するために「国が地方に代わって徴収する地方税」として、地方公共団体にとって重要な財源となっています。



4 地方債

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、 その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって 賄うことが原則ですが、建設事業等将来の住民にも経費を分担してもらうことが望ましい場合や災害等 臨時的に多額な出費の必要がある場合等には、地方債をその財源とすることができます。

5 地方債計画

地方債計画は、国が毎年度策定する地方債の発行に関する年間計画です。地方債計画は、国の予算編成と 並行して策定される地方財政計画及び財政投融資計画と密接な関連を有しており、地方財政の運営上、次の ような重要な役割を果たしています。

(1)地方債計画に基づく同意(許可)の運用

地方債計画は、同意(許可)をする地方債の予定総額や事業別の起債予定額等を示すものであり、地方債の同意(許可)は、通常この計画に基づいて運用されます。

(2)地方債の原資の保障

地方債計画は、地方債の所要額と原資との調整を図った上で、地方債の原資を事業別に予定し、地方債を 同意(許可)する場合の資金供給先別の内訳を示すものです。

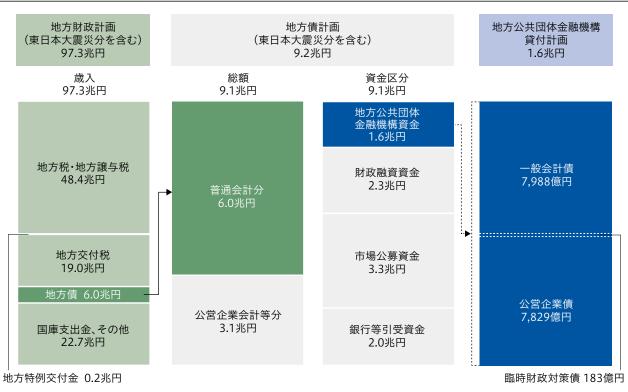
(3)地方公共団体の起債の指針

地方債計画は、地方財政計画と同様に公表され、事業別の地方債の同意等の見通しを示しています。 ※令和7年度地方債計画については、参考資料P.130~134を参照。

6 地方債の資金としての地方公共団体金融機構資金

地方債の資金をその引受先から大別すると、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金 (市場公募資金及び銀行等引受資金)に分けられ、地方財政計画と地方債計画、機構資金の関係は下図のよう になっています。

地方財政計画と地方債計画との関係(令和7年度当初計画)



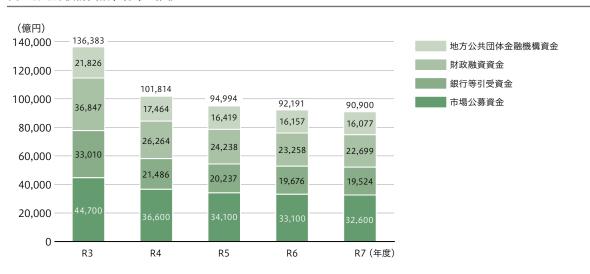
※地方公共団体金融機構貸付計画は地方債計画を基礎として、過年度同意(許可)債の貸付等を勘案して作成するため、地方債計画と一致しない。

地方債計画における資金区分の推移

令和7年度の地方債計画(当初計画ベース)における機構資金は1兆6,077億円(前年度比80億円減)、 構成比では17.7%(前年度比0.2ポイント増)となっています。

このように、機構資金は我が国の地方債制度における公的資金のうち財政融資資金と並び大きな役割を果たしており、地方公共団体の事業実施や財政運営に大きく貢献しています。

資金別地方債計画額(当初)の推移



地方債計画(当初)における資金別構成比の推移



※項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

※地方公共団体金融機構資金と財政融資資金については、東日本大震災(関連)分を含む。

7 地方債の安全性

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、バーゼル規制の標準的な手法におけるリスクウエイトは0%とされています。

(1)地方債の元利償還に要する財源の確保

- ①自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- ②地方財政計画の歳出に公債費(地方債の元利償還金)を計上
- ③公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- ④地方交付税の算定において、標準的な財政需要額(基準財政需要額)に地方債の元利償還金の一部を算入
- →マクロ(地方財政計画)・ミクロ(地方交付税措置)の両面において地方債の元利償還に必要な財源を 国が保障しています。
 - ※上記②、③、④の措置については、同意等を得た地方債のみが対象となっています。

(2)早期是正措置としての起債許可制度

- ①実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債制限
- ②赤字団体への起債制限
- →個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限できる 仕組みがとられています。

(3)地方公共団体の財政の健全化に関する法律

- ①財政指標の公表による情報開示の徹底
- ②財政指標が早期健全化基準以上となった団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化
- ③財政指標が財政再生基準以上となった団体について国等が関与した財政再生
- →地方財政の情報開示の徹底や早期健全化、財政再生等により地方債の元利償還が確実に行われる よう担保されています。

JFM DISCLOSURE 2025

用語解説

資金調達関係

■地方金融機構債

地方公共団体金融機構が発行する債券のうち、政府保証がない債券。

■FLIP(Flexible Issuance Program)債

投資家のニーズに応じ、発行額や発行年限等を柔軟かつ迅速に設定し、機動的に発行する地方公共団体金融機構独自の債券。

- ・債券の年限は投資家の指定する年限。ただし、状況により 対象となる発行年限を制限する場合がある(原則、満期一 括固定利付債の場合、10年、20年、5年及び30年は除く)。
- ・1回の発行額30億円以上。
- ※これまでの実績年限2~40年。

■スポット債

市場のニーズに対応し、原則、10年、20年、5年及び30年と異なる年限で、主幹事方式により機動的に発行する債券。

■MTNプログラム

Medium Term Notesプログラムの略称。あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成し、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで、海外市場において機動的な債券発行を行うことができる仕組み。

リスク管理関係

■リスク・ウェイト

債券の安全性を表す指標であり、資産ごとにその信用リスクの度合いに応じて設定されている。

国際決済銀行(Bank for International Settlements)に 事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定める自己資本比率 規制において、標準的手法によって総資産を算出する際に、保有 資産ごとに分類して用いる。

■ALM(Asset Liability Management)

資産(Asset)と負債(Liability)の総合管理(Management)を 意味する。金融機関等において、財務の健全性を確保するため に将来の資産と負債を予測し、総合的に把握しながらリスク 管理を行う手法。

■マチュリティラダー

資産(貸付金の回収等)及び負債(債券等の償還等)について、その満期額や金利更改額を期間ごとにまとめて時系列に並べたもの。

■デュレーション

キャッシュ・フローの平均回収年限を表すと同時に価格変動性の指標として用いられる。キャッシュ・フローの受取・支払までの期間をその現在価値で加重平均したもの。デュレーションが大きいほど金利変動に対する現在価値の変化が大きくなる。

■デュレーションギャップ

資産(貸付)デュレーションと負債(債券等)デュレーションの差。ギャップが大きいほど、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、より大きな金利変動リスクを負うこととなる。

地方債制度関係

■銀行等引受資金

地方債資金のうち、銀行や各種共済組合等から、借入れ又 は引受けの方法により調達する資金。

■市場公募資金

地方債資金のうち、起債市場において広く投資家に購入を 募る方法(公募)により調達する資金。

■地方公共団体金融機構資金

地方債資金のうち、地方公共団体金融機構からの借入れによる資金。

■財政融資資金

地方債資金のうち、国の財政投融資特別会計からの借入れ による資金。

5章 機構の財務状況

| 財務諸表 | |
|--|-----|
| 貸借対照表 | 82 |
| 損益計算書 | 83 |
| 利益の処分に関する書類 | 84 |
| 純資産変動計算書 | 85 |
| キャッシュ・フロー計算書 | 86 |
| 重要な会計方針 | 87 |
| 追加情報 | 89 |
| 注記事項等 | 90 |
| 勘定別情報(貸借対照表関係) | 105 |
| 勘定別情報(損益計算書関係) | 106 |
| 附属明細書 | 107 |
| 参考情報 | |
| 内部統制報告書 | 110 |
| 健全化判断比率等に基づく 令和6年度末貸付残高の分類 | 111 |
| 地方公共団体金融機構貸付債権における 自己査定結果(令和6年度末残高) | 112 |
| 市場リスクに係る定量的情報 | 113 |
| 流動性リスクに係る定量的情報 | 114 |



機構は、地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号)に基づき財務諸表を作成し、会計監査人である EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。



貸借対照表

| | | | | | (単位:百万円) |
|--------|----------------------|----------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 科目 | 令和5年度 (令和6年3月31日) | 令和6年度 (令和7年3月31日) | 科目 | 令和5年度 (令和6年3月31日) | 令和6年度 (令和7年3月31日) |
| | 金額 | 金額 | | 金額 | 金額 |
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 貸付金 | 23,074,004 | 22,700,180 | 債券 | 18,949,328 | 18,677,661 |
| 有価証券 | 204,500 | 272,000 | 借入金 | 530,300 | 529,500 |
| 現金預け金 | 873,692 | 908,700 | 金融商品等受入担保金 | 413,091 | 370,616 |
| その他資産 | 5,545 | 6,527 | その他負債 | 6,807 | 6,341 |
| 有形固定資産 | 2,933 | 2,807 | 賞与引当金 | 60 | 63 |
| 無形固定資産 | 3,447 | 3,583 | 役員賞与引当金 | 10 | 10 |
| 前払年金費用 | _ | 25 | 退職給付引当金 | 45 | 78 |
| | | | 役員退職慰労引当金 | 15 | 11 |
| | | | 地方公共団体健全化基金 | 926,499 | 931,870 |
| | | | 基本地方公共団体 健全化基金 | 926,499 | 931,870 |
| | | | 特別法上の準備金等 | 2,912,073 | 2,928,649 |
| | | | 金利変動準備金 | 2,200,000 | 2,200,000 |
| | | | 公庫債権金利変動準備金 | 708,654 | 727,327 |
| | | | 利差補てん積立金 | 3,419 | 1,321 |
| | | | 負債の部合計 | 23,738,231 | 23,444,803 |
| | | | (純資産の部) | | |
| | | | 地方公共団体出資金 | 16,602 | 16,602 |
| | | | 利益剰余金 | 370,406 | 406,639 |
| | | | 一般勘定積立金 | 370,406 | 406,639 |
| | | | 評価・換算差額等 | △ 18,926 | △ 32,029 |
| | | | 管理勘定利益積立金 | 57,808 | 57,808 |
| | | | 純資産の部合計 | 425,891 | 449,020 |
| 資産の部合計 | 24,164,123 | 23,893,823 | 負債及び純資産の部合計 | 24,164,123 | 23,893,823 |
| | | | | | |



損益計算書

| 科目 | 令和5年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで | 令和6年度 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで | | |
|----------------|------------------------------------|------------------------------------|--|--|
| | 金額 | 金額 | | |
| 経常収益 | 209,118 | 208,625 | | |
| 資金運用収益 | 191,948 | 191,146 | | |
| | 66 | 62 | | |
| その他業務収益 | 99 | 3 | | |
| その他経常収益 | 17,003 | 17,413 | | |
| 地方公共団体健全化基金受入額 | 16,964 | 17,304 | | |
| その他の経常収益 | 39 | 108 | | |
| 経常費用 | 118,277 | 125,816 | | |
| 資金調達費用 | 110,974 | 116,879 | | |
| | 275 | 264 | | |
| その他業務費用 | 2,712 | 3,744 | | |
| 営業経費 | 4,314 | 4,928 | | |
| その他経常費用 | 0 | - | | |
| 経常利益 | 90,841 | 82,808 | | |
| 特別利益 | 52,538 | 32,097 | | |
| 公庫債権金利変動準備金取崩額 | 50,000 | 30,000 | | |
| 利差補てん積立金取崩額 | 2,538 | 2,097 | | |
| 特別損失 | 107,088 | 78,673 | | |
| 公庫債権金利変動準備金繰入額 | 57,088 | 48,673 | | |
| 国庫納付金 | 50,000 | 30,000 | | |
| 当期純利益 | 36,292 | 36,232 | | |



利益の処分に関する書類【一般勘定】

令和5年度(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

| I 処分対象利益 | | | 36,292 |
|----------|---|--------|--------|
| 当期純利益 | | 36,292 | |
| 前期繰越欠損金 | - | | |
| Ⅱ 利益処分額 | | | |
| 積立金 | | 36,292 | 36,292 |

(注)1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。 2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

令和6年度(令和7年3月31日)

(単位:百万円)

| I 処分対象利益 | | 36,232 |
|----------|--------|--------|
| 当期純利益 | 36,232 | |
| 前期繰越欠損金 | - | |
| Ⅱ 利益処分額 | | |
| 積立金 | 36,232 | 36,232 |

(注)1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。 2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分に関する書類【管理勘定】

令和5年度(令和6年3月31日)

(単位:百万円)

| I 処分対象利益 | | | - |
|----------|---|---|---|
| 当期純利益 | | - | |
| 前期繰越欠損金 | - | | |
| Ⅱ 利益処分額 | | | |
| 積立金 | | - | - |

令和6年度(令和7年3月31日)

| I 処分対象利益 | | | - |
|----------|---|---|---|
| 当期純利益 | | _ | |
| 前期繰越欠損金 | - | | |
| Ⅱ 利益処分額 | | | |
| 積立金 | | - | - |



純資産変動計算書

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:百万円)

| | 出資者資本 | | | | 評価・換算 差額等 | | |
|---------------------------|--------|-------------|-------------|---------|--------------|---------------|---------|
| | 地方公共団体 | 利益剰余金 | | 出資者資本 | 繰延 | 管理勘定 利益積立金 | 純資産合計 |
| | 出資金 | 一般勘定 積立金 | 利益剰余金 合計 | 合計 | ヘッジ損益 | | |
| 当期首残高 | 16,602 | 334,114 | 334,114 | 350,716 | △ 14,579 | 57,808 | 393,946 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | _ | 36,292 | 36,292 | 36,292 | _ | _ | 36,292 |
| 出資者資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | _ | - | _ | _ | △ 4,347 | _ | △ 4,347 |
| 当期変動額合計 | _ | 36,292 | 36,292 | 36,292 | △ 4,347 | _ | 31,945 |
| 当期末残高 | 16,602 | 370,406 | 370,406 | 387,008 | △ 18,926 | 57,808 | 425,891 |

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

| | 出資者資本 | | | | 評価・換算 差額等 | | |
|---------------------------|--------|-------------|-------------|---------|--------------|---------------|----------|
| | 地方公共団体 | 利益剰余金 | | 出資者資本 | 繰延 | 管理勘定 利益積立金 | 純資産合計 |
| | 出資金 | 一般勘定 積立金 | 利益剰余金 合計 | 合計 | ヘッジ損益 | | |
| 当期首残高 | 16,602 | 370,406 | 370,406 | 387,008 | △ 18,926 | 57,808 | 425,891 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 当期純利益 | _ | 36,232 | 36,232 | 36,232 | _ | _ | 36,232 |
| 出資者資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | _ | _ | _ | _ | △ 13,103 | _ | △ 13,103 |
| 当期変動額合計 | _ | 36,232 | 36,232 | 36,232 | △ 13,103 | _ | 23,129 |
| 当期末残高 | 16,602 | 406,639 | 406,639 | 423,241 | △ 32,029 | 57,808 | 449,020 |



▶ キャッシュ・フロー計算書

| | | (単位・日月日) |
|---------------------|------------------------------------|--|
| 科目 | 令和5年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで | 令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで) |
| | 金額 | 金額 |
| I 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 当期純利益 | 36,292 | 36,232 |
| 減価償却費 | 545 | 927 |
| 資金運用収益 | △ 191,948 | △ 191,146 |
| 資金調達費用 | 110,974 | 116,879 |
| 賞与引当金の増減額 | 5 | 3 |
| 役員賞与引当金の増減額 | 1 | 0 |
| 退職給付引当金の増減額 | △ 29 | 32 |
| 役員退職慰労引当金の増減額 | △0 | △ 4 |
| 前払年金費用の増減額 | - | △ 25 |
| 地方公共団体健全化基金の増減額 | △ 16,964 | △ 17,304 |
| 公庫債権金利変動準備金の増減額 | 57,088 | 48,673 |
| 利差補てん積立金の増減額 | △ 2,538 | △ 2,097 |
| 貸付金の純増(△)減 | 226,195 | 373,824 |
| 債券の純増減(△) | △ 678,072 | △ 272,557 |
| 借入金の純増減(△) | 3,800 | △ 800 |
| 資金運用による収入 | 192,158 | 190,265 |
| 資金調達による支出 | △ 109,899 | △ 114,893 |
| その他 | 238,891 | △ 55,891 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △ 133,500 | 112,118 |
| Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の償還による収入 | 1,975,500 | 1,982,900 |
| 有価証券の取得による支出 | △ 1,433,000 | △ 2,050,400 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 701 | △ 342 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △ 1,532 | △ 1,945 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 540,266 | △ 69,787 |
| Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 国庫納付による支出 | △ 50,000 | △ 30,000 |
| 公営競技納付金による収入 | 19,589 | 22,676 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 30,410 | △ 7,323 |
| IV 現金及び現金同等物に係る換算差額 | - | - |
| V 現金及び現金同等物の増減額 | 376,355 | 35,007 |
| VI 現金及び現金同等物の期首残高 | 497,337 | 873,692 |
| VII 現金及び現金同等物の期末残高 | 873,692 | 908,700 |
| | | |



重要な会計方針

| 項目 | 令和5年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで) | 令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで) |
|-----------------------------|--|---|
| 1.有価証券の評価基準及び 評価方法 | 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法(定額法)により行っております。 | 同左 |
| 2.デリバティブ取引の 評価基準及び評価方法 | 時価法により行っております。 | 同左 |
| 3.固定資産の減価償却の方法 | (1)有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用 年数は次のとおりです。 建物 41年~47年 その他 2年~20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当機構 利用のソフトウェアについては、5年で償却 しております。 | (1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左 |
| 4.繰延資産の処理方法 | 債券発行費用は、発生した期に全額費用として 処理しております。 | 同左 |
| 5.外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。 | 同左 |
| 6.引当金の計上基準 | (1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付信備表るため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付信係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 | (1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左 (3)退職給付引当金 退職給付引当金(前払年金費用を含む。)は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金 (前払年金費用を含む。)は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。 |

| 項目 | 令和5年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで | 令和6年度 (令和6年4月1日から (令和7年3月31日まで) |
|-------------------------|---|--|
| 7.収益の計上基準 | 当機構は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号令和2年3月31日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。 | 同左 |
| 8.ヘッジ会計の方法 | (1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。 また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 [1] ヘッジ手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | (1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。 また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。 なお、将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実プを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 |
| 9.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。 | 同左 |

制

| 10. 地方公共団体健全化基金 の会計処理 | 法第46条第1項の規定に基づき地方財政法第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。 | 同左 |
|--------------------------------------|---|----|
| 11.金利変動準備金及び 公庫債権金利変動準備金 の会計処理 | 金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号)第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。 | 同左 |
| 12.利差補てん積立金の 会計処理 | 公営企業金融公庫(以下旧公庫という)が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。 | 同左 |
| 13.管理勘定利益積立金の 会計処理 | 管理勘定において生じた利益については、法附則 第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に 基づき利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立 金として計上しております。 | 同左 |



追加情報

令和5年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで /

国庫納付について

法附則第14条の規定による公庫債権金利変動準備金等の帰属について、令和6年度においては、「令和5年度及び令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和6年総務省・財務省令第2号)による改正後の「令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号)に基づき、2,300億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

令和6年度 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで /

国庫納付について

法附則第14条の規定による公庫債権金利変動準備金等の帰属について、令和7年度においては、「令和7年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和7年総務省・財務省令第1号)に基づき、2,000億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。



注記事項等

【重要な会計上の見積りに関する注記】

| 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|-------------|
| (令和6年3月31日) | (令和7年3月31日) |
| 1.貸倒引当金 (1)当事業年度の財務諸表に計上した金額 - (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。 ・「【貸借対照表に関する注記】2.貸付金」に記載のとおり、現在破産更生債権及びこれらに準ずる債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと ・「【金融商品に関する注記】1.(3)[1]①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっていること上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。 | 1.貸倒引当金同左 |

【貸借対照表に関する注記】

令和5年度 (令和6年3月31日)

令和6年度 (令和7年3月31日)

1.有形固定資産の減価償却累計額 1.132百万円

1.有形固定資産の減価償却累計額 907百万円

2.貸付金

同左

2.貸付金

貸付金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債 権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。ま た、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計 上しておりません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開 始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破 綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、 財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回 収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債 権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の 翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれ らに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図るこ とを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、 債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以 上延滞債権に該当しないものです。

3.担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団 体金融機構債券等18,949,328百万円の一般担保に供しており ます。

- 4.特別法上の準備金等
 - (1)金利変動準備金

法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の 規定に基づくものです。

(2)公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規 定に基づくものです。

(3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、 第3項及び第4項の規定に基づくものです。

3.担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、当機構の総資産を地方公共 団体金融機構債券等18,677,661百万円の一般担保に供して おります。

- 4.特別法上の準備金等
 - (1)金利変動準備金 同左
 - (2)公庫債権金利変動準備金 同左
 - (3) 利差補てん積立金 同左

【損益計算書に関する注記】

令和5年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

令和6年度 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

1. 当期純利益の勘定別内訳

一般勘定 36.292 百万円 管理勘定 - 百万円

2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

令和5年度においては「令和5年度及び令和6年度における地方 公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるも のとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和5年総務 省・財務省令第3号)による改正後の「令和5年度及び令和6年度 における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に 帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務 省令第1号。以下「国帰属省令」という。) に基づき、公庫債権金利 変動準備金500億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

1. 当期純利益の勘定別内訳

一般勘定 36.232 百万円 管理勘定 - 百万円

2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

令和6年度においては「令和6年度における地方公共団体金 融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする 金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和6年総務省・ 財務省令第6号)による改正後の「令和6年度における地方公 共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させる ものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第 1号。以下「国帰属省令」という。) に基づき、公庫債権金利変動 準備金300億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

JFM DISCLOSURE 2025

【収益認識に関する注記】

| 令和5年度 | 令和6年度 |
|---|-----------------|
| (令和5年4月1日から | (令和6年4月1日から |
| (令和6年3月31日まで) | (令和7年3月31日まで) |
| 当機構の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。 役務取引等収益 役務取引等収益には、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて行う資金の貸付けに係る手数料が含まれ、貸付けを実行又は回収した利息を顧客に払い込んだ時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。 | 同左 |

【金融商品に関する注記】

○令和5年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リス クなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行ってお ります。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管 理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容 を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等によ り調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支 払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別 にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、 VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果 を資金調達計画の策定等の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのこ とで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロ とされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じな いような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額 が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地 方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入すること により、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留 意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上 となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c.「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)において、財政指標が早期健全化基準に該当す る地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体について

制

は地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」(昭和56年法律第59号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、 機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替 リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達 と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備 金等を積み立てております。
- 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする令和5年度から令和7年度までの中期の管理指標を設定しております。
- ■この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産(貸付)デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付 残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超 の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、その時々 の金利環境や市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行 年限をきめ細かく調整するなど、負債(債券等)デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- 一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

- ・地方交付税の総額確保のため、令和6年度に2,000億円
- ・森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額 2,300億円
- b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク(パイプラインリスク)を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に 係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨 預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リス クを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券 及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金 利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM 委員会に報 告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理につ いて定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和6年3月31日現在の金利 が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は24.436百万円減少するものと 考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価 は24,747百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資 金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、 金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について 定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和6年3月31日現在の金利 が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は5.170百万円減少するものと 考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価 は5,211百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よ りも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混 乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、 機構が損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、 日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数 の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金 や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------------------|------------|------------|-----------|
| (1)貸付金 | 23,074,004 | 22,709,260 | △ 364,744 |
| (2)有価証券 | 204 500 | 204 500 | |
| 満期保有目的のもの | 204,500 | 204,500 | _ |
| (3)現金預け金 | 873,692 | 873,692 | _ |
| (4)金融商品等差入担保金 | _ | _ | _ |
| 資産計 | 24,152,197 | 23,787,453 | △ 364,744 |
| (1)債券 | 18,949,328 | 18,547,846 | △ 401,482 |
| (2)借入金 | 530,300 | 526,817 | △ 3,482 |
| (3)金融商品等受入担保金 | 413,091 | 413,091 | _ |
| 負債計 | 19,892,719 | 19,487,754 | △ 404,964 |
| デリバティブ取引 ^(*) | | | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | _ | _ | _ |
| デリバティブ取引計 | _ | _ | - |

^(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1)有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(2) デリバティブ取引 (ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。 (単位: 百万円)

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ 取引の種類等 | 主なヘッジ 対象 | 契約額等 うち1年超 | | 時価 | 当該時価の 算定方法 |
|-------------|-----------------------|-------------|---------------|-----------|------------|---------------|
| 原則的処理 | 金利スワップ取引 支払変動・受取固定 | 債券 長期借入金 | - | - | - | % 1 |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引 支払固定・受取変動 | 債券 | 20,000 | 20,000 | ※ 2 | |
| 通貨スワップの振当処理 | 通貨スワップ取引 | 外貨建債券 | 1,898,042 | 1,554,715 | % 3 | |
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約 | 外貨預金 | 24,100 | _ | ※ 3 | |
| | 合計 | | 1,942,142 | 1,574,715 | | |

- ※1 原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。
- ※2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。
- %3 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 20年以内 | 20年超 30年以内 | 30年超 40年以内 |
|-----------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 貸付金 | 1,785,747 | 1,756,567 | 1,709,512 | 1,643,920 | 1,572,957 | 6,390,024 | 6,477,781 | 1,681,323 | 56,169 |
| 有価証券 満期保有 目的のもの | 204,500 | - | _ | _ | - | - | _ | - | - |
| 預け金 | 873,692 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ |

(注3)債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 20年以内 | 20年超 30年以内 | 30年超 40年以内 |
|-----|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 債券 | 2,012,996 | 2,069,380 | 1,476,386 | 1,782,405 | 1,455,107 | 5,397,400 | 4,279,144 | 369,000 | 111,000 |
| 借入金 | 83,400 | 88,000 | 104,500 | 140,000 | 97,800 | 13,000 | 3,600 | - | – |

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類 しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当なし

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

| | | 合計 | | |
|-----------------------------|------|------------|------------|------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | ㅁ릶 |
| (1)貸付金 (2)有価証券 | _ | - | 22,709,260 | 22,709,260 |
| 満期保有目的のもの | _ | 204,500 | _ | 204,500 |
| (3)現金預け金 | _ | 873,692 | _ | 873,692 |
| (4)金融商品等差入担保金 | _ | _ | _ | _ |
| 資産計 | _ | 1,078,192 | 22,709,260 | 23,787,453 |
| (1)債券 | _ | 18,547,846 | _ | 18,547,846 |
| (2)借入金 | _ | 526,817 | _ | 526,817 |
| (3)金融商品等受入担保金 | _ | 413,091 | _ | 413,091 |
| 負債計 | _ | 19,487,754 | _ | 19,487,754 |
| デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの | _ | _ | _ | _ |
| デリバティブ取引計 | _ | _ | _ | _ |

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1)貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和6年3月31日現在の国債レートを用いて算 出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後 年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映 した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2)有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳 簿価額を時価としております。

(3)現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4)金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1)債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2)借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価 を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3)金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に 分類しております。

(注2)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報 該当なし

○令和6年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別

にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、 VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果 を資金調達計画の策定等の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのこ とで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロ とされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デフォルト)が生じな いような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が 均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方 交付税の算定において標準的な財政需要額 (基準財政需要額) に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することに より、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留 意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上と なった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c.「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)において、財政指標が早期健全化基準に該当す る地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体について は地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」(昭和56年法律第59号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第 132号) の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与 信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措 置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマ スター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、 機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リ スク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達 と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等によ り調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動す ることで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり 対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備 金等を積み立てております。
- ・地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に 万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする令和 5年度から令和7年度までの中期の管理指標を設定しております。

- ・この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産(貸付)デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付 残高の4分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超 の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、その時々 の金利環境や市場ニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年 限をきめ細かく調整するなど、負債(債券等)デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定の公庫債権金利変動準備金においては、法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、当機構の業務が円滑に運営されていると認められる場合において、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときに国に帰属させるものです。
- ・令和6年度には、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円として定めた額の内、最終年度分として300億円を国に帰属させました。
- ・同様に、令和6年度に地方交付税の総額確保のために予定していた公庫債権金利変動準備金(2,000億円)を国に帰属させることについては、国の令和6年度補正予算において、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとされました。
- ・令和7年度には、地方交付税の総額確保のため、2,000億円を国に帰属させる予定となっております。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少 又は損失を被るリスク(パイプラインリスク)を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨 預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和7年3月31日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は20,738百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は20,992百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和7年3月31日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は3,837百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は3,864百万円増加するものと考えられます。

「3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混

乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、 機構が損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、 日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数 の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金 や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--|----------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| (1)貸付金 (2)有価証券 | 22,700,180 | 21,197,673 | △ 1,502,507 |
| 満期保有目的のもの (3)現金預け金 | 272,000 908,700 | 272,000 908,700 | _ |
| (4)金融商品等差入担保金 | 908,700 | 908,700 | |
| 資産計 | 23,880,880 | 22,378,373 | △ 1,502,507 |
| (1)債券 (2)借入金 (3)金融商品等受入担保金 | 18,677,661 529,500 370,616 | 17,501,886 518,032 370,616 | △ 1,175,775 △ 11,467 – |
| 負債計 | 19,577,777 | 18,390,534 | △ 1,187,242 |
| デリバティブ取引 ^(*) ヘッジ会計が適用されているもの | 102 | 102 | _ |
| デリバティブ取引計 | 102 | 102 | _ |

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1)有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

(2)デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約に おいて定められた元本相当額等は、次のとおりです。

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ 取引の種類等 | 主なヘッジ 対象 | 契約額等 うち1年超 | | 時価 | 当該時価の 算定方法 |
|--------------------|-----------------------|-------------|---------------|-----------|------------|---------------|
| 原則的処理 | 金利スワップ取引 支払変動・受取固定 | 債券 長期借入金 | _ | _ | _ | * 1 |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引 支払固定・受取変動 | 債券 | 20,000 | 20,000 | ※ 2 | |
| 通貨スワップの振当処理 | 通貨スワップ取引 | 外貨建債券 | 1,868,110 | 1,536,900 | ※ 3 | % 3 |
| 迪貝入フッノの派ヨ処珪 | 週貝入フック取引 | 77.貝炷俱分 | 150,930 | 150,930 | 102 | ※ 4 |
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約 | 外貨預金 | - | - | ※ 3 | |
| 合計 | | | 2,039,040 | 1,707,830 | 102 | |

- ※1 原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。
- ※2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。
- ※3 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の 時価に含めて記載しております。
- ※4 将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ 損益として計上して繰り延べております。当該通貨スワップの時価は、為替等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 20年以内 | 20年超 30年以内 | 30年超 40年以内 |
|-----------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 貸付金 | 1,777,570 | 1,745,215 | 1,699,225 | 1,633,913 | 1,571,802 | 6,185,416 | 6,365,063 | 1,657,683 | 64,288 |
| 有価証券 満期保有 目的のもの | 272,000 | - | - | - | _ | - | - | - | - |
| 預け金 | 908,700 | _ | _ | _ | _ | _ | - | _ | _ |

(注3)債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 20年以内 | 20年超 30年以内 | 30年超 40年以内 |
|-----|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------------------------------|---------------|---------------|
| 債券 | 2,069,380 | 1,476,386 | 1,782,405 | 1,595,107 | 1,601,498 | 5,188,296 | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | 361,000 | 99,000 |
| 借入金 | 88,000 | 104,500 | 140,000 | 97,800 | 82,600 | 13,000 | | – | – |

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価 レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

| | | 合計 | | |
|-----------------------------|------|------|------|-----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | ㅁ훼 |
| デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの | _ | 102 | _ | 102 |
| デリバティブ取引計 | _ | 102 | _ | 102 |

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

| | | 合計 | | |
|-------------------|------|------------|------------|------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 口前 |
| (1)貸付金 (2)有価証券 | _ | _ | 21,197,673 | 21,197,673 |
| 満期保有目的のもの | _ | 272,000 | _ | 272,000 |
| (3)現金預け金 | _ | 908,700 | _ | 908,700 |
| (4)金融商品等差入担保金 | _ | _ | _ | _ |
| 資産計 | _ | 1,180,700 | 21,197,673 | 22,378,373 |
| (1)債券 | _ | 17,501,886 | _ | 17,501,886 |
| (2)借入金 | _ | 518,032 | _ | 518,032 |
| (3)金融商品等受入担保金 | _ | 370,616 | _ | 370,616 |
| 負債計 | _ | 18,390,534 | _ | 18,390,534 |

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1)貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和7年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後

年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映 した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2)有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳 簿価額を時価としております。

(3)現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4)金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1)債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された 元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることか ら、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2)借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3)金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップ及び評価差額を繰延ヘッジ損益として計上した通貨スワップの時価は、金利及び為替等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報 該当なし

【有価証券に関する注記】

○令和5年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの(令和6年3月31日現在)

(単位:百万円)

| | | | | (単位・日月日) |
|------------|-------|----------|---------|----------|
| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表 | 譲渡性預金 | _ | _ | _ |
| 計上額を超えるもの | 小計 | - | _ | _ |
| 時価が貸借対照表 | 譲渡性預金 | 204,500 | 204,500 | _ |
| 計上額を超えないもの | 小計 | 204,500 | 204,500 | _ |
| 合計 | | 204,500 | 204,500 | - |

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

○令和6年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの(令和7年3月31日現在)

(単位:百万円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------|-------|----------|---------|----|
| 時価が貸借対照表 | 譲渡性預金 | 272,000 | 272,000 | _ |
| 計上額を超えないもの | 小計 | 272,000 | 272,000 | _ |
| 合計 | | 272,000 | 272,000 | _ |

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引に関する注記】

令和5年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

1.取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については 金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2.取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、 為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引 は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回 避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外 貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で 利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理 は、ヘッジ会計を採用しております。

(1)ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件 を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ 処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の 要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

[1]ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

[2]ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券 [3]ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワッ プ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別 契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するた め、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッ ジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるような ヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これ をもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理 の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性 の評価を省略しております。

令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和6年度

1.取引の内容

同左

2.取組方針及び利用目的

同左

(1)ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特 例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、そ の他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変 動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場 合には振当処理を採用しております。なお、将来の債券 発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行 されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価し たことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して 繰り延べております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

同左

(3) ヘッジ方針

同左

(4)ヘッジ有効性評価の方法

同左

令和5年度 / 令和5年4月1日から 、令和6年3月31日まで

令和6年度 ´ 令和6年4月1日から ` 、令和7年3月31日<u>まで</u>

3.取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSAを締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4.取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

3.取引に係るリスクの内容 同左

4.取引に係るリスク管理体制 同左

【退職給付に関する注記】

令和5年度 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

1.採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.確定給付型の制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末 残高の調整表

期首における退職給付引当金 74百万円 退職給付費用 △ 20百万円 退職給付の支払額 0百万円 制度への拠出額 8百万円 期末における退職給付引当金 45百万円

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職 給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務 215百万円 年金資産 △ 236百万円 △ 21百万円 非積立型制度の退職給付債務 67百万円

非槓立空制度の退職給付債務 <u>6/E</u> 貸借対照表に計上された負債と資産の純額

貸借対照表に計上された負債と資産の純額

45百万円

(3)退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 △ 20百万円

令和6年度 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

1.採用している退職給付制度の概要 同左

2.確定給付型の制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末 残高の調整表

期首における退職給付引当金 45百万円 退職給付費用 20百万円 退職給付の支払額 -百万円 制度への拠出額 9百万円 前払年金費用 <u>△ 21百万円</u> 期末における退職給付引当金 78百万円

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務 212百万円 年金資産 △ 233百万円 △ 21百万円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額

前払年金費用 △21百万円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額

56百万円

(注)貸借対照表に計上されている前払年金費用には、役員分が 含まれております。

(3)退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 20百万円



勘定別情報(貸借対照表関係) (令和7年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 科目 | 一般勘定 | 管理勘定 | 相殺等 | 機構 |
|---------------|------------|-----------|-----------|------------|
| 資産の部 | | | | |
| 貸付金 | 19,908,218 | 2,791,962 | | 22,700,180 |
| 有価証券 | 272,000 | | | 272,000 |
| 現金預け金 | 908,700 | | | 908,700 |
| その他資産 | 4,940 | 1,587 | | 6,527 |
| 有形固定資産 | 2,807 | | | 2,807 |
| 無形固定資産 | 3,583 | | | 3,583 |
| 前払年金費用 | 25 | | | 25 |
| 一般勘定貸 | | 543,438 | △ 543,438 | |
| 資産の部合計 | 21,100,273 | 3,336,988 | △ 543,438 | 23,893,823 |
| 負債の部 | | | | |
| 債券 | 16,129,614 | 2,548,047 | | 18,677,661 |
| 借入金 | 529,500 | | | 529,500 |
| 金融商品等受入担保金 | 370,616 | | | 370,616 |
| その他負債 | 3,858 | 2,483 | | 6,341 |
| 賞与引当金 | 63 | | | 63 |
| 役員賞与引当金 | 10 | | | 10 |
| 退職給付引当金 | 78 | | | 78 |
| 役員退職慰労引当金 | 11 | | | 11 |
| 地方公共団体健全化基金 | 931,870 | | | 931,870 |
| 基本地方公共団体健全化基金 | 931,870 | | | 931,870 |
| | 543,438 | | △ 543,438 | |
| 特別法上の準備金等 | 2,200,000 | 728,649 | | 2,928,649 |
| 金利変動準備金 | 2,200,000 | | | 2,200,000 |
| 公庫債権金利変動準備金 | | 727,327 | | 727,327 |
| 利差補てん積立金 | | 1,321 | | 1,321 |
| 負債の部合計 | 20,709,062 | 3,279,179 | △ 543,438 | 23,444,803 |
| 純資産の部 | | | | |
| 地方公共団体出資金 | 16,602 | | | 16,602 |
| 利益剰余金 | 406,639 | | | 406,639 |
| 一般勘定積立金 | 406,639 | | | 406,639 |
| 評価・換算差額等 | △ 32,029 | | | △ 32,029 |
| 管理勘定利益積立金 | | 57,808 | | 57,808 |
| 純資産の部合計 | 391,211 | 57,808 | | 449,020 |
| 負債及び純資産の部合計 | 21,100,273 | 3,336,988 | △ 543,438 | 23,893,823 |

(注)1.一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく当機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務(公庫債権管理業務)を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理(一般勘定)と区分して整理しております。

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

^{2.} 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

^{3.} 一般勘定貸、管理勘定借



勘定別情報(損益計算書関係)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

| | | | | (単位:日万円 |
|--------------------|---------|--------|---------|---------|
| 科目 | 一般勘定 | 管理勘定 | 相殺等 | 機構 |
| 経常収益 | 146,392 | 66,139 | △ 3,907 | 208,625 |
| 資金運用収益 | 128,631 | 62,514 | | 191,146 |
| 役務取引等収益 | 62 | | | 62 |
| その他業務収益 | 3 | | | 3 |
| その他経常収益 | 17,413 | | | 17,413 |
| 地方公共団体健全化基金受入額 | 17,304 | | | 17,304 |
| その他の経常収益 | 108 | | | 108 |
| 管理勘定事務受託費 | 282 | | △ 282 | |
| 一般勘定貸受取利息 | | 329 | △ 329 | |
| 地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金 | | 3,295 | △ 3,295 | |
| 経常費用 | 110,160 | 19,564 | △ 3,907 | 125,816 |
| 資金調達費用 | 97,885 | 18,993 | | 116,879 |
| 役務取引等費用 | 215 | 49 | | 264 |
| その他業務費用 | 3,532 | 212 | | 3,744 |
| 営業経費 | 4,901 | 26 | | 4,928 |
| 管理勘定借支払利息 | 329 | | △ 329 | |
| 地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金 | 3,295 | | △ 3,295 | |
| 一般勘定事務委託費 | | 282 | △ 282 | |
| 経常利益 | 36,232 | 46,575 | - | 82,808 |
| 特別利益 | - | 32,097 | - | 32,097 |
| 公庫債権金利変動準備金取崩額 | | 30,000 | | 30,000 |
| 利差補てん積立金取崩額 | | 2,097 | | 2,097 |
| 特別損失 | - | 78,673 | - | 78,673 |
| 公庫債権金利変動準備金繰入額 | | 48,673 | | 48,673 |
| 国庫納付金 | | 30,000 | | 30,000 |
| 当期純利益 | 36,232 | _ | - | 36,232 |



附属明細書

1. 有形固定資産等明細書

(単位:百万円)

| 資産の種類 | 当期首 残高 | 当期増加額 | 当期 減少額 | 当期末 残高 | 当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 | 当期 償却額 | 差引当期末 残高 |
|------------|-----------|-------|-----------|-----------|-------------------------------|-----------|-------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 1,012 | 2 | 2 | 1,012 | 531 | 18 | 480 |
| 土地 | 1,332 | _ | _ | 1,332 | _ | _ | 1,332 |
| その他の有形固定資産 | 1,721 | 1,050 | 1,400 | 1,370 | 376 | 191 | 994 |
| 有形固定資産計 | 4,065 | 1,052 | 1,402 | 3,714 | 907 | 210 | 2,807 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 1,825 | 3,536 | 655 | 4,706 | 1,125 | 716 | 3,580 |
| その他の無形固定資産 | 2,686 | 2 | 2,686 | 2 | _ | _ | 2 |
| 無形固定資産計 | 4,511 | 3,538 | 3,341 | 4,708 | 1,125 | 716 | 3,583 |

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

| 銘柄 | 発行年月日 | 当期首残高 | 当期末残高 | 利率(%) | 償還 期限 |
|--|---------------------------|-----------|------------------------|-----------------|------------|
| 政府保証債(国内債) 第59回~第123回地方公共団体金融機構債券 | 平成26年4月14日 ~令和2年1月21日 | 2,135,000 | 1,705,000 (500,000) | 0.001 ~0.669 | 10年 |
| 政府保証債(国内債) 8年第6回~第7回地方公共団体金融機構債券 | 平成28年9月27日 ~平成29年2月24日 | 120,005 | _ | 0.001 ~0.095 | 8年 |
| 政府保証債(国内債) 4年第11回~第15回地方公共団体金融機構債券 | 令和2年8月28日 ~令和6年9月27日 | 220,136 | 300,026 (160,026) | 0.001 ~0.494 | 4年 |
| 非政府保証公募債 5年第25回~第36回地方公共団体金融機構債券 | 平成31年4月18日 ~令和6年12月20日 | 149,000 | 170,000 (30,000) | 0.001 ~0.809 | 5年 |
| 非政府保証公募債 第59回~第190回地方公共団体金融機構債券 | 平成26年4月17日 ~令和7年3月21日 | 3,128,000 | 3,098,000 (255,000) | 0.049 ~1.643 | 10年 |
| 非政府保証公募債 15年第1回~第3回地方公共団体金融機構債券 | 平成25年1月31日 ~平成26年1月22日 | 50,000 | 50,000 | 1.161 ~1.334 | 15年 |
| 非政府保証公募債 20年第1回~第117回地方公共団体金融機構債券 | 平成21年6月25日 ~令和7年1月24日 | 2,160,000 | 2,268,000 | 0.180 ~2.266 | 20年 |
| 非政府保証公募債 30年第1回~第20回地方公共団体金融機構債券 | 平成26年6月26日 ~令和6年10月22日 | 233,000 | 266,000 | 0.446 ~2.253 | 30年 |
| 非政府保証公募債 40年第1回~第3回地方公共団体金融機構債券 | 平成31年2月26日 ~令和2年9月24日 | 40,000 | 40,000 | 0.646 ~0.882 | 40年 |
| 非政府保証公募債 F2~6、8~11、13~14、16、28、37、43、 45~47、49、51~52、55~56、59~68、71、73、 76~80、82~85、88~90、93、95~98、102、 104、107~109、112、115~125、128~134、 136~139、142~143、145~152、156~164、 166~169、172~174、176~179、181~185、 188~198、200~210、213~217、219~222、 224~228、230~234、236~243、245~250、 252~256、258~263、265~270、273~276、 278~288、291~298、301~308、310、 318~319、332~333、339~341、343~345、 348~354、356~360、368~369、374~379、 385~389、392~395、398、400、404~406、 409~411、420~424、426~443、445~454、 457~530、532~559、561~564、566~834回 地方公共団体金融機構債券 | 平成21年7月23日 ~令和7年3月27日 | 3,367,804 | 3,306,933 (357,000) | 0.001 ~2.334 | 3年 ~40年 |

| 銘柄 | 発行年月日 | 当期首残高 | 当期末残高 | 利率(%) | 償還 期限 |
|--|----------------------------|------------|--|-----------------|-------------|
| 非政府保証公募債 F211、F244回地方公共団体金融機構債券(変動利付) | 平成26年2月26日 ~平成26年7月25日 | 20,000 | 20,000 | 変動 | 20年 ~30年 |
| 非政府保証債(外債) 第43~44、47~48、58、64、67、69~98、 100~107回地方公共団体金融機構債券 | 平成26年5月1日 ~令和7年1月16日 | 1,891,998 | 1,861,962 (8,879百万米ドル) (1,415百万豪ドル) (4,880百万ユーロ) (331,132) | 0.010 ~5.125 | 3年 ~15年 |
| 非政府保証債(外債) 第99回地方公共団体金融機構債券 | 令和4年10月26日 | 3,730 | 3,730 (25百万米ドル) | 変動 | 5年 |
| 縁故債 A号第51回~第182回地方公共団体金融機構債券 | 平成26年4月17日 ~令和7年3月21日 | 1,810,000 | 1,660,000 (300,000) | 0.069 ~1.673 | 10年 |
| 緣故債 B号第1回~第113回地方公共団体金融機構債券 | 平成27年11月24日 ~令和7年3月21日 | 745,500 | 853,000 (34,000) | 0.069 ~1.673 | 10年 |
| 緣故債 C号第1回~第113回地方公共団体金融機構債券 | 平成27年11月24日 ~令和7年3月21日 | 975,000 | 1,107,000 | 0.190 ~2.329 | 20年 |
| 緣故債 D号第1回~第108回地方公共団体金融機構債券 | 平成28年4月21日 ~令和7年3月21日 | 1,190,000 | 1,340,000 | 0.190 ~2.329 | 20年 |
| 地方公共団体金融機構債券小計 | _ | 18,239,175 | 18,049,652 | _ | _ |
| 非政府保証公募債 20年第1回~第2回地方公営企業等金融機構債券 | 平成21年1月26日 ~平成21年4月30日 | 84,985 | 84,988 | 2.070 ~2.290 | 20年 |
| 地方公営企業等金融機構債券小計 | _ | 84,985 | 84,988 | _ | _ |
| 非政府保証公募債 20年第9回~第25回公営企業債券 | 平成16年10月21日 ~平成20年6月16日 | 419,953 | 339,970 (99,997) | 2.030 ~2.580 | 20年 |
| 非政府保証公募債 30年第1回~第10回公営企業債券 | 平成16年1月29日 ~平成18年9月20日 | 189,933 | 189,939 | 2.390 ~2.950 | 30年 |
| 非政府保証公募債 定時償還第1回~第3回公営企業債券 | 平成15年2月14日 ~平成16年6月9日 | 15,280 | 13,110 (2,170) | 1.390 ~2.010 | 28年 |
| 公営企業債券小計 | - | 625,167 | 543,020 | _ | - |
| 合計 | _ | 18,949,328 | 18,677,661 | _ | - |

- (注)1. 法第40条第2項の規定に基づき、当機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,677,661百万円の一般担保に供しております。
 - 2. 「非政府保証債(外債)第43~44、47~48、58、64、67、69~98、100~107回地方公共団体金融機構債券」及び「非政府保証債(外債)第99回地方公共団体 金融機構債券」の「当期末残高」欄の()は外貨建による金額です。
 - 3. 「当期末残高」欄の(内書)は1年以内償還予定の金額です。
 - 4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

| | 1年以内 | 1年超2年以内 2年超3年以内 | | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | |
|----|-----------|-----------------|-----------|-----------|-----------|--|
| 債券 | 2,069,380 | 1,476,386 | 1,782,405 | 1,595,107 | 1,601,498 | |

3.借入金等明細書 (単位: 百万円)

| 区分 | 当期首残高 | 当期末残高 | 平均利率(%) | 返済期限 |
|-----------------------------|---------|---------|---------|--------------------------|
| 短期借入金 | _ | _ | - | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 83,400 | 88,000 | 0.107 | 令和7年9月3日 ~令和8年3月19日 |
| 長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。) | 446,900 | 441,500 | 0.339 | 令和8年9月16日 ~令和22年3月16日 |
| 合計 | 530,300 | 529,500 | - | - |

- (注)1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。
 - 2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|
| 借入金 | 88,000 | 104,500 | 140,000 | 97,800 | 82,600 |

4.引当金明細書

(単位:百万円)

| 区分 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 (目的使用) | 当期減少額 (その他) | 当期末残高 |
|-----------|-------|-------|-----------------|----------------|-------|
| 賞与引当金 | 60 | 63 | 60 | _ | 63 |
| 役員賞与引当金 | 10 | 10 | 10 | _ | 10 |
| 役員退職慰労引当金 | 15 | 9 | 13 | _ | 11 |

5.金利変動準備金等明細書

(単位:百万円)

| | | 当期増加額 | | 当期派 | 載少額 | |
|-------------|-----------|--------|------------|--------|------------|-----------|
| 区分 | 当期首残高 | | うち 繰入額等 | | うち 繰出額 | 差引当期末残高 |
| 金利変動準備金 | 2,200,000 | _ | _ | _ | | 2,200,000 |
| 公庫債権金利変動準備金 | 708,654 | 48,673 | | 30,000 | _ | 727,327 |
| 合計 | 2,908,654 | 48,673 | _ | 30,000 | _ | 2,927,327 |

(注)「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6.地方公共団体健全化基金明細書

| 区分 | 当期首残高 | 当期増加額 | | 当期源 | 載少額 | 当期末残高 |
|---------------|-----------|--------|-----|--------|------------|---------|
| <u>Δ</u> η | 当别自戏同 | 積立額 | 組入額 | 取崩額 | その他 |] 当期本线向 |
| 基本地方公共団体健全化基金 | 926,499 | 22,676 | _ | 17,304 | - | 931,870 |
| 合計 | 926,499 | 22,676 | _ | 17,304 | - | 931,870 |

- (注)1.「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。
 - 2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。



内部統制報告書

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令

第19条第1項及び第28条

【英訳名】 Japan Finance Organization for Municipalities

【代表者の役職氏名】 理事長 内藤 尚志

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【主たる事務所の所在の場所】 東京都千代田区日比谷公園1番3号 【縦覧に供する場所】 東京都千代田区日比谷公園1番3号

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長内藤尚志は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表 した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準 の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び 運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和7年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対象の性質に応じて、決算業務の適正性(決算・財務報告プロセス統制)、ITの適切な運営(IT全般統制)についての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、金利スワップの締結、ヘッジ会計の適用のプロセス等といった重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日(令和7年3月31日)現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると 判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。



▶ 健全化判断比率等に基づく

令和6年度末貸付残高の分類

令和6年度の機構貸付残高22兆7,001億円のうち、22兆6,977億円、99.99%は、地方公共団体向けの貸付債権となっ ております。

近年、一部の地方公共団体において、公債費の増大により、財政が硬直化する団体が見られるようになりました。

国は、そのような地方公共団体及び地方公営企業の財政を、早期に健全化させるため、「地方公共団体の財政の健全化 に関する法律」(平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。)を制定し、財政の硬直化が見られる地方公共団体 及び地方公営企業における早期健全化を進めています。

機構では、財政健全化法による分類を元に、地方公共団体・地方公営企業の財政状況を把握するとともに貸付残高の 分類を行い、債権管理を実施しております。

1. 地方公共団体 (都道府県・市区町村・一部事務組合等) への貸付残高の状況

(単位:百万円)

| 財政健全化法に | 団体数 | 令和6年度末 | 割合 | 団体数 | 令和5年度末 | 割合 | | 増減 | |
|---------|-------|------------|---------|-------|------------|---------|-----|----------|--------|
| よる分類 | 四仲数 | 貸付残高 | 一门口 | 凶冲致 | 貸付残高 | 前口 | 団体数 | 貸付残高 | 割合 |
| 財政再生団体 | 1 | 8,816 | 0.04% | 1 | 8,476 | 0.04% | 0 | 340 | 0.00% |
| 財政健全化団体 | 0 | 0 | 0.00% | 0 | 0 | 0.00% | 0 | 0 | 0.00% |
| 健全団体 | 2,154 | 22,688,934 | 99.96% | 2,150 | 23,061,317 | 99.96% | 4 | -372,382 | -0.00% |
| 合計 | 2,155 | 22,697,751 | 100.00% | 2,151 | 23,069,793 | 100.00% | 4 | -372,042 | |

- (注) 1. 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高は、各地方公共団体への一般会計債、臨時財政対策債、減収補塡債及び公営企業債 の貸付残高の合計である。
 - 2. 都道府県・市区町村、一部事務組合等の残高に地方道路公社(5)2,429百万円を加えると、令和6年度末貸付残高は22,700,180百万円となる。
 - 3. 「令和6年度末貸付残高」は、総務省が令和6年度に発表した「令和5年度決算に基づく健全化判断比率(確報値)」により分類。
 - 4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
 - 5. 「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体である。
 - 6. 「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体である。
 - 7. 「健全団体」とは、前記5、6以外の団体である。

2. 地方公営企業への貸付残高の状況

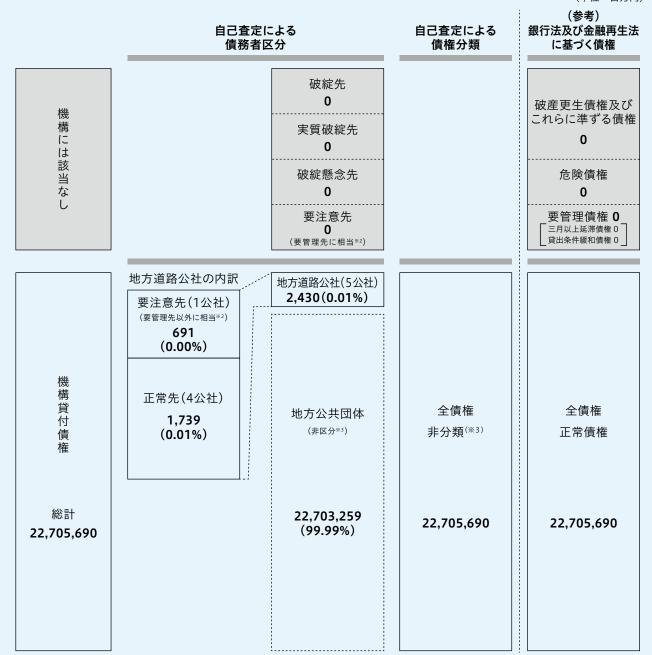
| 財政健全化法に | 事業 | 令和6年度末 | | 事業 | 令和5年度末 | ±11.0 | | 増減 | |
|---------|-------|------------|---------|-------|------------|---------|-----------|----------|--------|
| よる分類 | 主体数 | 貸付残高 | 割合 | 主体数 | 貸付残高 | 割合 | 事業 主体数 | 貸付残高 | 割合 |
| 経営健全化企業 | 0 | 0 | 0.00% | 1 | 323 | 0.00% | -1 | -323 | -0.00% |
| 健全企業 | 4,805 | 11,355,902 | 100.00% | 4,818 | 11,659,171 | 100.00% | -13 | -303,268 | 0.00% |
| 合計 | 4,805 | 11,355,902 | 100.00% | 4,819 | 11,659,494 | 100.00% | -14 | -303,591 | |

- (注) 1. 「令和6年度末貸付残高」は、総務省が令和6年度に発表した「令和5年度決算に基づく資金不足比率(確報値)」により分類。
 - 2. 「令和6年度末貸付残高」及び「令和5年度末貸付残高」は、1の内数である。
 - 3. 事業主体数とは、地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)が所管する各事業数である。
 - 4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
 - 5. 「経営健全化企業」とは、財政健全化法に基づき、経営健全化計画を定めている事業主体である。
 - 6. 「健全企業」とは、前記5以外の事業主体である。



地方公共団体金融機構貸付債権における 自己査定結果(令和6年度末残高)

(単位:百万円)



- (注) 1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権 を適正に管理している。
 - 2. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、令和5年度決算の数値を用いて区分している。
 - 3. 自己査定、銀行法及び金融再生法に基づく債権は、貸出金及び未収利息である。
 - 4. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
 - 5. 「銀行法及び金融再生法に基づく債権」について、当機構は銀行法及び金融再生法の適用を受けないが、参考として、当機構の全ての貸付債権を、当該 法令に当てはめた場合の債権区分との関係を示している。

【参考】

- ※1 自己査定に関する規程は、令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」(以下「廃止マニュアル」という。)に準じて独自に定めたものである。なお、地方道路公社については、新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施している。
- ※2 廃止マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と銀行法及び金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ(要管理先に相当・要管理先以外に相当)に区分して表記している。
- ※3 廃止マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの (非区分)とされ、債権分類については非分類とされている。



市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、 Δ EVE $^{\pm 1}$ のTier1資本相当額 $^{\pm 2}$ に対する比率をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行うこととしておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

- (注) 1.金融庁が定めた監督指針に基づいて我が国の民間金融機関が適用を受ける重要性テストに準じて算出した、金利ショックに対する経済的価値の減少額の 最大値を指します。
- (注) 2.金利変動準備金も民間金融機関のTier1資本に相当するものとしています。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととした Δ EVEのTier1資本相当額に対する比率は、令和7年3月31日現在、以下のとおりです。

(単位:百万円)

| | ΔEVEのTier1 資本相当額に | | ΔEVE (100ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額) ※利益はプラス、損失はマイナス | | | | |
|------|----------------------|-----------------|--|------------|-----------|--|--|
| | 対する比率 | 合計 | 相当する額 | | | | |
| | (a) = - (b) / (e) | (b) = (c) + (d) | (e) | | | | |
| 一般勘定 | 7.6% | △ 196,659 | △ 1,252,783 | 1,056,124 | 2,591,212 | | |
| | (△ 1.4%) | (+34,566) | (+116,507) | (△ 81,941) | (+23,129) | | |

(注) ()内は前年同期比。

ΔEVEのTier1資本相当額に対する比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a.将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b.指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、令和7年3月31日現在の国債レートを用いております。

c. △ EVEの算出について

ΔEVEの算出にあたっては、令和7年3月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利(国債レート)について、①一律に上昇、②一律に下落、③スティープ化、④フラット化、⑤短期金利が上昇、⑥短期金利が下落すると想定した場合のいずれかのうち、時価損失額が最も大きくなる額としています。

なお、金利が一律に上昇することを想定した場合に、時価損失額が最も大きくなることを把握しており、外貨建債券は通貨スワップ、外貨預金は為替予約取引を行っていることから、100ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。



流動性リスクに係る定量的情報

機構では、平成27年3月から自主的な取組としてバーゼルⅢ規制を参考にして流動性リスク管理の対応を行って おり、ALM委員会の下で流動性補完資産確保方針を定め、翌月の機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさ ないよう、換金性の高い資産 (=流動性補完資産)を保有しております。

機構の主要な資金収支は、自治体への貸付け及び貸付けに伴う回収、債券発行を中心とした市場からの資金調達及び 資金調達に伴う元利金の支払いです。このことから、機構における資金流出及び資金流入は限定的であり、あらかじめ翌月 の資金収支が予測できるため、当月末時点を基準として、資金管理部署において流動性補完資産を保有しております。 また、当月末時点での流動性補完資産の保有状況について、資金管理部署とは独立したリスク管理部署においてモニタ リングをしております。

(単位:百万円、%(四捨五入により計上))

| | | | | | (|
|----|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 項目 | 令和6年 | F3月末 | 令和7年 | ₹3月末 |
| | <1>流動性補完資産 | | | | |
| 1 | 流動資産の合計額 ^{※1} | | 60,000 | | 40,000 |
| | <2>資金流出額 | 資金流出率を 乗じる前の額 | 資金流出率を 乗じた後の額 | 資金流出率を 乗じる前の額 | 資金流出率を 乗じた後の額 |
| 2 | 無担保資金調達に係る資金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3 | 負債性有価証券の額 | 151,854 | 151,854 | 139,680 | 139,680 |
| 4 | 資金流出合計額 | | 151,854 | | 139,680 |
| | <3>資金流入額 | 資金流入率を 乗じる前の額 | 資金流入率を 乗じた後の額 | 資金流入率を 乗じる前の額 | 資金流入率を 乗じた後の額 |
| 5 | 資金運用等に係る資金流入額*2 | 100,000 | 100,000 | 570,000 | 104,760 |
| 6 | 貸付金等の回収に係る資金流入額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 7 | その他資金流入額 ^{※3} | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 8 | 資金流入合計額 ^{※4} | 100,000 | 100,000 | 570,000 | 104,760 |
| | <4>流動性補完資産比率 | | | | |
| 9 | 算入可能流動資産の合計額 | | 60,000 | | 40,000 |
| 10 | 純資金流出額 | | 51,854 | | 34,920 |
| 11 | 流動性補完資産比率 | | 115 | | 115 |

| | <参考 | { > | |
|--------------------------|-----|----------------|---------|
| 準流動資産の合計額 ^{※5} | | 246,692 | 220,700 |
| 準流動性補完資産比率 ^{※6} | | 591 | 747 |

^{※1} 機構は中央銀行(日本銀行)には預金口座を保有していないため、流動資産とは当座預金及び国庫短期証券、利付国債により保有する金額です。なお、当座 預金は、万が一預金先金融機関が破綻した場合においても、預金保険制度により預金全額が保護対象となっております。

- ※3 その他資金流入額とは、政府保証債発行額です。
- ※4 資金流入合計額は、資金流出合計額に75%を乗じて得た額が上限となっております。
- ※5 準流動資産とは、普通預金により保有する金額です。
- ※6 準流動性補完資産比率とは、流動資産と準流動資産の合計額を合算した値を純資金流出額で除して算出しております。

^{※2} 資金運用等に係る資金流入額は、地方公共団体金融機構法第45条第2号又は第3号に定めのあるもののうち、元本が確保されかつ期日の定めのある一定要件 を満たしたものです。

6章 参考資料・機構データ

参考資料

| 代表者会議·経営審議委員会開催実績(令和6年度) | 116 |
|--------------------------|-----|
| 令和6年度地方債計画資金区分(第2次改正後) | 117 |
| 令和6年度事業別貸付計画 | 120 |
| 令和6年度貸付金回収状況 | 121 |
| 令和6年度末事業別貸付残高 | 122 |
| 令和6年度末都道府県別貸付残高 | 124 |
| 令和7年度同意(許可)債貸付条件一覧 | 128 |
| 令和7年度地方債計画 | 130 |
| 令和6年度債券発行実績 | 135 |
| 機構データ | |

| 沿革 | 139 |
|------|-----|
| 組織図 | 140 |
| 組織概要 | 141 |





代表者会議・経営審議委員会開催実績(令和6年度)

●代表者会議の開催実績

| 回数 | 年月日 | 概要 |
|------|-----------|--|
| 第76回 | 令和6年6月20日 | ・令和5年度決算 ・会計監査人の選任 ・その他報告事項 |
| 第77回 | 令和6年6月28日 | ・役員の任命及び任命の同意 |
| 第78回 | 令和6年7月26日 | ・役員の任命 ・任命の同意及び兼職の承認 ・経営審議委員会の任命 |
| 第79回 | 令和6年9月25日 | ・役員の任命及び任命の同意 |
| 第80回 | 令和6年9月30日 | ・役員の任命 |
| 第81回 | 令和7年3月18日 | ・令和7年度事業計画 ・令和7年度予算、資金計画、収支に関する中期的な計画 ・その他報告事項 |

●経営審議委員会の開催実績

| 回数 | 年月日 | 概要 |
|------|-----------|------------------------------------|
| 第43回 | 令和6年6月11日 | ・令和5年度決算 ・その他報告事項 |
| 第44回 | 令和6年8月1日 | ・経営審議委員会委員長の互選 |
| 第45回 | 令和7年3月4日 | ・令和7年度事業計画 ・令和7年度予算 ・その他報告事項 |



令和6年度地方債計画資金区分(第2次改正後)

●通常収支分

(単位:億円)

| 日本学学学院 日本学学学院 日本学学学院 日本学学学院 日本学学学院 日本学学学院 日本学学学院 日本学学院 日本学学院 日本学学院 日本学学院 日本学学院 日本学学院 日本学学院 日本学院院 日本学院院 日本学院院院 日本学院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院 | | | | 公的資金 | | | 民間等資金 | (十四・周13) |
|--|----------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 1 公共事業等 | 項目 | 合計 | 計 | 財政融資 | | 計 | 市場公募 | 銀行等引受 |
| 2 公営住宅建設事業 1,082 481 360 121 601 540 61 3 災害復旧事業 4,081 4,008 4,008 0 0 0 0 0 0 0 0 4 教育・植地焼煙等値車乗 4,813 2,760 2,2567 393 2,053 1,243 810 (1) 学校教育施設等 2,119 1,331 1,165 166 788 475 313 (2) 社会福祉施設 365 161 72 89 204 141 63 (3) 少板産業物施設等 1,254 1,007 869 138 247 122 125 (4) 一般補助施設等 538 261 261 0 277 122 155 (5) 施設 (一般財産化分) 537 0 0 0 537 383 153 83 55 (6) 5 609 1910 11,513 8,397 (1) 一般 2,493 83 0 83 2,410 1,935 475 (2) 地域活性化 690 85 0 85 605 473 132 (3) 砂坂対財産 871 262 126 136 609 375 234 (4) 地方道路等 3,221 248 0 248 2,973 2,515 458 (5) 旧合併特例 3,800 504 0 504 3,296 318 2,978 (6) 緊急助災・援 5,000 1,678 0 1,678 3,322 2,011 1,311 (7) 公共施設等通正管理 4,320 1,828 100 1,728 2,492 1,410 1,082 (8) 緊急自然決害特別上対策 4,000 1,707 700 1,007 2,293 1,313 980 (1) の 540 360 540 305 235 (1) 元法・子育で支援 450 180 0 180 270 99 171 (1) 元状学 573 450 (1) 元状体 5 0 5 5 (2) 企業決事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 0 5 (2) 連隊対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 (2) 連隊対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 (2) 連隊対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 (2) 連隊対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 (2) 産産・財政対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 (2) 産産・財政対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 (2) 産産・財政対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 (2) 産産・財政対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 (2) 産産・財政対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 (2) 産産・財政対策 7,000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | 一 一般会計債 | | | | | | | |
| 3 災害復旧事業 | 1 公共事業等 | 15,794 | 4,704 | 4,398 | 306 | 11,090 | 8,725 | 2,365 |
| 4 教育・福祉施設等整備事業 | 2 公営住宅建設事業 | 1,082 | 481 | 360 | 121 | 601 | 540 | 61 |
| (1) 学校教育施設等 2,119 1,331 1,165 166 788 475 313 (2) 社会福祉施設 365 161 72 89 204 141 63 (3) 金原族者物処理 1,254 1,007 869 138 247 122 125 (4) 一般補助施設等 538 261 261 0 277 122 155 (5) 施設(一般財事化分) 537 0 0 0 0 537 383 154 5-6 成半抜事業 26,845 6,935 926 6,009 19,910 11,513 8,397 (1) 一般 2,493 83 0 83 2,410 1,935 475 (2) 地域活性化 690 85 0 85 605 473 132 (3) 防災対策 871 262 126 136 609 375 234 (4) 地方遊路等 3,221 248 0 248 2,973 2,515 458 (5) 旧合併特例 3,800 504 0 504 3,296 318 2,978 (6) 緊急防災・減 5,000 1,678 0 1,678 0 1,678 3,322 2,011 1,311 (7) 公共施設等 4,000 1,707 700 1,007 2,293 1,313 980 (9) 緊急溶液維進 1,100 0 0 0 1,100 759 341 (10) 股炭素化増進 900 360 0 360 540 305 235 (11) ごとも・子育て支援 450 180 0 180 270 99 171 6 辺地及庁庭院政済事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (2) 遠離政策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 (2) 遠離政策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 (2) 遠離政策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 (2) 遠離政策 7,700 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | 3 災害復旧事業 | 4,008 | 4,008 | 4,008 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 社会福祉施設 365 161 72 89 204 141 63 (3) 一般廃棄物処理 1,254 1,007 869 138 247 122 125 (4) 一般補助施設等 538 261 261 0 277 122 155 (5) 施設(一般財源化分) 537 0 0 0 0 537 383 154 5 一般単物事業 26,845 6,935 926 6,009 19,910 11,513 8,397 (1) 一般 2,493 83 0 83 2,410 1,935 475 (2) 奥城活性化 690 85 0 85 605 473 132 (3) 防災対策 871 262 126 136 609 375 234 (4) 地方道路等 3,221 248 0 248 2,973 2,515 458 (5) 旧合併特例 3,800 504 0 504 3,296 318 2,978 (6) 緊急防災・減 5,000 1,678 0 1,678 3,322 2,011 1,311 (7) 盆共施設率直正管理 4,320 1,828 100 1,728 2,492 1,410 1,082 (8) 緊急自然災害防止対策 4,000 1,707 700 1,007 2,293 1,313 980 (9) 緊急診深推進 1,100 0 0 0 1,100 759 341 (10) 脱炭末化推進 900 360 0 360 540 305 235 (11) ごとも・子育で支援 450 180 0 180 270 99 171 (2) 過級対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 5 (2) 過級対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 5 (2) 過級対策 7,255 5,720 3,303 2,417 1,535 1,315 220 2 公置企業性 1,767 386 118 268 1,331 999 382 4 電気事業 1,767 386 118 268 1,331 999 382 4 電気事業 1,767 386 118 268 1,331 999 382 4 電気事業 1,767 386 118 268 1,331 999 382 4 電気事業 1,767 386 118 268 1,331 999 382 4 電気事業 1,767 386 118 268 1,331 999 382 4 電気事業 1,767 386 118 268 1,331 999 382 6 664 679 90 7 市場事業 241 49 0 49 192 5 187 7 市場事業 241 49 0 49 192 5 187 7 市場事業 241 49 0 49 192 5 187 5 187 5 187 5 187 5 187 5 187 5 188 66 79 90 8 18 131 250 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 | 4 教育·福祉施設等整備事 | 業 4,813 | 2,760 | 2,367 | 393 | 2,053 | 1,243 | 810 |
| (3) 一般廃棄物処理 1,254 1,007 869 138 247 122 125 (4) 一般構助施設等 538 261 261 0 277 122 155 (5) 施設(一般財源化分) 537 0 0 0 0 537 383 154 5 一般単独事業 26,845 6,935 926 6,009 19,910 11,513 8,397 (1) 一般 2,493 83 0 83 2,410 1,935 475 (2) 地域活性化 690 85 0 85 605 473 132 (3) 防災対策 871 262 126 136 609 375 234 (4) 地方道路等 3,221 248 0 248 2,973 2,515 458 (5) 旧合併特例 3,800 504 0 504 3,296 318 2,978 (6) 緊急的災決策 5,000 1,678 0 1,678 3,322 2,011 1,311 (7) 公共施設等通正管理 4,320 1,828 100 1,728 2,492 1,410 1,082 (8) 緊急自然災害難比対策 4,000 1,707 700 1,007 2,293 1,313 980 (9) 緊急診疾消推進 1,100 0 0 0 1,100 759 341 (11) 足炭毛化推進 900 360 0 360 540 305 235 (11) ことも、子育文景 450 180 0 180 270 99 171 6 辺地及び過政対策事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (2) 過避対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 5 (2) 過避対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 5 (2) 過避対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 5 (2) 過避対策 7,255 5,720 3,303 2,417 1,535 1,315 220 2 1 2 2 1 2 2 1 2 2 2 1 2 2 2 2 2 2 | (1) 学校教育施設等 | 2,119 | 1,331 | 1,165 | 166 | 788 | 475 | 313 |
| (4) 一般補助施設等 538 261 261 0 277 122 155 (5) 施設(一般財源化分) 537 0 0 0 537 383 154 5 - 般単独事業 26,845 6,935 926 6,009 19,910 11,513 8,397 (1) 一般 2,493 83 0 83 2,410 1,935 475 (2) 地域活性化 690 85 0 85 605 473 132 (3) 防災対策 871 262 126 136 609 375 234 (4) 地力道路等 3,221 248 0 248 2,973 2,515 458 (5) 旧合併特例 3,800 504 0 504 3,296 318 2,978 (6) 緊急防災・減 5,000 1,678 0 1,678 3,322 2,011 1,311 (7) 公共施設等道正管理 4,320 1,828 100 1,728 2,492 1,410 1,082 (9) 緊急診迷推進 1,100 0 0 0 1,100 759 341 (10) 股炭素化推進 900 360 0 360 540 305 235 (11) こども・子育で支援 450 180 0 180 2 70 99 171 6 辺地及び過疎対策事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (1) 辺地対策 5,74 5,74 508 66 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | (2) 社会福祉施設 | 365 | 161 | 72 | 89 | 204 | 141 | 63 |
| (5) 施設(一般財源化分) 537 0 0 0 0 537 383 154 5 5 一般単独事業 26.845 6.935 926 6.009 19.910 11.513 8.397 (1) 一般 2.493 83 0 83 2.410 1.935 475 (2) 地域活性化 690 85 0 85 605 473 132 (3) 防災対策 871 262 126 136 609 375 234 (4) 地方道路等 3.221 248 0 248 2.973 2.515 458 (5) 旧合作特例 3.800 504 0 504 3.296 318 2.978 (6) 緊急自然災害 4.000 1.678 0 1.678 3.322 2.011 1.311 (7) 公共施設等適正管理 4.320 1.828 100 1.728 2.492 1.410 1.082 (8) 緊急自然災害防止対策 4.000 1.707 700 1.007 2.293 1.313 980 (9) 緊急追訴災害権達 9.00 360 0 360 540 305 235 (11) 正とも・子育て支援 450 180 0 180 270 99 171 6 辺地及び過酸対策事業 6.304 6.299 4.795 1.504 5 0 5 (11) 辺地対策 574 574 508 66 0 0 0 0 0 2 (2) 過疎対策 5.730 5.725 4.287 1.438 5 0 5 7 公共用地先行収得等事業 345 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 0 700 448 252 9割整 100 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | (3) 一般廃棄物処理 | 1,254 | 1,007 | 869 | 138 | 247 | 122 | 125 |
| 5 一般単独事業 26,845 6,935 926 6,009 19,910 11,513 8,397 (1) 一般 2,493 83 0 83 2,410 1,935 475 (2) 地域活性化 690 85 0 85 605 473 132 (3) 防災対策 871 262 126 136 609 375 234 (4) 地方道路等 3,221 248 0 248 2,973 2,515 458 (5) 旧合件特例 3,800 504 0 504 3,296 318 2,978 (6) 緊急放災車域 5,000 1,678 0 1,678 3,322 2,011 1,311 (7) 公共施院等適正管理 4,320 1,828 100 1,728 2,492 1,410 1,082 (8) 緊急自然災害施止増 4,200 1,707 700 1,007 2,293 1,313 980 (9) 緊急減減減 5,000 1,678 3,322 2,011 1,311 100 0 0 1,100 0 | (4) 一般補助施設等 | 538 | 261 | 261 | 0 | 277 | 122 | 155 |
| (1) 一般 2,493 83 0 83 2,410 1,935 475 (2) 地域活性化 690 85 0 85 605 473 132 (3) 防災対策 871 262 126 136 609 375 234 (4) 地方道路等 3,221 248 0 248 2,973 2,515 458 (5) 旧合併特例 3,800 504 0 504 3,296 318 2,978 (6) 緊急的性決策 4,500 1,678 0 1,678 3,322 2,011 1,311 (7) 公共施設等通正管理 4,320 1,828 100 1,728 2,492 1,410 1,082 (8) 緊急自然災害防止対策 4,000 1,707 700 1,007 2,293 1,313 980 (9) 緊急淡洋推進 1,100 0 0 0 0 1,100 759 341 (10) 脱炭素化推進 900 360 0 360 540 305 235 (11) 正ども・子育て支援 450 180 0 180 270 99 171 6 2地及び過速対策率業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (1) 辺地対策 574 574 508 66 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | (5) 施設(一般財源化分) | 537 | 0 | 0 | 0 | 537 | 383 | 154 |
| (2) 地域活性化 690 85 0 85 605 473 132 (3) 防災対策 871 262 126 136 609 375 234 (4) 地方道路等 3,221 248 0 248 2,973 2,515 458 (5) 旧合併特例 3,800 504 0 504 3,296 318 2,978 (6) 緊急的災・減 5,000 1,678 0 1,678 3,322 2,011 1,311 (7) 公共施設等適正管理 4,320 1,828 100 1,728 2,492 1,410 1,082 (8) 緊急自殺災害防止対策 4,000 1,707 700 1,007 2,293 1,313 980 (9) 緊急淡準推進 1,100 0 0 0 1,007 2,293 1,313 980 (10) 股炭素化推進 900 360 0 360 540 305 235 (11) ごども・子育て支援 450 180 0 180 270 99 171 6 辺地及び過疎対策事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (1) 辺地対策 574 574 508 66 0 0 0 0 365 (1) 辺地対策 574 574 508 66 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 0 100 96 4 8 7 公共用地先行取得等事業 100 0 0 0 0 100 96 4 8 7 公共用地先行取得等事業 465 151 0 151 314 17 297 3 交通事業 1,767 386 118 268 1,381 999 382 2 工業用水道事業 465 151 0 151 314 17 297 3 交通事業 1,767 386 118 268 1,381 999 382 4 電気事業・ガ及事業 241 49 0 49 192 5 187 5 浩遠整備事業 577 196 176 20 381 131 250 6 病院事業・方選事業 241 49 0 49 192 5 187 5 浩遠整備事業 577 196 176 20 381 131 250 6 病院事業・方法事業 1,430 8,359 4,440 3,919 5,945 3,563 2,382 10 観光をの他事業 100 4 0 4 96 33 63 1 1 10 観光をの他事業 100 4 0 4 96 33 63 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 5 一般単独事業 | 26,845 | 6,935 | 926 | 6,009 | 19,910 | 11,513 | 8,397 |
| (3) 防災対策 871 262 126 136 609 375 234 (4) 地方道路等 3,221 248 0 248 2,973 2,515 458 (5) 旧合併特例 3,800 504 0 504 3,296 318 2,978 (6) 緊急防災・減 5,000 1,678 0 1,678 3,322 2,011 1,311 (7) 公共施設等適正管理 4,320 1,828 100 1,728 2,492 1,410 1,082 (8) 緊急自然災害防止対策 4,000 1,707 700 1,007 2,293 1,313 980 (9) 緊急淡渫推進 1,100 0 0 0 0 1,100 759 341 (10) 脱炭素化推進 900 360 0 360 540 305 235 (11) 二七七・子育て支援 450 180 0 180 270 99 171 6 辺地及び過疎対策事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (1) 辺地対策 574 574 508 66 0 0 0 0 0 (2) 過疎対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 7 公共用地先行取得等事業 345 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | (1) 一般 | 2,493 | 83 | 0 | 83 | 2,410 | 1,935 | 475 |
| (4) 地方道路等 3,221 248 0 248 2,973 2,515 458 (5) 旧合併特例 3,800 504 0 504 3,296 318 2,978 (6) 緊急防災・減 5,000 1,678 0 1,678 3,322 2,011 1,311 (7) 公共施設等適正管理 4,320 1,828 100 1,728 2,492 1,410 1,082 (8) 緊急自然災害難止対策 4,000 1,707 700 1,007 2,293 1,313 980 (9) 緊急浚渫推進 1,100 0 0 0 0 1,100 759 341 (10) 脱炭朱化推進 900 360 0 360 540 305 235 (11) ことも・子育て支援 450 180 0 180 270 99 171 6 辺地及び過避対策事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (1) 辺地対策 574 574 508 66 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | (2) 地域活性化 | 690 | 85 | 0 | 85 | 605 | 473 | 132 |
| (5) 旧合併特例 3,800 504 0 504 3,296 318 2,978 (6) 緊急防災・減 5,000 1,678 0 1,678 3,322 2,011 1,311 (7) 公共施設等適正管理 4,320 1,828 100 1,728 2,492 1,410 1,082 (8) 緊急自然災害防止対策 4,000 1,707 700 1,007 2,293 1,313 980 (9) 緊急浚渫推進 1,100 0 0 0 0 1,100 759 341 (10) 脱炭素化推進 900 360 0 360 540 305 235 (11) こども・子育て支援 450 180 0 180 270 99 171 6 辺地及び過疎対策事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (1) 辺地対策 574 574 508 66 0 0 0 0 0 (2) 過疎対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 (2) 過疎対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 7 公共用地先行取得等事業 345 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 0 700 448 252 9 調整 100 0 0 0 700 448 252 9 調整 100 0 0 0 0 0 0 0 0 6 4 2 2 1 乗 7 2 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | (3) 防災対策 | 871 | 262 | 126 | 136 | 609 | 375 | 234 |
| (6) 緊急防災・減 5,000 1,678 0 1,678 3,322 2,011 1,311 (7) 公共施設等適正管理 4,320 1,828 100 1,728 2,492 1,410 1,082 (8) 緊急自然災害防止対策 4,000 1,707 700 1,007 2,293 1,313 980 (9) 緊急途深推進 1,100 0 0 0 1,100 759 341 (10) 脱炭素化推進 900 360 0 360 540 305 235 (11) こども・子育て支援 450 180 0 180 270 99 171 6 辺地及び過疎対策事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (1) 辺地対策 574 574 508 66 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | (4) 地方道路等 | 3,221 | 248 | 0 | 248 | 2,973 | 2,515 | 458 |
| (7) 公共施設等適正管理 4,320 1,828 100 1,728 2,492 1,410 1,082 (8) 緊急自然災害防止対策 4,000 1,707 700 1,007 2,293 1,313 980 (9) 緊急淡凍推進 1,100 0 0 0 1,100 759 341 (10) 脱炭素化推進 900 360 0 360 540 305 235 (11) こども・子育て支援 450 180 0 180 270 99 171 6 辺地及び過疎対策事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (1) 辺地対策 574 574 508 66 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | (5) 旧合併特例 | 3,800 | 504 | 0 | 504 | 3,296 | 318 | 2,978 |
| (8) 緊急自然災害防止対策 4,000 1,707 700 1,007 2,293 1,313 980 (9) 緊急浚渫推進 1,100 0 0 0 1,100 759 341 (10) 脱炭素化推進 900 360 0 360 540 305 235 (11) ことも・子育で支援 450 180 0 180 270 99 171 6 辺地及び過疎対策事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (1) 辺地対策 574 574 508 666 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | (6) 緊急防災・減 | 5,000 | 1,678 | 0 | 1,678 | 3,322 | 2,011 | 1,311 |
| (9) 緊急浚渫推進 1,100 0 0 0 1,100 759 341 (10) 脱炭素化推進 900 360 0 360 540 305 235 (11) こども・子育て支援 450 180 0 180 270 99 171 6 辺地及び過疎対策事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (1) 辺地対策 574 574 508 66 0 0 0 の で | (7) 公共施設等適正管理 | 4,320 | 1,828 | 100 | 1,728 | 2,492 | 1,410 | 1,082 |
| (10) 脱炭素化推進 900 360 0 360 540 305 235 (11) こども・子育で支援 450 180 0 180 270 99 171 6 辺地及び過疎対策事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (1) 辺地対策 574 574 508 66 0 0 0 0 0 (2) 過疎対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 7 公共用地先行取得等事業 345 0 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 700 448 252 9 調整 100 0 0 0 0 100 96 4 ま計 59,991 25,187 16,854 8,333 34,804 22,676 12,128 2 工業用水追事業 465 151 0 151 314 17 297 3 交通事業 1,767 386 118 268 1,381 999 382 4 電気事業・ガス事業 241 49 0 49 192 5 187 5 浩澄整備事業 577 196 176 20 381 131 250 6 病院事業・介護サービス事業 4,981 2,145 832 1,313 2,836 739 2,097 7 市場事業・と畜場事業 1,290 0 0 0 0 1,290 636 654 9 下水追事業 14,304 8,359 4,440 3,919 5,945 3,563 2,382 10 8 1 31,494 17,158 8,869 8,289 14,336 7,714 6,622 合計 91,485 42,345 25,723 16,622 49,140 30,390 18,750 로 臨時財政対策債 4,544 1,645 1,045 600 2,899 2,639 260 四 退職手当債 800 0 0 0 0 0 0 0,71 729 五 補正予算債 17,386 8,634 8,113 521 8,752 0 8,752 | (8) 緊急自然災害防止対抗 | 策 4,000 | 1,707 | 700 | 1,007 | 2,293 | 1,313 | 980 |
| (11) こども・子育で支援 450 180 0 180 270 99 171 6 辺地及び過疎対策事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (1) 辺地対策 574 574 508 66 0 0 0 0 0 (2) 過疎対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 7 公共用地先行取得等事業 345 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 0 700 448 252 9調整 100 0 0 0 100 96 4 ま計 59,991 25,187 16,854 8,333 34,804 22,676 12,128 1 1 水道事業 7,255 5,720 3,303 2,417 1,535 1,315 220 2 工業用水道事業 465 151 0 151 314 17 297 3 交通事業 1,767 386 118 268 1,381 999 382 4 電気事業・ガス事業 241 49 0 49 192 5 187 5 港湾整備事業 577 196 176 20 381 131 250 6 病院事業・介護サービス事業 4,981 2,145 832 1,313 2,836 739 2,097 7 市場事業・と畜場事業 514 148 0 148 366 276 90 8 地域開発事業 1,290 0 0 0 1,290 636 654 9 下水道事業 14,304 8,359 4,440 3,919 5,945 3,563 2,382 10 観光その他事業 100 4 0 4 96 33 63 18,750 E 臨時財政対策債 4,544 1,645 1,045 600 2,899 2,639 260 四 退職手当債 800 0 0 0 0 800 71 729 五 補正予算債 17,386 8,634 8,113 521 8,752 0 8,752 | (9) 緊急浚渫推進 | 1,100 | 0 | 0 | 0 | 1,100 | 759 | 341 |
| (1) 辺地及び過疎対策事業 6,304 6,299 4,795 1,504 5 0 5 (1) 辺地対策 574 574 508 66 0 0 0 0 0 (2) 過疎対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 7 公共用地先行取得等事業 345 0 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 0 700 448 252 9 調整 100 0 0 0 100 96 4 15,991 25,187 16,854 8,333 34,804 22,676 12,128 1 1 | (10) 脱炭素化推進 | 900 | 360 | 0 | 360 | 540 | 305 | 235 |
| (1) 辺地対策 574 574 508 66 0 0 0 0 0 (2) 過疎対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 5 0 5 7 公共用地先行取得等事業 345 0 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 0 700 448 252 9 調整 100 0 0 0 100 96 4 計 59,991 25,187 16,854 8,333 34,804 22,676 12,128 2 工業用水道事業 7,255 5,720 3,303 2,417 1,535 1,315 220 2 工業用水道事業 465 151 0 151 314 17 297 3 交通事業 1,767 386 118 268 1,381 999 382 4 電気事業・ガス事業 241 49 0 49 192 5 187 5 港湾整備事業 577 196 176 20 381 131 250 6 病院事業・介護サービス事業 4,981 2,145 832 1,313 2,836 739 2,097 7 市場事業・と畜場事業 1,290 0 0 0 1,290 636 654 9 下水道事業 14,304 8,359 4,440 3,919 5,945 3,563 2,382 10 観光その他事業 100 4 0 4 96 33 63 計 31,494 17,158 8,869 8,289 14,336 7,714 6,622 合計 91,485 42,345 25,723 16,622 49,140 30,390 18,750 三 臨時財政対策債 4,544 1,645 1,045 600 2,899 2,639 260 四 退職手当債 800 0 0 0 0 0 0 0 0 7,729 五 補正予算債 17,386 8,634 8,113 521 8,752 0 8,752 | (11) こども・子育て支援 | 450 | 180 | 0 | 180 | 270 | 99 | 171 |
| (2) 過疎対策 5,730 5,725 4,287 1,438 5 0 5 7 公共用地先行取得等事業 345 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 700 448 252 9 調整 100 0 0 0 100 96 4 計 59,991 25,187 16,854 8,333 34,804 22,676 12,128 二 公営企業債 1 水道事業 465 151 0 151 314 17 297 3 交通事業 1,767 386 118 268 1,381 999 382 4 電気事業・ガス事業 241 49 0 49 192 5 187 5 港湾整備事業 577 196 176 20 381 131 250 6 病院事業・介護サービス事業 4,981 2,145 832 1,313 2,836 739 2,097 7 市場事業・と畜場事業 11,290 0 0 0 12,290 636 654 9 下水道事業 14,304 <th>6 辺地及び過疎対策事業</th> <th>6,304</th> <th>6,299</th> <th>4,795</th> <th>1,504</th> <th>5</th> <th>0</th> <th>5</th> | 6 辺地及び過疎対策事業 | 6,304 | 6,299 | 4,795 | 1,504 | 5 | 0 | 5 |
| 7公共用地先行取得等事業 345 0 0 0 345 111 234 8 行政改革推進 700 0 0 0 700 448 252 9 調整 100 0 0 0 100 96 4 計 59,991 25,187 16,854 8,333 34,804 22,676 12,128 二 公營企業債 1 水道事業 7,255 5,720 3,303 2,417 1,535 1,315 220 2 工業用水道事業 465 151 0 151 314 17 297 3 交通事業 1,767 386 118 268 1,381 999 382 4 電気事業・ガス事業 241 49 0 49 192 5 187 5 港湾整備事業 577 196 176 20 381 131 250 6 病院事業・介護サービス事業 4,981 2,145 832 1,313 2,836 739 2,097 7 市場事業・と畜場事業 1,290 0 0 0 1,290 636 654 9 下水道事業 1 | (1) 辺地対策 | 574 | 574 | 508 | 66 | 0 | 0 | 0 |
| 8 行政改革推進 700 0 0 0 700 448 252 9 調整 100 0 0 0 100 96 4 計 59,991 25,187 16,854 8,333 34,804 22,676 12,128 二 公営企業債 1 1 水道事業 7,255 5,720 3,303 2,417 1,535 1,315 220 2 工業用水道事業 465 151 0 151 314 17 297 3 交通事業 1,767 386 118 268 1,381 999 382 4 電気事業・ガス事業 241 49 0 49 192 5 187 5 港湾整備事業 577 196 176 20 381 131 250 6 病院事業・介護サービス事業 4,981 2,145 832 1,313 2,836 739 2,097 7 市場事業・と審場事業 514 148 0 148 366 276 90 8 地域開発事業 1,290 0 0 0 1,290 636 654 9 下水道事業 14,304 8,359 4,440 3,919 5,945 3,563 2,382 10 観光その他事業 10 4 0 4 96 </th <th>(2) 過疎対策</th> <th>5,730</th> <th>5,725</th> <th>4,287</th> <th>1,438</th> <th>5</th> <th>0</th> <th>5</th> | (2) 過疎対策 | 5,730 | 5,725 | 4,287 | 1,438 | 5 | 0 | 5 |
| 9 調整 100 0 0 100 96 4 計 59,991 25,187 16,854 8,333 34,804 22,676 12,128 二 公営企業債 1 水道事業 7,255 5,720 3,303 2,417 1,535 1,315 220 2 工業用水道事業 465 151 0 151 314 17 297 3 交通事業 1,767 386 118 268 1,381 999 382 4 電気事業・ガス事業 241 49 0 49 192 5 187 5 港湾整備事業 577 196 176 20 381 131 250 6 病院事業・介護サービス事業 4,981 2,145 832 1,313 2,836 739 2,097 7 市場事業・と畜場事業 514 148 0 148 366 276 90 8 地域開発事業 1,290 0 0 0 1,290 636 654 9 下水道事業 14,304 8,359 4,440 3,919 5,945 3,563 2,382 10 観光その他事業 100 4 0 4 96 33 63 計 31,494 17,158 8,869 8,289 14,336 | 7 公共用地先行取得等事業 | 345 | 0 | 0 | 0 | 345 | 111 | 234 |
| 計 59,991 25,187 16,854 8,333 34,804 22,676 12,128 | 8 行政改革推進 | 700 | 0 | 0 | 0 | 700 | 448 | 252 |
| 二 公営企業債 1 水道事業 7,255 5,720 3,303 2,417 1,535 1,315 220 2 工業用水道事業 465 151 0 151 314 17 297 3 交通事業 1,767 386 118 268 1,381 999 382 4 電気事業・ガス事業 241 49 0 49 192 5 187 5 港湾整備事業 577 196 176 20 381 131 250 6 病院事業・介護サービス事業 4,981 2,145 832 1,313 2,836 739 2,097 7 市場事業・と畜場事業 514 148 0 148 366 276 90 8 地域開発事業 1,290 0 0 0 1,290 636 654 9 下水道事業 14,304 8,359 4,440 3,919 5,945 3,563 2,382 10 観光その他事業 100 4 0 4 96 33 63 計 31,494 17,158 8,869 8,289 14,336 7,714 6,622 合計 < | 9 調整 | 100 | 0 | 0 | 0 | 100 | 96 | 4 |
| 1 水道事業 7,255 5,720 3,303 2,417 1,535 1,315 220 2 工業用水道事業 465 151 0 151 314 17 297 3 交通事業 1,767 386 118 268 1,381 999 382 4 電気事業・ガス事業 241 49 0 49 192 5 187 5 港湾整備事業 577 196 176 20 381 131 250 6 病院事業・介護サービス事業 4,981 2,145 832 1,313 2,836 739 2,097 7 市場事業・と畜場事業 514 148 0 148 366 276 90 8 地域開発事業 1,290 0 0 0 1,290 636 654 9 下水道事業 14,304 8,359 4,440 3,919 5,945 3,563 2,382 10 観光その他事業 100 4 0 4 96 33 63 計 31,494 17,158 8,869 8,289 14,336 7,714 6,622 合計 91,485 42,345 25,723 16,622 49,140 30,390 18,750 三 臨時財政対策債 4,544 1,645 1,045 600 2,8 | 計 | 59,991 | 25,187 | 16,854 | 8,333 | 34,804 | 22,676 | 12,128 |
| 2 工業用水道事業 465 151 0 151 314 17 297 3 交通事業 1,767 386 118 268 1,381 999 382 4 電気事業・ガス事業 241 49 0 49 192 5 187 5 港湾整備事業 577 196 176 20 381 131 250 6 病院事業・介護サービス事業 4,981 2,145 832 1,313 2,836 739 2,097 7 市場事業・と畜場事業 514 148 0 148 366 276 90 8 地域開発事業 1,290 0 0 0 1,290 636 654 9 下水道事業 14,304 8,359 4,440 3,919 5,945 3,563 2,382 10 観光その他事業 100 4 0 4 96 33 63 計 31,494 17,158 8,869 8,289 14,336 7,714 6,622 合計 91,485 42,345 25,723 16,622 49,140 30,390 18,750 三 臨時財政対策債 4,544 1,645 1,045 600 2,899 2,639 2,639 四 退職手当債 800 0 0 0 800 <t< th=""><th>二 公営企業債</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></t<> | 二 公営企業債 | | | | | | | |
| 3 交通事業 1,767 386 118 268 1,381 999 382 4 電気事業・ガス事業 241 49 0 49 192 5 187 5 港湾整備事業 577 196 176 20 381 131 250 6 病院事業・介護サービス事業 4,981 2,145 832 1,313 2,836 739 2,097 7 市場事業・と畜場事業 514 148 0 148 366 276 90 8 地域開発事業 1,290 0 0 0 1,290 636 654 9 下水道事業 14,304 8,359 4,440 3,919 5,945 3,563 2,382 10 観光その他事業 100 4 0 4 96 33 63 計 31,494 17,158 8,869 8,289 14,336 7,714 6,622 合計 91,485 42,345 25,723 16,622 49,140 30,390 18,750 三 臨時財政対策債 4,544 1,645 1,045 600 2,899 2,639 260 四 退職手当債 800 0 0 0 800 71 729 五 補正予算債 17,386 8,634 8,113 521 8,752 <th>1 水道事業</th> <th>7,255</th> <th>5,720</th> <th>3,303</th> <th>2,417</th> <th>1,535</th> <th>1,315</th> <th>220</th> | 1 水道事業 | 7,255 | 5,720 | 3,303 | 2,417 | 1,535 | 1,315 | 220 |
| 4 電気事業・ガス事業2414904919251875 港湾整備事業577196176203811312506 病院事業・介護サービス事業4,9812,1458321,3132,8367392,0977 市場事業・と畜場事業5141480148366276908 地域開発事業1,2900001,2906366549 下水道事業14,3048,3594,4403,9195,9453,5632,38210 観光その他事業100404963363計31,49417,1588,8698,28914,3367,7146,622合計91,48542,34525,72316,62249,14030,39018,750三 臨時財政対策債4,5441,6451,0456002,8992,639260四 退職手当債80000080071729五 補正予算債17,3868,6348,1135218,75208,752 | 2 工業用水道事業 | 465 | 151 | 0 | 151 | 314 | 17 | 297 |
| 5 港湾整備事業577196176203811312506 病院事業・介護サービス事業4,9812,1458321,3132,8367392,0977 市場事業・と畜場事業5141480148366276908 地域開発事業1,2900001,2906366549 下水道事業14,3048,3594,4403,9195,9453,5632,38210 観光その他事業100404963363計31,49417,1588,8698,28914,3367,7146,622合計91,48542,34525,72316,62249,14030,39018,750三 臨時財政対策債4,5441,6451,0456002,8992,639260四 退職手当債8000080071729五 補正予算債17,3868,6348,1135218,75208,752 | 3 交通事業 | 1,767 | 386 | 118 | 268 | 1,381 | 999 | 382 |
| 6 病院事業・介護サービス事業4,9812,1458321,3132,8367392,0977 市場事業・と畜場事業5141480148366276908 地域開発事業1,2900001,2906366549 下水道事業14,3048,3594,4403,9195,9453,5632,38210 観光その他事業100404963363計31,49417,1588,8698,28914,3367,7146,622合計91,48542,34525,72316,62249,14030,39018,750三 臨時財政対策債4,5441,6451,0456002,8992,639260四 退職手当債8000080071729五 補正予算債17,3868,6348,1135218,75208,752 | 4 電気事業・ガス事業 | 241 | 49 | 0 | 49 | 192 | 5 | 187 |
| 7 市場事業・と畜場事業 514 148 0 148 366 276 90 8 地域開発事業 1,290 0 0 0 1,290 636 654 9 下水道事業 14,304 8,359 4,440 3,919 5,945 3,563 2,382 10 観光その他事業 100 4 0 4 96 33 63 計 31,494 17,158 8,869 8,289 14,336 7,714 6,622 合計 91,485 42,345 25,723 16,622 49,140 30,390 18,750 三 臨時財政対策債 4,544 1,645 1,045 600 2,899 2,639 260 四 退職手当債 800 0 0 0 800 71 729 五 補正予算債 17,386 8,634 8,113 521 8,752 0 8,752 | 5 港湾整備事業 | 577 | 196 | 176 | 20 | 381 | 131 | 250 |
| 8 地域開発事業 1,290 0 0 1,290 636 654 9 下水道事業 14,304 8,359 4,440 3,919 5,945 3,563 2,382 10 観光その他事業 100 4 0 4 96 33 63 計 31,494 17,158 8,869 8,289 14,336 7,714 6,622 合計 91,485 42,345 25,723 16,622 49,140 30,390 18,750 三 臨時財政対策債 4,544 1,645 1,045 600 2,899 2,639 260 四 退職手当債 800 0 0 800 71 729 五 補正予算債 17,386 8,634 8,113 521 8,752 0 8,752 | 6 病院事業・介護サービス事 | 業 4,981 | 2,145 | 832 | 1,313 | 2,836 | 739 | 2,097 |
| 9 下水道事業 14,304 8,359 4,440 3,919 5,945 3,563 2,382 10 観光その他事業 100 4 0 4 96 33 63 計 31,494 17,158 8,869 8,289 14,336 7,714 6,622 合計 91,485 42,345 25,723 16,622 49,140 30,390 18,750 三 臨時財政対策債 4,544 1,645 1,045 600 2,899 2,639 260 四 退職手当債 800 0 0 800 71 729 五 補正予算債 17,386 8,634 8,113 521 8,752 0 8,752 | 7 市場事業・と畜場事業 | 514 | 148 | 0 | 148 | 366 | 276 | 90 |
| 10 観光その他事業 100 4 0 4 96 33 63 計 31,494 17,158 8,869 8,289 14,336 7,714 6,622 合計 91,485 42,345 25,723 16,622 49,140 30,390 18,750 三 臨時財政対策債 4,544 1,645 1,045 600 2,899 2,639 260 四 退職手当債 800 0 0 0 800 71 729 五 補正予算債 17,386 8,634 8,113 521 8,752 0 8,752 | 8 地域開発事業 | 1,290 | 0 | 0 | 0 | 1,290 | 636 | 654 |
| 計 31,494 17,158 8,869 8,289 14,336 7,714 6,622 合計 91,485 42,345 25,723 16,622 49,140 30,390 18,750 三 臨時財政対策債 4,544 1,645 1,045 600 2,899 2,639 260 四 退職手当債 800 0 0 800 71 729 五 補正予算債 17,386 8,634 8,113 521 8,752 0 8,752 | 9 下水道事業 | 14,304 | 8,359 | 4,440 | 3,919 | 5,945 | 3,563 | 2,382 |
| 合計 91,485 42,345 25,723 16,622 49,140 30,390 18,750 三 臨時財政対策債 4,544 1,645 1,045 600 2,899 2,639 260 四 退職手当債 800 0 0 0 800 71 729 五 補正予算債 17,386 8,634 8,113 521 8,752 0 8,752 | 10 観光その他事業 | 100 | 4 | 0 | 4 | 96 | 33 | 63 |
| 三 臨時財政対策債 4,544 1,645 1,045 600 2,899 2,639 260 四 退職手当債 800 0 0 0 800 71 729 五 補正予算債 17,386 8,634 8,113 521 8,752 0 8,752 | 計 | 31,494 | 17,158 | 8,869 | 8,289 | 14,336 | 7,714 | 6,622 |
| 四 退職手当債 800 0 0 800 71 729 五 補正予算債 17,386 8,634 8,113 521 8,752 0 8,752 | 合計 | 91,485 | 42,345 | 25,723 | 16,622 | 49,140 | 30,390 | 18,750 |
| 五 補正予算債 17,386 8,634 8,113 521 8,752 0 8,752 | 三 臨時財政対策債 | 4,544 | 1,645 | 1,045 | 600 | 2,899 | 2,639 | 260 |
| | 四 退職手当債 | 800 | 0 | 0 | 0 | 800 | 71 | 729 |
| 総計 114,215 52,624 34,881 17,743 61,591 33,100 28,491 | 五 補正予算債 | 17,386 | 8,634 | 8,113 | 521 | 8,752 | 0 | 8,752 |
| | 総計 | 114,215 | 52,624 | 34,881 | 17,743 | 61,591 | 33,100 | 28,491 |

●東日本大震災分

復旧・復興事業

(単位:億円)

| | | 公的資金 | | | |
|----------|----|------|----------------|--|--|
| 項目 | 合計 | 財政融資 | 地方公共団体 金融機構 | | |
| 一般会計債 | | | | | |
| 公営住宅建設事業 | 1 | 1 | 0 | | |
| 災害復旧事業 | 1 | 1 | 0 | | |
| 一般単独事業 | 1 | 0 | 1 | | |
| 計 | 3 | 2 | 1 | | |
| 公営企業債 | | | | | |
| 水道事業 | 4 | 4 | 0 | | |
| 計 | 4 | 4 | 0 | | |
| 総計 | 7 | 6 | 1 | | |

●通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位:億円)

| | | | | 公的資金 | | | 民間等資金 | (単位・限门) |
|----|----------------|---------|--------|--------|----------------|--------|--------|---------|
| | 項目 | 合計 | 計 | 財政融資 | 地方公共団体 金融機構 | 計 | 市場公募 | 銀行等引受 |
| | 般会計債 | | | | | | | |
| 1 | 公共事業等 | 15,794 | 4,704 | 4,398 | 306 | 11,090 | 8,725 | 2,365 |
| 2 | 公営住宅建設事業 | 1,083 | 482 | 361 | 121 | 601 | 540 | 61 |
| 3 | 災害復旧事業 | 4,009 | 4,009 | 4,009 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 | 教育・福祉施設等整備事業 | 4,813 | 2,760 | 2,367 | 393 | 2,053 | 1,243 | 810 |
| | (1) 学校教育施設等 | 2,119 | 1,331 | 1,165 | 166 | 788 | 475 | 313 |
| | (2) 社会福祉施設 | 365 | 161 | 72 | 89 | 204 | 141 | 63 |
| _ | (3) 一般廃棄物処理 | 1,254 | 1,007 | 869 | 138 | 247 | 122 | 125 |
| | (4) 一般補助施設等 | 538 | 261 | 261 | 0 | 277 | 122 | 155 |
| _ | (5) 施設(一般財源化分) | 537 | 0 | 0 | 0 | 537 | 383 | 154 |
| 5 | 一般単独事業 | 26,846 | 6,936 | 926 | 6,010 | 19,910 | 11,513 | 8,397 |
| _ | (1) 一般 | 2,494 | 84 | 0 | 84 | 2,410 | 1,935 | 475 |
| | (2) 地域活性化 | 690 | 85 | 0 | 85 | 605 | 473 | 132 |
| | (3) 防災対策 | 871 | 262 | 126 | 136 | 609 | 375 | 234 |
| | (4) 地方道路等 | 3,221 | 248 | 0 | 248 | 2,973 | 2,515 | 458 |
| | (5) 旧合併特例 | 3,800 | 504 | 0 | 504 | 3,296 | 318 | 2,978 |
| | (6) 緊急防災・減災 | 5,000 | 1,678 | 0 | 1,678 | 3,322 | 2,011 | 1,311 |
| | (7) 公共施設等適正管理 | 4,320 | 1,828 | 100 | 1,728 | 2,492 | 1,410 | 1,082 |
| | (8) 緊急自然災害防止対策 | 4,000 | 1,707 | 700 | 1,007 | 2,293 | 1,313 | 980 |
| _ | (9) 緊急浚渫推進 | 1,100 | 0 | 0 | 0 | 1,100 | 759 | 341 |
| _ | (10) 脱炭素化推進 | 900 | 360 | 0 | 360 | 540 | 305 | 235 |
| _ | (11) こども・子育て支援 | 450 | 180 | 0 | 180 | 270 | 99 | 171 |
| 6 | 辺地及び過疎対策事業 | 6,304 | 6,299 | 4,795 | 1,504 | 5 | 0 | 5 |
| _ | (1) 辺地対策 | 574 | 574 | 508 | 66 | 0 | 0 | 0 |
| _ | (2) 過疎対策 | 5,730 | 5,725 | 4,287 | 1,438 | 5 | 0 | 5 |
| 7 | 公共用地先行取得等事業 | 345 | 0 | 0 | 0 | 345 | 111 | 234 |
| 8 | 行政改革推進 | 700 | 0 | 0 | 0 | 700 | 448 | 252 |
| 9 | 調整 | 100 | 0 | 0 | 0 | 100 | 96 | 4 |
| | 計 | 59,994 | 25,190 | 16,856 | 8,334 | 34,804 | 22,676 | 12,128 |
| 二公 | 営企業債 | | | | | | | |
| 1 | 水道事業 | 7,259 | 5,724 | 3,307 | 2,417 | 1,535 | 1,315 | 220 |
| | 工業用水道事業 | 465 | 151 | 0 | 151 | 314 | 17 | 297 |
| | 交通事業 | 1,767 | 386 | 118 | 268 | 1,381 | 999 | 382 |
| | 電気事業・ガス事業 | 241 | 49 | 0 | 49 | 192 | 5 | 187 |
| | 港湾整備事業 | 577 | 196 | 176 | 20 | 381 | 131 | 250 |
| | 病院事業・介護サービス事業 | 4,981 | 2,145 | 832 | 1,313 | 2,836 | 739 | 2,097 |
| | 市場事業・と畜場事業 | 514 | 148 | 0 | 148 | 366 | 276 | 90 |
| | 地域開発事業 | 1,290 | 0 | 0 | 0 | 1,290 | 636 | 654 |
| | 下水道事業 | 14,304 | 8,359 | 4,440 | 3,919 | 5,945 | 3,563 | 2,382 |
| 10 |) 観光その他事業 | 100 | 4 | 0 | 4 | 96 | 33 | 63 |
| | 計 | 31,498 | 17,162 | 8,873 | 8,289 | 14,336 | 7,714 | 6,622 |
| | 合計 | 91,492 | 42,352 | 25,729 | 16,623 | 49,140 | 30,390 | 18,750 |
| | 時財政対策債 | 4,544 | 1,645 | 1,045 | 600 | 2,899 | 2,639 | 260 |
| | 職手当債 | 800 | 0 | 0 | 0 | 800 | 71 | 729 |
| 五補 | 正予算債 | 17,386 | 8,634 | 8,113 | 521 | 8,752 | 0 | 8,752 |
| | 総計 | 114,222 | 52,631 | 34,887 | 17,744 | 61,591 | 33,100 | 28,491 |



令和6年度事業別貸付計画

| | | | | | | | | 位:億円、%) |
|--------|---------------|--------|--------------|-----------------|-------------|-------|-------------------|---------|
| | 区分 | 令和6年度 | │ │ 令和5年度 | 差引 | 増減率 | 【参考 | 】地方債計画記 当初計画ベー | |
| 事業 | 等名 | 計画額(A) | 計画額(B) | (A) - (B) = (C) | (C)/(B)×100 | 令和6年度 | 令和5年度 | 差引 |
| | 公共事業等 | 363 | 393 | △ 30 | △ 7.6 | 306 | 355 | △ 49 |
| | 公営住宅事業 | 101 | 122 | △ 21 | △ 17.2 | 121 | 123 | △ 2 |
| | 学校教育施設等整備事業 | 273 | 239 | 34 | 14.2 | 166 | 166 | 0 |
| | 社会福祉施設整備事業 | 78 | 89 | △ 11 | △ 12.4 | 89 | 89 | 0 |
| | 一般廃棄物処理事業 | 187 | 112 | 75 | 67.0 | 138 | 131 | 7 |
| | 一般事業 | 72 | 61 | 11 | 18.0 | 84 | 84 | 0 |
| | 地域活性化事業 | 89 | 99 | △ 10 | △ 10.1 | 85 | 85 | 0 |
| — 般 | 防災対策事業 | 100 | 100 | 0 | 0.0 | 136 | 136 | 0 |
| 一般会計債 | 地方道路等整備事業 | 234 | 256 | △ 22 | △ 8.6 | 248 | 298 | △ 50 |
| 債 | 合併特例事業 | 663 | 825 | △ 162 | △ 19.6 | 504 | 689 | △ 185 |
| | 緊急防災・減災事業 | 1,354 | 1,204 | 150 | 12.5 | 1,678 | 1,678 | 0 |
| | 公共施設等適正管理推進事業 | 1,396 | 1,685 | △ 289 | △ 17.2 | 1,728 | 1,728 | 0 |
| | 緊急自然災害防止対策事業 | 1,053 | 1,025 | 28 | 2.7 | 1,007 | 1,007 | 0 |
| | 脱炭素化推進事業 | 183 | 17 | 166 | 976.5 | 360 | 360 | 0 |
| | こども・子育て支援事業 | 10 | - | 10 | 皆増 | 180 | - | 180 |
| | 辺地対策事業 | 30 | 18 | 12 | 66.7 | 66 | 26 | 40 |
| | 過疎対策事業 | 1,057 | 676 | 381 | 56.4 | 1,430 | 930 | 500 |
| | 計 | 7,243 | 6,921 | 322 | 4.7 | 8,326 | 7,885 | 441 |
| | 臨時財政対策債 | 764 | 1,725 | △ 961 | △ 55.7 | 600 | 1,313 | △ 713 |
| | (一般会計債等分計) | 8,007 | 8,646 | △ 639 | △ 7.4 | 8,926 | 9,198 | △ 272 |
| | 水道事業 (上水道) | 1,769 | 1,841 | △ 72 | △ 3.9 | 1,889 | 1,931 | △ 42 |
| | 水道事業 (簡易水道) | 65 | 70 | △ 5 | △ 7.1 | 70 | 74 | △ 4 |
| | 交通事業 (一般交通) | 17 | 17 | 0 | 0.0 | 16 | 16 | 0 |
| | 交通事業 (都市高速鉄道) | 254 | 275 | △ 21 | △ 7.6 | 249 | 255 | △ 6 |
| | 病院事業 | 1,051 | 1,044 | 7 | 0.7 | 1,280 | 1,245 | 35 |
| 公 | 下水道事業 | 3,299 | 3,237 | 62 | 1.9 | 3,515 | 3,489 | 26 |
| 公営企業債 | 工業用水道事業 | 84 | 74 | 10 | 13.5 | 81 | 66 | 15 |
| 業債 | 電気事業 | 45 | 58 | △ 13 | △ 22.4 | 44 | 62 | △ 18 |
| | ガス事業 | 6 | 11 | △ 5 | △ 45.5 | 5 | 11 | △ 6 |
| | 介護サービス事業 | 26 | 20 | 6 | 30.0 | 33 | 23 | 10 |
| | 市場事業 | 48 | 71 | △ 23 | △ 32.4 | 25 | 21 | 4 |
| | と畜場事業 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | 0 | 0 | 0 |
| | 駐車場事業 | 2 | 3 | △ 1 | △ 33.3 | 1 | 1 | 0 |
| | | | | | | ' | | |

(単位:億円、%)

| | 区分 | 令和6年度 計画額(A) | 令和5年度 計画額(B) | 差引 (A)-(B)=(C) | 増減率 (C)/(B)×100 | | 】地方債計画 当初計画べ- | |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-------------------|--------------------|--------|------------------|------------------------|
| 事業 | 等名 | 計画領(A) | 引凹領(D) | (A) - (B) - (C) | (C)/(B) ^ 100 | 令和6年度 | 令和5年度 | 差引 |
| 公営 | 港湾整備事業 | 21 | 25 | △ 4 | △ 16.0 | 20 | 23 | △ 3 |
| 公営企業債 | 観光施設事業・産業廃棄物処理事業 | 5 | 7 | △ 2 | △ 28.6 | 3 | 4 | △1 |
| | 計 | 6,693 | 6,754 | △ 61 | △ 0.9 | 7,231 | 7,221 | 10 |
| | 計 | 14,700 | 15,400 | △ 700 | △ 4.5 | 16,157 | 16,419 | △ 262 (対前年比:△ 1.6%) |

- (注) 1.事業等名は、令和6年度地方債計画に基づき区分した。
 - 2.貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
 - 3.地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計3億円を計上した。
 - 4.上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
 - ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
 - 5.各項目の金額は各単位未満を四捨五入しているため、内訳の計は合計と一致しない場合がある。

令和6年度貸付金回収状況

(単位:件、百万円)

| 区分 | | | 金 | 利息 | | |
|---------------|---------|---------|-----------|---------|---------|--|
| | | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| | 一般貸付 | 447,530 | 1,765,747 | 514,714 | 185,524 | |
| 長期貸付 定期償還 | 公社貸付 | 53 | 1,782 | 53 | 70 | |
| | 計 | 447,583 | 1,767,529 | 514,767 | 185,594 | |
| | 一般貸付 | 319 | 43,124 | 239 | 4 | |
| 長期繰上償還 | 公社貸付 | - | - | - | _ | |
| | 計 | 319 | 43,124 | 239 | 4 | |
| 同意 (許可) 前貸付償還 | | - | - | - | _ | |
| 短期貸付償還 | | - | - | - | _ | |
| | <u></u> | 447,902 | 1,810,653 | 515,006 | 185,598 | |

(注) 四捨五入により計が一致しないことがあります。

6 機構データ

令和6年度末事業別貸付残高

| 区分 | 事業等名 | 件数(件) | 金額(百万円) | 構成比(%) |
|-------|-------------|---------|-----------|--------|
| | 公共事業等 | 6,965 | 516,913 | 2.3% |
| | 公営住宅 | 2,655 | 177,637 | 0.8% |
| | 全国防災 | 1,055 | 79,968 | 0.4% |
| | 学校教育施設等整備 | 2,405 | 123,561 | 0.5% |
| | 社会福祉施設整備 | 2,246 | 109,198 | 0.5% |
| | 一般廃棄物処理 | 697 | 67,408 | 0.3% |
| | 一般 | 1,169 | 82,521 | 0.4% |
| | 地域活性化 | 2,163 | 98,209 | 0.4% |
| | 防災対策 | 3,459 | 163,037 | 0.7% |
| | 地方道路等整備 | 7,094 | 427,580 | 1.9% |
| | 合併特例 | 6,713 | 1,066,576 | 4.7% |
| | 緊急防災・減災 | 13,414 | 909,776 | 4.0% |
| 一般会計債 | 公共施設最適化 | 88 | 15,566 | 0.1% |
| | 公共施設等適正管理推進 | 5,042 | 702,062 | 3.1% |
| | 緊急自然災害防止対策 | 6,321 | 478,296 | 2.1% |
| | 脱炭素化推進 | 457 | 17,786 | 0.1% |
| | こども・子育て支援 | 1 | 4 | 0.0% |
| | 辺地対策 | 179 | 5,761 | 0.0% |
| | 過疎対策 | 6,023 | 331,372 | 1.5% |
| | 臨時地方道整備 | 4,154 | 104,434 | 0.5% |
| | 臨時河川等整備 | 458 | 4,129 | 0.0% |
| | 臨時高等学校整備 | 34 | 2,044 | 0.0% |
| | 一般補助施設整備等 | 46 | 5,589 | 0.0% |
| | 小計 | 72,838 | 5,489,426 | 24.2% |
| 臨田 | | 9,751 | 5,459,762 | 24.1% |
|) | | 485 | 494,818 | 2.2% |
| | 上水道 | 38,957 | 2,636,797 | 11.6% |
| | 簡易水道 | 8,839 | 211,965 | 0.9% |
| | 一般交通 | 206 | 17,541 | 0.1% |
| 公営企業債 | 高速鉄道 | 688 | 623,002 | 2.7% |
| | 病院 | 4,847 | 1,165,994 | 5.1% |
| | 下水道 | 107,707 | 6,211,466 | 27.4% |
| | 工業用水道 | 1,821 | 134,312 | 0.6% |

| 区分 | 事業等名 | 件数(件) | 金額(百万円) | 構成比(%) |
|------------------|----------|---------|------------|--------|
| | 電気 | 338 | 48,932 | 0.2% |
| | ガス | 240 | 16,253 | 0.1% |
| | 介護サービス | 408 | 23,652 | 0.1% |
| | 市場 | 570 | 113,426 | 0.5% |
| 1) 24 | と畜場 | 103 | 5,350 | 0.0% |
| 公営企業債 | 駐車場 | 85 | 6,655 | 0.0% |
| | 港湾整備 | 616 | 33,757 | 0.1% |
| | 観光施設 | 68 | 4,637 | 0.0% |
| | 産業廃棄物処理 | 1 | 8 | 0.0% |
| | 小計 | 165,494 | 11,253,746 | 49.6% |
| | 計 | | 22,697,751 | 100.0% |
| 地方道路公社 | 有料道路(公社) | 18 | 2,429 | 0.0% |
| 合 | · 計 | 248,586 | 22,700,180 | 100.0% |

⁽注) 1.有料道路事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付けを行いません。 2.四捨五入により計が一致しないことがあります。



令和6年度末都道府県別貸付残高

| | 都道 | 府県 | ਜ | ħ | 町村 | | |
|------|-----|---------|-------|---------|-------|---------|--|
| 県域 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | |
| 北海道 | 284 | 468,486 | 5,665 | 661,342 | 9,195 | 256,522 | |
| 青森県 | 145 | 25,725 | 2,228 | 264,420 | 1,472 | 56,409 | |
| 岩手県 | 217 | 51,490 | 2,652 | 245,699 | 975 | 35,709 | |
| 宮城県 | 241 | 88,933 | 4,288 | 348,609 | 2,627 | 56,400 | |
| 秋田県 | 171 | 25,404 | 4,233 | 286,203 | 892 | 8,493 | |
| 山形県 | 189 | 72,278 | 2,722 | 171,924 | 1,828 | 32,687 | |
| 福島県 | 351 | 88,506 | 3,585 | 235,460 | 2,985 | 55,330 | |
| 茨城県 | 450 | 131,525 | 7,117 | 480,628 | 1,384 | 41,634 | |
| 栃木県 | 227 | 71,985 | 3,029 | 239,461 | 956 | 34,931 | |
| 群馬県 | 146 | 26,906 | 3,107 | 223,234 | 1,643 | 30,215 | |
| 埼玉県 | 227 | 293,270 | 6,933 | 715,121 | 1,995 | 60,933 | |
| 千葉県 | 301 | 177,898 | 5,615 | 759,277 | 881 | 28,008 | |
| 東京都 | 53 | 31,145 | 2,315 | 307,396 | 149 | 3,963 | |
| 神奈川県 | 159 | 226,102 | 3,433 | 726,145 | 1,386 | 50,114 | |
| 新潟県 | 231 | 68,610 | 6,842 | 333,993 | 869 | 14,154 | |
| 富山県 | 193 | 25,356 | 3,131 | 248,586 | 599 | 21,094 | |
| 石川県 | 97 | 23,488 | 2,670 | 152,832 | 1,239 | 42,863 | |
| 福井県 | 137 | 19,031 | 2,190 | 170,545 | 685 | 9,780 | |
| 山梨県 | 108 | 20,317 | 2,424 | 99,459 | 829 | 17,984 | |
| 長野県 | 293 | 45,162 | 3,750 | 232,703 | 2,909 | 52,014 | |
| 岐阜県 | 214 | 147,249 | 4,088 | 215,924 | 1,404 | 46,211 | |
| 静岡県 | 234 | 33,409 | 4,855 | 393,415 | 870 | 30,194 | |
| 愛知県 | 153 | 274,318 | 5,086 | 580,020 | 875 | 24,207 | |
| 三重県 | 377 | 147,052 | 3,687 | 307,907 | 1,089 | 32,098 | |

(単位:件、百万円)

| 企業 | 団等 | 道路 | 公社 | 合 | 計 | 44-44 |
|-----|--------|----|-------|--------|-----------|-------|
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 構成比 |
| 259 | 24,150 | | | 15,403 | 1,410,501 | 6.2% |
| 119 | 17,646 | | | 3,964 | 364,200 | 1.6% |
| 194 | 18,922 | | | 4,038 | 351,821 | 1.5% |
| 117 | 5,066 | | | 7,273 | 499,008 | 2.2% |
| 7 | 1,577 | | | 5,303 | 321,677 | 1.4% |
| 166 | 7,983 | | | 4,905 | 284,871 | 1.3% |
| 148 | 12,484 | | | 7,069 | 391,780 | 1.7% |
| 268 | 30,864 | | | 9,219 | 684,651 | 3.0% |
| 24 | 2,296 | | | 4,236 | 348,673 | 1.5% |
| 209 | 21,114 | | | 5,105 | 301,469 | 1.3% |
| 333 | 21,089 | | | 9,488 | 1,090,413 | 4.8% |
| 505 | 35,876 | 1 | 29 | 7,303 | 1,001,089 | 4.4% |
| 30 | 10,917 | | | 2,547 | 353,422 | 1.6% |
| 40 | 11,654 | | | 5,018 | 1,014,015 | 4.5% |
| 236 | 31,337 | | | 8,178 | 448,094 | 2.0% |
| 150 | 10,761 | | | 4,073 | 305,797 | 1.3% |
| 28 | 2,156 | | | 4,034 | 221,338 | 1.0% |
| 51 | 2,530 | | | 3,063 | 201,886 | 0.9% |
| 92 | 2,832 | | | 3,453 | 140,593 | 0.6% |
| 148 | 8,732 | | | 7,100 | 338,612 | 1.5% |
| 18 | 4,921 | | | 5,724 | 414,305 | 1.8% |
| 66 | 6,457 | | | 6,025 | 463,475 | 2.0% |
| 64 | 4,024 | 3 | 1,219 | 6,181 | 883,788 | 3.9% |
| 24 | 2,721 | | | 5,177 | 489,777 | 2.2% |
| | | | | | | |

| | 都道 | 府県 | Ī | त | 町 | 村 |
|------|-------|-----------|---------|--------------|--------|-----------|
| 県域 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 滋賀県 | 182 | 74,469 | 3,658 | 220,657 | 606 | 14,464 |
| 京都府 | 154 | 34,795 | 3,778 | 440,346 | 1,217 | 28,287 |
| 大阪府 | 59 | 254,317 | 6,656 | 1,174,268 | 1,037 | 39,768 |
| 兵庫県 | 274 | 451,351 | 7,852 | 904,914 | 2,217 | 87,518 |
| 奈良県 | 217 | 78,776 | 2,459 | 199,872 | 2,245 | 81,281 |
| 和歌山県 | 143 | 50,302 | 1,946 | 243,177 | 2,065 | 77,365 |
| 鳥取県 | 321 | 87,860 | 1,169 | 112,651 | 1,837 | 41,154 |
| 島根県 | 291 | 86,904 | 2,790 | 182,657 | 386 | 12,696 |
| 岡山県 | 146 | 71,455 | 4,110 | 264,604 | 1,244 | 27,184 |
| 広島県 | 344 | 179,502 | 3,464 | 370,848 | 986 | 32,010 |
| 山口県 | 386 | 51,785 | 3,918 | 258,716 | 653 | 12,717 |
| 徳島県 | 175 | 43,783 | 1,612 | 126,214 | 835 | 28,829 |
| 香川県 | 141 | 21,522 | 1,791 | 131,262 | 789 | 24,132 |
| 愛媛県 | 51 | 26,090 | 2,158 | 174,087 | 816 | 28,071 |
| 高知県 | 192 | 88,307 | 2,063 | 151,163 | 1,151 | 33,082 |
| 福岡県 | 91 | 183,843 | 5,680 | 789,397 | 2,433 | 106,532 |
| 佐賀県 | 77 | 35,489 | 1,746 | 160,881 | 659 | 28,246 |
| 長崎県 | 123 | 54,023 | 2,686 | 248,930 | 851 | 22,870 |
| 熊本県 | 164 | 87,277 | 2,610 | 177,629 | 1,999 | 57,651 |
| 大分県 | 72 | 28,626 | 2,406 | 152,042 | 237 | 7,036 |
| 宮崎県 | 132 | 62,575 | 1,917 | 150,946 | 732 | 19,606 |
| 鹿児島県 | 194 | 128,214 | 2,307 | 163,845 | 1,075 | 31,538 |
| 沖縄県 | 196 | 74,108 | 1,607 | 158,286 | 935 | 33,420 |
| 合計 | 9,323 | 4,839,018 | 166,028 | 15,357,695 | 66,741 | 1,917,406 |

⁽注)1 四捨五入により計が一致しないことがあります。

⁽注)2 東京都の「市」欄には特別区に対する貸付(331件、62,439百万円)を含みます。

| 件数 金額 件数 金額 件数 金額 | 企業 | :団等 | 道路 | 公社 | 合 | ·計 | 114-41 |
|---|-------|---------|----|-------|---------|------------|----------|
| 43 6,896 5,192 510,324 2,2% 436 85,106 8,188 1,553,459 6,8% 381 38,547 2 28 10,726 1,482,358 6,5% 68 3,556 4,989 363,485 1,6% 91 5,677 4,245 376,521 1,7% 31 1,478 3,358 243,142 1,1% 68 4,744 3,535 287,002 1,3% 65 6,147 5,565 369,390 1,6% 644 40,055 7 691 5,445 623,106 2,7% 71 2,934 5,028 326,153 1,4% 7 368 2,629 199,195 0,9% 440 16,135 3,161 193,051 0,9% 440 16,135 3,046 229,077 1,0% 16 4,841 3,422 277,393 1,2% 320 25,768 5 462 <td< th=""><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>博</th></td<> | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 博 |
| 436 85,106 8,188 1,553,459 6.8% 381 38,547 2 28 10,726 1,482,358 6.5% 68 3,556 4,989 363,485 1.6% 91 5,677 4,245 376,521 1.7% 31 1,478 3,358 243,142 1.1% 68 4,744 3,535 287,002 1.3% 65 6,147 5,565 369,390 1.6% 644 40,055 7 691 5,445 623,106 2.7% 71 2,934 5,028 326,153 1.4% 7 368 2,629 199,195 0.9% 440 16,135 3,161 193,051 0.9% 440 16,135 3,046 229,077 1.0% 320 25,768 5 462 8,529 1,106,001 4.9% 114 6,710 2,596 231,326 1.0% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 | 203 | 7,708 | | | 4,649 | 317,298 | 1.4% |
| 381 38,547 2 28 10,726 1,482,358 6.5% 68 3,556 4,989 363,485 1.6% 91 5,677 4,245 376,521 1.7% 31 1,478 3,358 243,142 1.1% 68 4,744 3,535 287,002 1.3% 65 6,147 5,565 369,390 1.6% 644 40,055 7 691 5,445 623,106 2.7% 71 2,934 5,028 326,153 1.4% 7 368 2,629 199,195 0.9% 440 16,135 3,161 193,051 0.9% 21 830 3,046 229,077 1.0% 320 25,768 5 462 8,529 1,106,001 4.9% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 <td< td=""><td>43</td><td>6,896</td><td></td><td></td><td>5,192</td><td>510,324</td><td>2.2%</td></td<> | 43 | 6,896 | | | 5,192 | 510,324 | 2.2% |
| 68 3,556 4,989 363,485 1.6% 91 5,677 4,245 376,521 1.7% 31 1,478 3,358 243,142 1.1% 68 4,744 3,535 287,002 1.3% 65 6,147 5,565 369,390 1.6% 644 40,055 7 691 5,445 623,106 2.7% 71 2,934 5,028 326,153 1.4% 7 368 2,629 199,195 0.9% 440 16,135 3,161 193,051 0.9% 440 16,135 3,046 229,077 1.0% 16 4,841 3,422 277,393 1.2% 320 25,768 5 462 8,529 1,106,001 4.9% 14 6,710 2,596 231,326 1.0% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 16 367 2,797 233,495 1.0% | 436 | 85,106 | | | 8,188 | 1,553,459 | 6.8% |
| 91 5,677 4,245 376,521 1.7% 31 1,478 3,358 243,142 1.1% 68 4,744 3,535 287,002 1.3% 65 6,147 5,565 369,390 1.6% 644 40,055 7 691 5,445 623,106 2,7% 71 2,934 5,028 326,153 1.4% 7 368 2,629 199,195 0.9% 440 16,135 3,161 193,051 0.9% 440 16,135 3,046 229,077 1.0% 16 4,841 3,422 277,393 1.2% 320 25,768 5 462 8,529 1,106,001 4.9% 114 6,710 2,596 231,326 1.0% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 </td <td>381</td> <td>38,547</td> <td>2</td> <td>28</td> <td>10,726</td> <td>1,482,358</td> <td>6.5%</td> | 381 | 38,547 | 2 | 28 | 10,726 | 1,482,358 | 6.5% |
| 31 1,478 3,358 243,142 1.1% 68 4,744 3,535 287,002 1.3% 65 6,147 5,565 369,390 1.6% 644 40,055 7 691 5,445 623,106 2.7% 71 2,934 5,028 326,153 1.4% 7 368 2,629 199,195 0.9% 440 16,135 3,161 193,051 0.9% 21 830 3,046 229,077 1.0% 16 4,841 3,422 277,393 1.2% 320 25,768 5 462 8,529 1,106,001 4.9% 114 6,710 2,596 231,326 1.0% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 | 68 | 3,556 | | | 4,989 | 363,485 | 1.6% |
| 68 4,744 3,535 287,002 1.3% 65 6,147 5,565 369,390 1.6% 644 40,055 7 691 5,445 623,106 2.7% 71 2,934 5,028 326,153 1.4% 7 368 2,629 199,195 0.9% 440 16,135 3,161 193,051 0.9% 21 830 3,046 229,077 1.0% 16 4,841 3,422 277,393 1.2% 320 25,768 5 462 8,529 1,106,001 4.9% 114 6,710 2,596 231,326 1.0% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 91 | 5,677 | | | 4,245 | 376,521 | 1.7% |
| 65 6,147 5,565 369,390 1.6% 644 40,055 7 691 5,445 623,106 2.7% 71 2,934 5,028 326,153 1.4% 7 368 2,629 199,195 0.9% 440 16,135 3,161 193,051 0.9% 21 830 3,046 229,077 1.0% 16 4,841 3,422 277,393 1.2% 320 25,768 5 462 8,529 1,106,001 4.9% 114 6,710 2,596 231,326 1.0% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 31 | 1,478 | | | 3,358 | 243,142 | 1.1% |
| 644 40,055 7 691 5,445 623,106 2.7% 71 2,934 5,028 326,153 1.4% 7 368 2,629 199,195 0.9% 440 16,135 3,161 193,051 0.9% 21 830 3,046 229,077 1.0% 16 4,841 3,422 277,393 1.2% 320 25,768 5 462 8,529 1,106,001 4.9% 114 6,710 2,596 231,326 1.0% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 68 | 4,744 | | | 3,535 | 287,002 | 1.3% |
| 71 2,934 5,028 326,153 1.4% 7 368 2,629 199,195 0.9% 440 16,135 3,161 193,051 0.9% 21 830 3,046 229,077 1.0% 16 4,841 3,422 277,393 1.2% 320 25,768 5 462 8,529 1,106,001 4.9% 114 6,710 2,596 231,326 1.0% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 65 | 6,147 | | | 5,565 | 369,390 | 1.6% |
| 7 368 2,629 199,195 0.9% 440 16,135 3,161 193,051 0.9% 21 830 3,046 229,077 1.0% 16 4,841 3,422 277,393 1.2% 320 25,768 5 462 8,529 1,106,001 4.9% 114 6,710 2,596 231,326 1.0% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 644 | 40,055 | 7 | 691 | 5,445 | 623,106 | 2.7% |
| 440 16,135 3,161 193,051 0.9% 21 830 3,046 229,077 1.0% 16 4,841 3,422 277,393 1.2% 320 25,768 5 462 8,529 1,106,001 4.9% 114 6,710 2,596 231,326 1.0% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 71 | 2,934 | | | 5,028 | 326,153 | 1.4% |
| 21 830 3,046 229,077 1.0% 16 4,841 3,422 277,393 1.2% 320 25,768 5 462 8,529 1,106,001 4.9% 114 6,710 2,596 231,326 1.0% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 7 | 368 | | | 2,629 | 199,195 | 0.9% |
| 16 4,841 3,422 277,393 1.2% 320 25,768 5 462 8,529 1,106,001 4.9% 114 6,710 2,596 231,326 1.0% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 440 | 16,135 | | | 3,161 | 193,051 | 0.9% |
| 320 25,768 5 462 8,529 1,106,001 4.9% 114 6,710 2,596 231,326 1.0% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 21 | 830 | | | 3,046 | 229,077 | 1.0% |
| 114 6,710 2,596 231,326 1.0% 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 16 | 4,841 | | | 3,422 | 277,393 | 1.2% |
| 12 1,966 3,672 327,789 1.4% 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 320 | 25,768 | 5 | 462 | 8,529 | 1,106,001 | 4.9% |
| 75 21,923 4,848 344,479 1.5% 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 114 | 6,710 | | | 2,596 | 231,326 | 1.0% |
| 2,715 187,704 0.8% 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 12 | 1,966 | | | 3,672 | 327,789 | 1.4% |
| 16 367 2,797 233,495 1.0% 12 959 3,588 324,556 1.4% 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 75 | 21,923 | | | 4,848 | 344,479 | 1.5% |
| 12 959 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | | | | | 2,715 | 187,704 | 0.8% |
| 46 2,811 2,784 268,624 1.2% | 16 | 367 | | | 2,797 | 233,495 | 1.0% |
| | 12 | 959 | | | 3,588 | 324,556 | 1.4% |
| 6,476 583,632 18 2,429 248,586 22,700,180 100.0% | 46 | 2,811 | | | 2,784 | 268,624 | 1.2% |
| | 6,476 | 583,632 | 18 | 2,429 | 248,586 | 22,700,180 | 100.0% |



令和7年度同意(許可)債貸付条件一覧

| | | | | | | | 貸 | 付 | 条件 | ŧ | |
|-----|------------------|-------|------------|-------------|---------------------------|-------------|---------|----------|--------|--------|---------------------|
| 43 | 寸の | | | | | 固定全 | 利方式 | | 重し方式 | | PATE 7000 |
| | 類 | | | į | 首付対象事業 | | 据置期間 | | | 利率の | 償還 の |
| | | | | | | 年以内 | 年以内 | 年以内 | 年以内 | 種類 | 方法 |
| | | | | | 道路事業 | 20 | 5 | 20 | 5 | | |
| | | | 公共 | 共事業等 | 学校教育施設等整備事業 (太陽光発電整備) | 15 | 3 | 15 | 3 | | |
| | | | | | 社会福祉施設整備事業 | 25 | 3 | 25 | 3 | | |
| | | | 公営住宅 | 事業 | | 25 | 5 | 25 | 5 | | |
| | | | 教育・ | 学校教育 | 我仍然自由于仅及以间分于仅分地以 27 7 | | 3 | 25 | 3 | | |
| | | | 福祉施設 | 施設等 整備事業 | 幼稚園その他の学校施設等 | 25 | 3 | 25 | 3 | | |
| | | | 等整備 | 社会福祉施設 | 整備事業 | 25 | 3 | 25 | 3 | | |
| | | | 事業 | 一般廃棄物処 | 理事業 | 30 | 5 | 30 | 5 | | |
| | | | | | 地域総合整備資金貸付事業 | 20 | 5 | 20 | 5 | | |
| | | | | | 被災施設復旧関連事業 | 30 | 5 | 30 | 5 | | |
| | | | | 一般事業 | 河川等分 | 20 | 5 | 20 | 5 | | |
| | | | | | 臨時高等学校改築等分 | 20 |) | 20 |) | | |
| | | 一般会計 | | | 出資金・貸付金、負担金 | 30 | 5 | 30 | 5 | | |
| | | 計 | <u>—</u> | 地域活性化事 | 業 | 30 | 5 | 30 | 5 | | |
| | | į į | 単独 | 防災対策事業 | | | | | | | 半年 |
| | | | 般単独事業 | 地方道路等整 | | 20 | 5 | 20 | 5 | | 半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償 |
| | | | 未 | 合併特例事業 | | | | | | | 利均 |
| | | | | 緊急防災・減多 | | | | | | #41% | 等 |
| | 長 | | | | 正管理推進事業 | 30 | 5 | 30 | 5 | 機構特別利率 | 還又 |
| 般貸付 | 長期貸付 | | | 緊急自然災害 | | | | | | 別 | 文は |
| נין | 1 ₁] | | | 脱炭素化推進 | | 25 | | 25 | | 率 | 年 |
| | | | | こども・子育で | | 25 | 3 | 25 | 3 5 | | 瓶 元 |
| | | | | 辺地対策 事業 | 簡易水道施設・下水道処理施設 | 30 30 | 5 | 40 30 | 5 | | 金均 |
| | | | 辺地及び | 7/4 | 簡易水道施設・下水道処理施設・港湾施設 | 30 | 5 | 40 | 5 | | 等償 |
| | | | 過疎対策 事業 | 過疎対策 | 出資及び上記以外の施設 | 30 | 5 | 30 | 5 | | 還 |
| | | | | 事業 | 過疎地域持続的発展特別事業 | 12 | 3 | 12 | 3 | | |
| | | | | <u> </u> | 都道府県・指定都市に対する貸付け | | | 30 | 3 | | |
| | | | 臨時財政 | 女対策債 | 上記以外の地方公共団体に対する貸付け | _ | _ | 20 | 3 | | |
| | | | | 上水道 | | | _ | | _ | | |
| | | | 水道事業 | 簡易水道 | | 30 | 5 | 40 | 5 | | |
| | | | | | バス | 5 | 1 | - | - | | |
| | | | | 机六洛 | 電車 | 13 | 3 | 13 | 3 | | |
| | | 公 | 交通事業 | 一般交通 | 車庫・営業所 | 20 | 5 | 30 | 5 | | |
| | | 公営企業債 | | | 連絡船 | 連絡船 15 3 15 | | 3 | | | |
| | | 債 | | 高速鉄道 | | 30 | 5 | 40 | 5 | | |
| | | | 病院事業 | 病院・診療所 | ・看護師宿舎・職員宿舎 | 30 | 5 | 30 | 5 | | |
| | | | ,1303-X | その他 | | 10 | 2 | 10 | 2 | | |
| | | | 下水道事 | 業 | | 30 30 | 5 | 40 | 5 | | |
| | | 工業用水流 | 道事業 | 事業 | | 5 | 40 | 5 | | | |

| | | | | | | | 貸作 | 才条件 | | |
|------|----------|-------|----------|----------------|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------------------|----------------------|
| 貸信 | 付の | | | 貸付対象事業 | 固定金 | 利方式 | 利率見回 | 直し方式 | ₹ 11 → 6 | 124 VIII - |
| 種 | 類 | | | 貝以必事未 | 償還期限 年以内 | 据置期間 年以内 | 償還期限 年以内 | 据置期間 年以内 | 利率の 種類 | 償還の 方法 |
| | | | | 水力発電 | 30 | 5 | 30 | 5 | | |
| | | | 電気 | 廃棄物発電・ごみ固形燃料発電 | 15 | 3 | 15 | 3 | 100 144 | |
| | | 事業 | 風力発電 | 17 | 3 | 17 | 3 | 機構 特別利率 | | |
| | | | | 太陽光発電 | 17 | 5 | 17 | 5 | 1000010 | 半 |
| | | | ガス事業 | | 25 | 5 | 25 | 5 | | 年 賦 |
| | | | 港湾 | 埋立 | 30 | 5 | 40 | 5 | 基準利率 | 半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還 |
| | _ | 公 | 整備 | 上屋・倉庫・貯木場 | 30 | 3 | 31 | 3 | | |
| _ | 長期貸付 | 営企 | 事業 | 荷役機械・引船 | 17 | 3 | 17 | 3 | | 賞 |
| 一般貸付 | 貸 付 | 公営企業債 | 介護サ- | -ビス事業 | 30 | 5 | 30 | 5 | 機構 | 又は半 |
| 付 | | 頂 | 市場事業 | Ě | 30 | 5 | 40 | 5 | | |
| | | | と畜場事 | 業 | 30 | 5 | 30 | 5 | 1003131 | 年 賦 |
| | | | 観光 | 水族館・動物園舎等の建築物 | 18 | 3 | 18 | 3 | 世进机壶 | 元金 |
| | | | 施設 事業 | 上記以外の施設 | 10 | 3 | 10 | 3 | 基準利率 | 均等 |
| | | | 駐車場 | 駐車場事業 | | 3 | 20 | 3 | 機構 特別利率 | 償還 |
| | 産業廃棄物処 | | 産業廃棄 | 全物処理事業 | 10 | 3 | 10 | 3 | 基準利率 | |
| | 同意· 貸 | | 長期貸付 | 寸の対象事業すべて | 原則として: 振り替 | 長期貸付に える日 | - | - | 基準利率 | |

備考1 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策、平成30年7月豪雨対策、令和元年台風第19号対策、令和2年7月豪雨対策及び令和6年能登半島地震対策に係るもの(東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及び令和6年能登半島地震に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連)については、「30年以内」とする。

- 備考2 辺地及び過疎対策事業のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。
- 備考3「出資金・貸付金、負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金分に限る(償還期限15年以内、据置期間8年以内)。
- 備考4「出資金・貸付金、負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。
- 備考5 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。
- 備考6 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。
- 備考7 交通事業債(経営改善推進事業)の償還期限は、15年以内(据置期間3年以内)とする。
- 備考8 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする(ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。)。
- 備考9 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。
 - この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設(事業(合併特例事業を除く。))の償還期限及び 据置期間とする。

本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び 据置期間とする。



令和7年度地方債計画

1. 令和7年度地方債計画 (通常収支分)

(単位:億円、%)

| I. 节怕/千皮地刀頂計画 (迪市牧文刀 <i>)</i> | | | | | | | |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|--|--|
| | 項目 | 令和7年度計画額 (A) | 令和6年度計画額 (B) | 差引 (A)-(B)(C) | 增減率 (C)/(B)×100 | | |
| _ | 一般会計債 | | | | | | |
| | 1 公共事業等 | 15,890 | 15,794 | 96 | 0.6 | | |
| | 2 公営住宅建設事業 | 1,100 | 1,082 | 18 | 1.7 | | |
| | 3 災害復旧事業 | 1,127 | 1,119 | 8 | 0.7 | | |
| | 4 教育・福祉施設等整備事業 | 5,723 | 4,813 | 910 | 18.9 | | |
| | (1)学校教育施設等 | 2,670 | 2,119 | 551 | 26.0 | | |
| | (2)社会福祉施設 | 367 | 365 | 2 | 0.5 | | |
| | (3)一般廃棄物処理 | 1,603 | 1,254 | 349 | 27.8 | | |
| | (4)一般補助施設等 | 546 | 538 | 8 | 1.5 | | |
| | (5)施設(一般財源化分) | 537 | 537 | 0 | 0.0 | | |
| | 5 一般単独事業 | 26,625 | 26,845 | △ 220 | △ 0.8 | | |
| | (1)一般 | 2,493 | 2,493 | 0 | 0.0 | | |
| | (2)地域活性化 | 690 | 690 | 0 | 0.0 | | |
| | (3)防災対策 | 871 | 871 | 0 | 0.0 | | |
| | (4)地方道路等 | 3,221 | 3,221 | 0 | 0.0 | | |
| | (5)旧合併特例 | 2,500 | 3,800 | △ 1,300 | △ 34.2 | | |
| | (6)緊急防災・減災 | 5,000 | 5,000 | 0 | 0.0 | | |
| | (7)公共施設等適正管理 | 4,500 | 4,320 | 180 | 4.2 | | |
| | (8)緊急自然災害防止対策 | 4,000 | 4,000 | 0 | 0.0 | | |
| | (9)緊急浚渫推進 | 1,100 | 1,100 | 0 | 0.0 | | |
| | (10)脱炭素化推進 | 900 | 900 | 0 | 0.0 | | |
| | (11)こども・子育て支援 | 450 | 450 | 0 | 0.0 | | |
| | (12)デジタル活用推進 | 900 | - | 900 | 皆増 | | |
| | 6 辺地及び過疎対策事業 | 6,490 | 6,270 | 220 | 3.5 | | |
| | (1)辺地対策 | 590 | 570 | 20 | 3.5 | | |
| | (2)過疎対策 | 5,900 | 5,700 | 200 | 3.5 | | |
| | 7 公共用地先行取得等事業 | 345 | 345 | 0 | 0.0 | | |
| | 8 行政改革推進 | 700 | 700 | 0 | 0.0 | | |
| | 9調整 | 100 | 100 | 0 | 0.0 | | |
| | 計 | 58,100 | 57,068 | 1,032 | 1.8 | | |
| = | 公営企業債 | | | | | | |
| | 1 水道事業 | 7,339 | 6,356 | 983 | 15.5 | | |
| | 2 工業用水道事業 | 420 | 392 | 28 | 7.1 | | |
| | 3 交通事業 | 1,584 | 1,763 | △ 179 | △ 10.2 | | |
| | 4 電気事業・ガス事業 | 260 | 241 | 19 | 7.9 | | |
| | 5 港湾整備事業 | 618 | 577 | 41 | 7.1 | | |
| | 6 病院事業・介護サービス事業 | 5,998 | 4,981 | 1,017 | 20.4 | | |
| | 7 市場事業・と畜場事業 | 395 | 386 | 9 | 2.3 | | |
| | 8 地域開発事業 | 1,346 | 1,290 | 56 | 4.3 | | |
| | 9 下水道事業 | 13,918 | 13,686 | 232 | 1.7 | | |
| | 10 観光その他事業 | 107 | 100 | 7 | 7.0 | | |
| | 計 | 31,985 | 29,772 | 2,213 | 7.4 | | |
| | 合計 | 90,085 | 86,840 | 3,245 | 3.7 | | |

(単位:億円、%)

| | 項目 | 令和7年度計画額 (A) | 令和6年度計画額 (B) | 差引 (A)-(B)(C) | 増減率 (C)/(B)×100 |
|-----------|----------|-----------------|-----------------|--------------------|--------------------|
| 三 臨時財政対策個 | ŧ | 0 | 4,544 | △ 4,544 | 皆減 |
| 四 退職手当債 | | 800 | 800 | 0 | 0.0 |
| 五 国の予算等貸付 | 村金債 | (176) | (350) | (△ 174) | (△ 49.7) |
| | 総計 | (176) 90,885 | (350) 92,184 | (△ 174) △ 1,299 | (△ 49.7) △ 1.4 |
| m=0 | 普通会計分 | 59,602 | 63,103 | △ 3,501 | △ 5.5 |
| 内訳 | 公営企業会計等分 | 31,283 | 29,081 | 2,202 | 7.6 |
| 資金区分 | | | | | |
| 公的資金 | | 38,761 | 39,408 | △ 647 | △ 1.6 |
| 財政融資資金 | Ì | 22,688 | 23,252 | △ 564 | △ 2.4 |
| 地方公共団体 | x 金融機構資金 | 16,073 | 16,156 | △ 83 | △ 0.5 |
| (国の予算等) | 貸付金) | (176) | (350) | (△ 174) | (△ 49.7) |
| 民間等資金 | | 52,124 | 52,776 | △ 652 | △ 1.2 |
| 市場公募 | | 32,600 | 33,100 | △ 500 | △ 1.5 |
| 銀行等引受 | | 19,524 | 19,676 | △ 152 | △ 0.8 |

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・ 国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震減収 対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

2. 令和7年度地方債計画(東日本大震災分)

復旧・復興事業 (単位:億円、%)

| | | <u> </u> | ^4/FESTE | * | (TIZ - 1001 30 70) |
|----------|---------------------------------------|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|
| | 項目 | 令和7年度計画額 (A) | 令和6年度計画額 (B) | 差引 (A)-(B)(C) | 増減率 (C)/(B)×100 |
| 一般会計債 | 一般会計債 | | | | |
| 公営住宅建設 | ····································· | 10 | 1 | 9 | 900.0 |
| 災害復旧事業 | ¥ | 1 | 1 | 0 | 0.0 |
| 一般単独事業 | <u> </u> | 1 | 1 | 0 | 0.0 |
| 公営企業債 | | | | | |
| 水道事業 | 水道事業 | | 4 | △1 | △ 25.0 |
| 国の予算等貸付金 | 国の予算等貸付金債 | | (1) | (0) | (0.0) |
| | 総計 | (1) | (1) | (0) | (0.0) |
| | NO DI | 15 | 7 | 8 | 114.3 |
| 内訳 | 普通会計分 | 11 | 2 | 9 | 450.0 |
| 7,97 | 公営企業会計等分 | 4 | 5 | △1 | △ 20.0 |
| | 公的資金 | | | | |
| 資金区分 | 財政融資資金 | 11 | 6 | 5 | 83.3 |
| | 地方公共団体金融機構資金 | 4 | 1 | 3 | 300.0 |
| | (国の予算等貸付金) | (1) | (1) | (0) | (0.0) |

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般 補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行 する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

3. 令和7年度地方債計画(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位:億円、%)

| 項目 | 令和7年度計画額 (A) | 令和6年度計画額 (B) | 差引 (A)-(B)(C) | 増減率 (C)/(B)×100 |
|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|
| | | | | |
| 1 公共事業等 | 15,890 | 15,794 | 96 | 0.6 |
| 2 公営住宅建設事業 | 1,110 | 1,083 | 27 | 2.5 |
| 3 災害復旧事業 | 1,128 | 1,120 | 8 | 0.7 |
| 4 教育・福祉施設等整備事業 | 5,723 | 4,813 | 910 | 18.9 |
| | 2,670 | 2,119 | 551 | 26.0 |
| (2)社会福祉施設 | 367 | 365 | 2 | 0.5 |
| (3)一般廃棄物処理 | 1,603 | 1,254 | 349 | 27.8 |
| (4)一般補助施設等 | 546 | 538 | 8 | 1.5 |
| (5)施設(一般財源化分) | 537 | 537 | 0 | 0.0 |
| 5 一般単独事業 | 26,626 | 26,846 | △ 220 | △ 0.8 |
| (1)一般 | 2,494 | 2,494 | 0 | 0.0 |
| (2)地域活性化 | 690 | 690 | 0 | 0.0 |
| (3)防災対策 | 871 | 871 | 0 | 0.0 |
| (4)地方道路等 | 3,221 | 3,221 | 0 | 0.0 |
| (5)旧合併特例 | 2,500 | 3,800 | △ 1,300 | △ 34.2 |
| (6)緊急防災・減災 | 5,000 | 5,000 | 0 | 0.0 |
| (7)公共施設等適正管理 | 4,500 | 4,320 | 180 | 4.2 |
| (8)緊急自然災害防止対策 | 4,000 | 4,000 | 0 | 0.0 |
| (9)緊急浚渫推進 | 1,100 | 1,100 | 0 | 0.0 |
| (10)脱炭素化推進 | 900 | 900 | 0 | 0.0 |
| (11)こども・子育て支援 | 450 | 450 | 0 | 0.0 |
| | 900 | - | 900 | 皆増 |
| 6 辺地及び過疎対策事業 | 6,490 | 6,270 | 220 | 3.5 |
| (1)辺地対策 | 590 | 570 | 20 | 3.5 |
| (2)過疎対策 | 5,900 | 5,700 | 200 | 3.5 |
| 7 公共用地先行取得等事業 | 345 | 345 | 0 | 0.0 |
| 8 行政改革推進 | 700 | 700 | 0 | 0.0 |
| 9 調整 | 100 | 100 | 0 | 0.0 |
| 計 | 58,112 | 57,071 | 1,041 | 1.8 |
| 二 公営企業債 | | | | |
| 1 水道事業 | 7,342 | 6,360 | 982 | 15.4 |
| 2 工業用水道事業 | 420 | 392 | 28 | 7.1 |
| 3 交通事業 | 1,584 | 1,763 | △ 179 | △ 10.2 |
| 4 電気事業・ガス事業 | 260 | 241 | 19 | 7.9 |
| 5 港湾整備事業 | 618 | 577 | 41 | 7.1 |
| 6 病院事業・介護サービス事業 | 5,998 | 4,981 | 1,017 | 20.4 |
| 7 市場事業・と畜場事業 | 395 | 386 | 9 | 2.3 |
| 8地域開発事業 | 1,346 | 1,290 | 56 | 4.3 |
| 9 下水道事業 | 13,918 | 13,686 | 232 | 1.7 |
| 10 観光その他事業 | 107 | 100 | 7 | 7.0 |
| 計 | 31,988 | 29,776 | 2,212 | 7.4 |
| 合計 | 90,100 | 86,847 | 3,253 | 3.7 |

(単位:億円、%)

| 項目 | | 令和7年度計画額 (A) | 令和6年度計画額 (B) | 差引(A)-(B)(C) | 増減率 (C)/(B)×100 |
|------------|---------------|-----------------|-----------------|--------------------|--------------------|
| 三 臨時財政対策債 | | 0 | 4,544 | △ 4,544 | 皆減 |
| 四 退職手当債 | | 800 | 800 | 0 | 0.0 |
| 五 国の予算等貸付 | 金債 | (177) | (351) | (△ 174) | (△ 49.6) |
| | 総計 | | (351) 92,191 | (△ 174) △ 1,291 | (△ 49.6) △ 1.4 |
| 内訳 | 普通会計分 | 59,613 | 63,105 | △ 3,492 | △ 5.5 |
| //፱፻/ | 公営企業会計等分 | 31,287 | 29,086 | 2,201 | 7.6 |
| 資金区分 | | | | | |
| 公的資金 | | 38,776 | 39,415 | △ 639 | △ 1.6 |
| 財政融資資金 | | 22,699 | 23,258 | △ 559 | △ 2.4 |
| 地方公共団体金 | 金融機構資金 | 16,077 | 16,157 | △ 80 | △ 0.5 |
| (国の予算等貸付金) | | (177) | (351) | (△ 174) | (△ 49.6) |
| 民間等資金 | | 52,124 | 52,776 | △ 652 | △ 1.2 |
| 市場公募 | | 32,600 | 33,100 | △ 500 | △ 1.5 |
| 銀行等引受 | | 19,524 | 19,676 | △ 152 | △ 0.8 |

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・ 減災・国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する令和6年能登半島地震 減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 国の補正予算又は予備費に伴う補正予算債
- 7 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助 施設整備等事業債
- 8 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営 企業債
- 9 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。





令和6年度債券発行実績

1. 地方金融機構債券(公募国内債)

| 回号 | 年限 | 発行額 (億円) | 表面利率 (%) | 発行価額 (円) | 発行日 | 償還日 |
|-------|-----|-------------|-------------|----------|----------|-----------|
| 第179回 | 10年 | 350 | 0.870 | 100 | R6.4.18 | R16.4.28 |
| 第180回 | 10年 | 300 | 1.033 | 100 | R6.5.23 | R16.5.26 |
| 第181回 | 10年 | 350 | 1.114 | 100 | R6.6.19 | R16.6.28 |
| 第182回 | 10年 | 290 | 1.160 | 100 | R6.7.19 | R16.7.28 |
| 第183回 | 10年 | 340 | 0.914 | 100 | R6.8.23 | R16.8.28 |
| 第184回 | 10年 | 270 | 1.032 | 100 | R6.9.20 | R16.9.28 |
| 第185回 | 10年 | 250 | 1.058 | 100 | R6.10.22 | R16.10.27 |
| 第186回 | 10年 | 250 | 1.172 | 100 | R6.11.25 | R16.11.28 |
| 第187回 | 10年 | 250 | 1.187 | 100 | R6.12.20 | R16.12.28 |
| 第188回 | 10年 | 200 | 1.343 | 100 | R7.1.24 | R17.1.26 |
| 第189回 | 10年 | 200 | 1.460 | 100 | R7.2.25 | R17.2.28 |
| 第190回 | 10年 | 200 | 1.643 | 100 | R7.3.21 | R17.3.28 |
| 第111回 | 20年 | 150 | 1.577 | 100 | R6.4.18 | R26.4.28 |
| 第112回 | 20年 | 200 | 1.859 | 100 | R6.6.19 | R26.6.28 |
| 第113回 | 20年 | 180 | 1.950 | 100 | R6.7.19 | R26.7.28 |
| 第114回 | 20年 | 150 | 1.758 | 100 | R6.9.20 | R26.9.28 |
| 第115回 | 20年 | 150 | 1.804 | 100 | R6.10.22 | R26.10.28 |
| 第116回 | 20年 | 150 | 1.906 | 100 | R6.12.20 | R26.12.28 |
| 第117回 | 20年 | 100 | 2.028 | 100 | R7.1.24 | R27.1.27 |
| 第35回 | 5年 | 210 | 0.638 | 100 | R6.6.19 | R11.6.28 |
| 第36回 | 5年 | 200 | 0.809 | 100 | R6.12.20 | R11.12.28 |
| 第19回 | 30年 | 200 | 1.930 | 100 | R6.4.18 | R36.4.28 |
| 第20回 | 30年 | 130 | 2.253 | 100 | R6.10.22 | R36.10.28 |
| F785回 | 8年 | 30 | 0.803 | 100 | R6.4.25 | R14.4.23 |
| F786回 | 8年 | 30 | 0.817 | 100 | R6.4.25 | R14.6.25 |
| F787回 | 9年 | 200 | 0.892 | 100 | R6.4.25 | R15.3.22 |
| F788回 | 5年 | 40 | 0.555 | 100 | R6.4.26 | R11.6.26 |
| F789回 | 8年 | 30 | 0.766 | 100 | R6.4.26 | R14.3.26 |
| F790回 | 8年 | 30 | 0.808 | 100 | R6.4.26 | R14.9.24 |
| F791回 | 17年 | 30 | 1.486 | 100 | R6.4.26 | R23.4.26 |
| F792回 | 8年 | 30 | 0.821 | 100 | R6.5.29 | R13.12.25 |
| F793回 | 21年 | 30 | 1.831 | 100 | R6.5.29 | R27.2.28 |
| F794回 | 21年 | 30 | 1.839 | 100 | R6.5.29 | R27.3.29 |
| F795回 | 5年 | 40 | 0.573 | 100 | R6.6.26 | R11.8.24 |
| F796回 | 9年 | 30 | 0.961 | 100 | R6.6.26 | R15.12.20 |
| F797回 | 27年 | 50 | 2.103 | 100 | R6.6.26 | R33.6.26 |
| F798回 | 7年 | 60 | 0.780 | 100 | R6.7.25 | R13.7.25 |
| F799回 | 11年 | 40 | 1.156 | 100 | R6.7.25 | R17.2.22 |
| F800回 | 13年 | 30 | 1.389 | 100 | R6.7.25 | R19.7.24 |
| F801回 | 15年 | 30 | 1.564 | 100 | R6.7.25 | R21.7.25 |
| | | | | | | |

| 回号 | 年限 | 発行額 (億円) | 表面利率 (%) | 発行価額 (円) | 発行日 | 償還日 |
|-------|-----|-------------|-------------|----------|----------|-----------|
| F802回 | 17年 | 30 | 1.706 | 100 | R6.7.25 | R23.7.25 |
| F803回 | 6年 | 30 | 0.684 | 100 | R6.7.26 | R12.7.26 |
| F804回 | 7年 | 200 | 0.800 | 100 | R6.7.26 | R13.6.26 |
| F805回 | 15年 | 45 | 1.567 | 100 | R6.7.26 | R21.7.26 |
| F806回 | 15年 | 30 | 1.567 | 100 | R6.7.26 | R21.7.26 |
| F807回 | 15年 | 30 | 1.567 | 100 | R6.7.26 | R21.7.26 |
| F808回 | 5年 | 40 | 0.574 | 100 | R6.9.27 | R11.11.27 |
| F809回 | 7年 | 60 | 0.658 | 100 | R6.9.27 | R13.10.27 |
| F810回 | 8年 | 30 | 0.724 | 100 | R6.9.27 | R14.9.27 |
| F811回 | 8年 | 30 | 0.724 | 100 | R6.9.27 | R14.9.27 |
| F812回 | 7年 | 200 | 0.773 | 100 | R6.10.29 | R13.9.26 |
| F813回 | 11年 | 30 | 1.110 | 100 | R6.10.29 | R17.5.29 |
| F814回 | 16年 | 30 | 1.609 | 100 | R6.10.29 | R23.3.28 |
| F815回 | 7年 | 30 | 0.914 | 100 | R6.11.29 | R13.11.28 |
| F816回 | 8年 | 30 | 0.992 | 100 | R6.11.29 | R14.11.29 |
| F817回 | 28年 | 50 | 2.284 | 100 | R6.11.29 | R34.11.29 |
| F818回 | 5年 | 40 | 0.827 | 100 | R6.12.25 | R12.2.25 |
| F819回 | 7年 | 30 | 0.925 | 100 | R6.12.25 | R14.4.23 |
| F820回 | 8年 | 30 | 0.974 | 100 | R6.12.25 | R14.12.24 |
| F821回 | 11年 | 30 | 1.231 | 100 | R6.12.25 | R17.7.25 |
| F822回 | 12年 | 30 | 1.343 | 100 | R6.12.25 | R18.12.25 |
| F823回 | 4年 | 30 | 0.928 | 100 | R7.1.30 | R11.6.29 |
| F824回 | 4年 | 60 | 0.928 | 100 | R7.1.30 | R11.6.29 |
| F825回 | 4年 | 30 | 0.928 | 100 | R7.1.30 | R11.6.29 |
| F826回 | 4年 | 30 | 0.928 | 100 | R7.1.30 | R11.6.29 |
| F827回 | 4年 | 30 | 0.928 | 100 | R7.1.30 | R11.6.29 |
| F828回 | 7年 | 200 | 1.054 | 100 | R7.1.30 | R13.12.19 |
| F829回 | 7年 | 30 | 1.075 | 100 | R7.1.31 | R14.5.31 |
| F830回 | 8年 | 30 | 1.118 | 100 | R7.1.31 | R15.1.31 |
| F831回 | 8年 | 30 | 1.118 | 100 | R7.1.31 | R15.1.31 |
| F832回 | 5年 | 40 | 1.200 | 100 | R7.3.27 | R12.5.27 |
| F833回 | 7年 | 45 | 1.263 | 100 | R7.3.27 | R14.1.27 |
| F834回 | 7年 | 45 | 1.263 | 100 | R7.3.27 | R14.1.27 |

償還方法:満期一括償還



2. 地方金融機構債券 (MTNプログラムによる債券)

| | 左阳 | 発行額 | | 表面利率 | 発行価額 | ※ 仁口 | / |
|-------|----|---------|------------|-------|--------|-------------|----------|
| 回号 | 年限 | 発行通貨 | 円換算後 (億円)* | (%) | (%) | 発行日 | 償還日 |
| 第106回 | 5年 | 米ドル | 2,310 | 5.000 | 99.716 | R6.4.23 | R11.4.23 |
| 第107回 | 5年 | ユーロ | 814 | 2.750 | 99.636 | R7.1.16 | R12.1.16 |

※円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額である。

償還方法:満期一括償還

3. 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

(1)地共連引受債

| 回号 | 年限 | 発行額 (億円) | 表面利率 (%) | 発行価額 (円) | 発行日 | 償還日 |
|---------|-----|-------------|-------------|-------------|----------|-----------|
| A号第171回 | 10年 | 125 | 0.900 | 100 | R6.4.18 | R16.4.18 |
| A号第172回 | 10年 | 125 | 1.063 | 100 | R6.5.24 | R16.5.24 |
| A号第173回 | 10年 | 125 | 1.144 | 100 | R6.6.21 | R16.6.21 |
| A号第174回 | 10年 | 125 | 1.190 | 100 | R6.7.18 | R16.7.18 |
| A号第175回 | 10年 | 125 | 0.944 | 100 | R6.8.23 | R16.8.23 |
| A号第176回 | 10年 | 125 | 1.062 | 100 | R6.9.20 | R16.9.20 |
| A号第177回 | 10年 | 125 | 1.088 | 100 | R6.10.22 | R16.10.20 |
| A号第178回 | 10年 | 125 | 1.202 | 100 | R6.11.25 | R16.11.24 |
| A号第179回 | 10年 | 125 | 1.217 | 100 | R6.12.19 | R16.12.19 |
| A号第180回 | 10年 | 125 | 1.373 | 100 | R7.1.24 | R17.1.24 |
| A号第181回 | 10年 | 125 | 1.490 | 100 | R7.2.25 | R17.2.22 |
| A号第182回 | 10年 | 125 | 1.673 | 100 | R7.3.21 | R17.3.20 |
| D号第97回 | 20年 | 125 | 1.597 | 100 | R6.4.18 | R26.4.18 |
| D号第98回 | 20年 | 125 | 1.788 | 100 | R6.5.24 | R26.5.24 |
| D号第99回 | 20年 | 125 | 1.879 | 100 | R6.6.21 | R26.6.21 |
| D号第100回 | 20年 | 125 | 1.970 | 100 | R6.7.18 | R26.7.15 |
| D号第101回 | 20年 | 125 | 1.754 | 100 | R6.8.23 | R26.8.23 |
| D号第102回 | 20年 | 125 | 1.778 | 100 | R6.9.20 | R26.9.20 |
| D号第103回 | 20年 | 125 | 1.824 | 100 | R6.10.22 | R26.10.21 |
| D号第104回 | 20年 | 125 | 1.921 | 100 | R6.11.25 | R26.11.25 |
| D号第105回 | 20年 | 125 | 1.926 | 100 | R6.12.19 | R26.12.19 |
| D号第106回 | 20年 | 125 | 2.048 | 100 | R7.1.24 | R27.1.24 |
| D号第107回 | 20年 | 125 | 2.055 | 100 | R7.2.25 | R27.2.24 |
| D号第108回 | 20年 | 125 | 2.329 | 100 | R7.3.21 | R27.3.21 |

※地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

償還方法:満期一括償還

(2)地共済引受債

| 回号 | 年限 | 発行額 (億円) | 表面利率 (%) | 発行価額 (円) | 発行日 | 償還日 |
|---------|-----|-------------|-------------|----------|----------|-----------|
| B号第102回 | 10年 | 70 | 0.900 | 100 | R6.4.18 | R16.4.18 |
| B号第103回 | 10年 | 50 | 1.063 | 100 | R6.5.24 | R16.5.24 |
| B号第104回 | 10年 | 70 | 1.144 | 100 | R6.6.21 | R16.6.21 |
| B号第105回 | 10年 | 165 | 1.190 | 100 | R6.7.18 | R16.7.18 |
| B号第106回 | 10年 | 105 | 0.944 | 100 | R6.8.23 | R16.8.23 |
| B号第107回 | 10年 | 65 | 1.062 | 100 | R6.9.20 | R16.9.20 |
| B号第108回 | 10年 | 70 | 1.088 | 100 | R6.10.22 | R16.10.20 |
| B号第109回 | 10年 | 80 | 1.202 | 100 | R6.11.25 | R16.11.24 |
| B号第110回 | 10年 | 65 | 1.217 | 100 | R6.12.19 | R16.12.19 |
| B号第111回 | 10年 | 155 | 1.373 | 100 | R7.1.24 | R17.1.24 |
| B号第112回 | 10年 | 110 | 1.490 | 100 | R7.2.25 | R17.2.22 |
| B号第113回 | 10年 | 70 | 1.673 | 100 | R7.3.21 | R17.3.20 |
| C号第102回 | 20年 | 85 | 1.597 | 100 | R6.4.18 | R26.4.18 |
| C号第103回 | 20年 | 65 | 1.788 | 100 | R6.5.24 | R26.5.24 |
| C号第104回 | 20年 | 85 | 1.879 | 100 | R6.6.21 | R26.6.21 |
| C号第105回 | 20年 | 180 | 1.970 | 100 | R6.7.18 | R26.7.15 |
| C号第106回 | 20年 | 120 | 1.754 | 100 | R6.8.23 | R26.8.23 |
| C号第107回 | 20年 | 85 | 1.778 | 100 | R6.9.20 | R26.9.20 |
| C号第108回 | 20年 | 85 | 1.824 | 100 | R6.10.22 | R26.10.21 |
| C号第109回 | 20年 | 90 | 1.921 | 100 | R6.11.25 | R26.11.25 |
| C号第110回 | 20年 | 80 | 1.926 | 100 | R6.12.19 | R26.12.19 |
| C号第111回 | 20年 | 195 | 2.048 | 100 | R7.1.24 | R27.1.24 |
| C号第112回 | 20年 | 140 | 2.055 | 100 | R7.2.25 | R27.2.24 |
| C号第113回 | 20年 | 110 | 2.329 | 100 | R7.3.21 | R27.3.21 |

※地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合 連合会の引受けによる債券。

償還方法:満期一括償還

4. 政府保証国内債

| 回号 | 年限 | 発行額 (億円) | 表面利率 (%) | 発行価額 (円) | 発行日 | 償還日 |
|------|----|-------------|-------------|-------------|---------|----------|
| 第14回 | 4年 | 700 | 0.494 | 100 | R6.7.30 | R10.7.28 |
| 第15回 | 4年 | 700 | 0.450 | 100 | R6.9.27 | R10.9.27 |

償還方法:満期一括償還





地方公共団体金融機構の沿革

| 平成20年度 | 地方公営企業等金融機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立 (8月1日) 公営企業金融公庫の資産・債務を承継し業務開始 (10月1日) |
|--------|---|
| 平成21年度 | 地方公営企業等金融機構法の一部改正により地方公共団体金融機構へ改組(6月1日) |
| 平成23年度 | 特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設 |
| 平成27年度 | 半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の選択制の導入 |
| 平成29年度 | 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会報告書を取りまとめる 新たな経営理念・新たなキャッチフレーズ「金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く」を策定 |

(参考)公営企業金融公庫の沿革

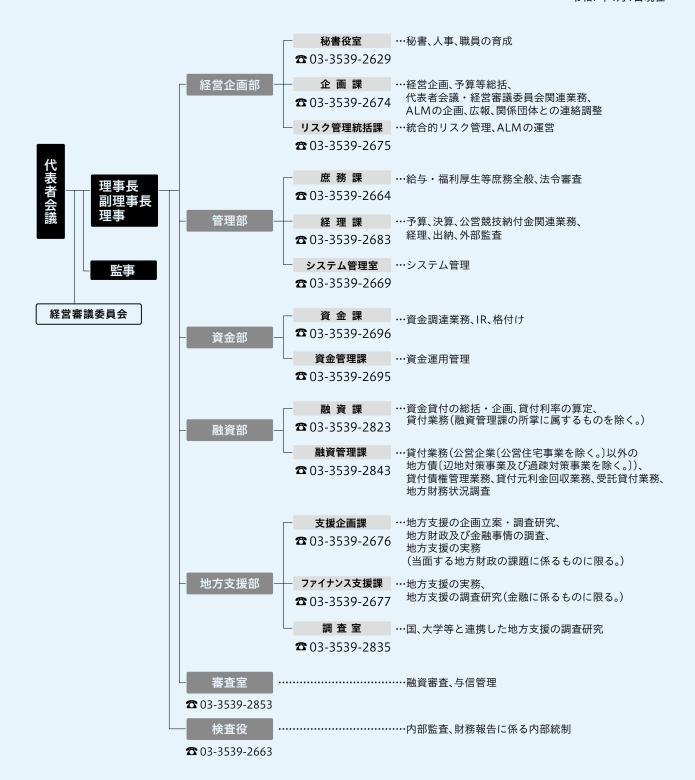
| (2 2)————— | |
|------------|--|
| 昭和32年度 | 公営企業金融公庫法に基づき設立 (6月1日) |
| 昭和35年度 | 農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始 |
| 昭和41年度 | 特別利率貸付制度を創設 |
| 昭和42年度 | 国庫補給金の受入れ開始 |
| 昭和45年度 | 公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置 |
| 昭和47年度 | 地方道路公社と土地開発公社への貸付開始 |
| 昭和53年度 | 一般会計の臨時三事業 (地方道、河川等、高等学校整備) を貸付対象に追加 |
| 昭和58年度 | 外貨による公営企業債券の発行開始 |
| 平成元年度 | 債券借換損失引当金制度を創設 |
| 平成2年度 | 臨時特別利率制度を創設 |
| 平成10年度 | 「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)に基づき、非常勤理事 (1人) を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応 (3年間で廃止) |
| 平成13年度 | 国庫補給金を廃止、利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設、財投機関債の発行開始 特殊法人等改革基本法成立、特殊法人等整理合理化計画策定 |
| 平成14年度 | 「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定 |
| 平成17年度 | 「行政改革の重要方針」(平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みの在り方、廃止に向けた移行措置の在り方等)を閣議決定 |
| 平成18年度 | 行政改革推進法成立 政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部「政策金融に係る制度設計」を決定 地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出 |
| 平成19年度 | 地方公営企業等金融機構法成立、地方公共団体財政健全化法成立 |
| 平成20年度 | 地方公営企業等金融機構法に基づき解散 (10月1日) |
| | |



組織図

機構の組織は、代表者会議の下、理事長、副理事長、理事及び監事の役員並びに5部13課室、審査室及び検査役で構成されています。各課室の担当業務は以下のとおりです。

令和7年4月1日現在





組織概要

法 人 名: 地方公共団体金融機構(略称:地方金融機構)

英文名称: Japan Finance Organization for Municipalities (JFM)

設 立: 平成20年8月1日(平成21年6月1日改組)

所 在 地:東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館

理 事 長:内藤尚志

出 資 金: 166億210万円(全都道府県、市区町村等による出資)

従 業 員 数:111人(令和7年4月現在)

令和6年度末

貸 付 残 高: 22兆7,001億円

令和6年度末

債券発行等残高: 19兆2,071億円

格 付: S&P:A+

Moody's:A1

R&I:AA+ (令和7年3月31日現在)



シンボルマーク



当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」 を象徴する3つのブロックが集まって1つの円を形作ることで、機構の設立・ 運営における全地方公共団体の結束を表しています。

- ・長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
- ・地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
- ・地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」



公益財団法人 後藤·安田記念東京都市研究所 提供



交通案内

都営地下鉄三田線「内幸町」下車 (A7) 徒歩2分 東京メトロ丸ノ内線「霞ケ関」下車 (B2)徒歩4分 東京メトロ千代田線「霞ケ関」下車 (C3)徒歩3分 東京メトロ千代田線「日比谷」下車 (A14)徒歩3分 JR線「新橋」駅下車徒歩8分又は「有楽町」下車徒歩12分





〒100-0012

東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館 地方公共団体金融機構ホームページ https://www.jfm.go.jp/



※ユニバーサルデザインの考え方に 基づいて編集されています。